

令和 7 年第 7 回定例会

孺恋村議会会議録

令和 7 年 12 月 2 日 開会

令和 7 年 12 月 12 日 閉会

孺恋村議会

令和7年第7回孺恋村議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月2日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○報告第10号の上程、説明、質疑	10
○議案調査について	13
○日程の変更について	13
○議案第52号～議案第58号の一括上程、説明	14
○議案第59号の上程、説明	21
○議案第60号の上程、説明	21
○議案第61号の上程、説明	22
○議案第62号の上程、説明	23
○議案第63号の上程、説明	23
○議案第64号の上程、説明	23
○議案第65号の上程、説明	24
○議案第66号の上程、説明	24
○議案第67号の上程、説明	25
○議案第68号の上程、説明	25
○請願書、陳情書等の委員会付託について	26

○議員派遣の件について	2 6
○休会について	2 7
○散会の宣告	2 7

第 2 号 (12月8日)

○議事日程	2 9
○本日の会議に付した事件	2 9
○出席議員	3 0
○欠席議員	3 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 0
○事務局職員出席者	3 0
○開議の宣告	3 1
○議事日程の報告	3 1
○議案第52号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第53号の質疑、討論、採決	3 5
○議案第54号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第55号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第56号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第57号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第58号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第59号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第60号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第61号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第62号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第63号の質疑、討論、採決	4 2
○議案第64号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第65号の質疑、討論、採決	4 3
○議案第66号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第67号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第68号の質疑、討論、採決	4 5

○休会について	4 6
○散会の宣告	4 6

第 3 号 (12月12日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	4 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 9
○事務局職員出席者	5 0
○開議の宣告	5 1
○議事日程の報告	5 1
○請願書、陳情書等の審査報告について	5 1
○一般質問	5 3
伊 東 正 吾 君	5 3
土 屋 幸 雄 君	6 5
土 屋 哲 夫 君	8 2
下 谷 彰 一 君	9 2
大久保 守 君	1 0 7
伊 藤 洋 子 君	1 1 6
大 野 克 美 君	1 3 4
○閉会中の継続審査申出について	1 4 3
○閉議及び閉会の宣告	1 4 3
○署名議員	1 4 5

令和 7 年 第 7 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和7年第7回嬭恋村議会定例会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和7年12月2日(火) 午前10時03分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第10号 専決処分の報告について(他車と公用車の衝突による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第 6 議案第52号 令和7年度嬭恋村一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 7 議案第53号 令和7年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第54号 令和7年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 9 議案第55号 令和7年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第56号 令和7年度嬭恋村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第57号 令和7年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第12 議案第58号 令和7年度嬭恋村下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第13 議案第59号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第60号 群馬県市町村総合事務組合規約変更に関する協議について
- 日程第15 議案第61号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第16 議案第62号 嬭恋村職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第63号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第64号 嬭恋村手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第19 議案第65号 嬭恋村税条例の一部改正について
- 日程第20 議案第66号 嬭恋村個別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正について

て

日程第 2 1 議案第 6 7 号 孀恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 2 2 議案第 6 8 号 孀恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

日程第 2 3 請願書、陳情書の委員会付託について

日程第 2 4 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	黒 岩 智 未 君	2 番	土 屋 哲 夫 君
3 番	伊 東 正 吾 君	4 番	下 谷 彰 一 君
5 番	黒 岩 敏 行 君	6 番	石 野 時 久 君
7 番	佐 藤 鈴 江 君	8 番	土 屋 幸 雄 君
9 番	松 本 幸 君	10 番	伊 藤 洋 子 君
11 番	大久保 守 君	12 番	大 野 克 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊 川 栄 君	副 村 長	黒 岩 彰 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	熊 川 明 弘 君
会計管理者兼 税務会計課長	宮 崎 由美子 君	未来創造課長	黒 岩 孝 義 君
交流推進課長	小 林 千 速 君	住 民 課 長	望 月 浩 二 君
健康福祉課長	野 寺 美 枝 君	建 設 課 長	黒 岩 建 五 郎 君
農林振興課長	土 屋 和 彦 君	上下水道課長	黒 岩 治 信 君
教育委員会 事務局 長	宮 崎 清 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 目黒 康子 書 記 横沢 右京

開会 午前10時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第7回婦恋村議会定例会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

本日、お手元にお茶等を用意してありますので、水分補給に心がけていただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本定例会の会議録署名議員に、4番、下谷彰一議員、5番、黒岩敏行議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、11月25日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

土屋委員長。

〔議会運営委員長 土屋幸雄君登壇〕

○議会運営委員長（土屋幸雄君） 議会運営委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、11月25日、委員会を開催し、当局から、村長、副村長、総務課長の出席により、令和7年第7回議会定例会の運営について協議をいたしました。第7回議会定例会の会期は12月2日から12日までの11日間とし、一般質問の通告期限は8日午前10時までと決定をいたしました。

提出予定案件は、報告1件、議案18件でございます。

主な内容としましては、令和7年度各会計補正予算、条例の改正についてなど、18件の議案が提案される予定となっております。

また、当局より提出議案並びに課題となっている案件の説明を行いたいとの申入れがあり、本会議終了後から3日の全員協議会で行うことにいたしました。

今回、請願・陳情については、陳情1件、要望1件の提出がありました。協議の結果、請願・陳情文書表配付のとおり、付託することと決定をいたしました。

各常任委員会並びに特別委員会は、12月8日に開催することと決定をいたしました。

また、一般質問について、これまでと同様に一問一答方式で行うことと決まりました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、監査委員から例月出納検査報告書9月から11月分を受理しましたので、配付のとおり報告をします。

次に、本職において決定した議員派遣並びに9月定例会以後の主な諸行事は、お手元に配付したとおりであります。

次に、令和7年12月1日に、嬭恋村教育長から令和7年度教育委員会点検・評価報告書が本職宛てに提出されましたので、報告書の写しをお手元に配付いたしました。

◎行政報告

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告を行うため、発言が求められておりますので、これを許可します。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 12月議会に当たりまして、行政報告をさせていただきます。

今年2025年は昭和から100年、そして終戦から80年を迎えることを改めて12月に入り実感しております。時間の流れは止められませんけれども、私たちはその中で何を成し遂げるかが重要であり、来年へ向けてさらなる努力を重ねていきたいと思っております。

まず、12月1日からは、全国交通安全週間が始まりました。また、本日12月2日からは、マイナンバーカード保険証の完全移行が行われ、来年の3月までは資格確認書が使用されることとなっております。このように社会の変化にしっかりと対応し、嬭恋村民の皆様への情報提供を怠らないよう心がけてまいります。

まず、国際情勢でございますが、今年も様々な国際的な出来事が私たちに影響を与えています。特に、イスラエル・パレスチナ問題やロシアのウクライナ侵攻、そして台湾有事の懸念など、世界情勢は不安定感を増しています。これにより、私たちの日中関係も影響を受けており、引き続きこの動向に注意していく必要があります。

また、COP30（国連気候変動枠組条約第30回締結国会議）がブラジル、ベレンで11月に開催され、気候変動に対する新たな取組が求められています。これに伴い、国内でも自然災害の頻発化、激甚化が問題になっており、私たちの地域でもその影響を避けて通れません。嬭恋村では風水害や地震のほかにも浅間山、白根山という日本有数の活火山が控えており、今後も国の国土強靱化5か年加速化計画が閣議決定されましたので、これに沿い、今までも要望活動を展開してまいりましたが、しっかりと今後も要望活動を行ってまいりたいと考えております。

その次でございますが、国内情勢でございます。国内では、現在政治の世界において、少

数与党から政権の枠組みは変化をいたしました。それに伴いまして、野党との協議を行って決定することが多くなってきております。特に、まず令和7年度の補正予算18兆3,034億円ということで、生活の安全保障と物価高への対応ということで、現在国会で審議をしていただいております。その中でも、町村に関わりのある案件でございますが、重点支援地方交付金が約2兆円ございます。地域によっては既におこめ券、電子クーポン券、プレミアム商品券等、1人当たり概略で3,000円に当たるそうでございますが、既に基礎的自治体においてもおこめ券を発行した自治体も出てきておる状況になっております。

2つ目でございますが、ガソリン税の暫定税率の廃止ということで現在協議が行われておりますが、廃止しますと約4,500億円、市町村分の財源が不足してまいります。これにつきましては、しっかりと、私ども町村会においても国のほうに、しっかりと財政の補填をするように来年度に向かってお願いをしておるところでございます。

3点目でございますが、18歳未満への子供1人一律2万円の給付ということで、補正予算に入っております。

4点目でございますが、来年の1月から3月までの電気料金の、1世帯約7,000円の3か月分の補助ということが補正予算に入っております。このようなことにつきましては、一日も早く補正予算をしっかりと、政府のほうで、また、国会のほうでお決めいただきたいと思っております。

そのほかに国内の政治動向でございますが、政治の枠組みが変わったことによりまして、国民健康保険税の上限が109万円から110万円に、介護保険料でございますが、制度の持続可能性のための負担増額ということで、所得によっては20%枠拡大の議論がされております。また、学校給食費の全国における無償化という件、あるいは高等学校における授業料の無償化も議論されております。既に財政の裕福である東京都や大阪府においては高校の授業料は無償化されております。やるのであれば全国にわたって一律に、国の責任においてしっかりと対応していただきたいと考えております。

また、所得税の非課税枠の103万円の壁ということで議論されておりますが、村内でも働く女性の方が103万円以上稼いでも税金に取られるならということで、制限をしている方も見受けられるところがございます。これらにつきましても、しっかりと議論をしていただきたいということであります。政治の動向が、国内、変わってきておりますので、それに応じた対応を孺恋村も、また、町村会においてもしっかりと国のほうにお願いをしてまいりたい、こう思っております。

もう1点でございますが、今年は何勢調査の年でございます。農業センサス、農業につきましては、2月にまとまって、ここに來まして公表されております。その中で、農林業センサスでございますので、基幹的な農業従事者は102万1,000人となったということでございます。5年前に比べて34万人、約、減少しておる、25%基幹的農業従事者が減少したということでございます。また、平均年齢が約、農業従事者73歳になってきているということでございます。これらを踏まえますと、我が村は基幹産業がキャベツを中心とする農業でございます。しっかりと第1次産業を守るべく、現実には現実で数字的なデータに基づいてしっかりと今後対応してまいりたいと、こう思っております。

村内情勢につきまして、ご報告させていただきたいと思っております。第1次産業では、JA、農協さんベースでキャベツの出荷量が1,854万ケースに達し、販売額は165億円となっております。農業は引き続き村の重要な産業であることがうかがえます。しかしながら対前年比で見ますと、販売額につきましては、20%ほどショートしておるということでございます。しっかりと農協以外の皆様とも合わせまして、何とか200億円以上の販売額が確保できるようしっかりと第1次産業については来年度に向かって取り組んでまいりたいと思っております。

第2次産業につきましては、入札の関係で報告を常にさせていただいておりますが、入札金額が前年比で減少しておるものの、着実に進行中の事業が多くあります。特に、地域振興に向けた取組が求められていると思っております。現在、11月25日現在でございますが、入札につきまして、17回23件、2億6,170万円ということで、対前年比で4,080万円減となっております。累計で、本年度に入りまして6億6,550万円、前年比にしましてマイナスの2,350万円ということでございますので、大きな変動はないと思っております。

第3次産業の観光関係でございますが、前年を若干上回るものの、夏から秋にかけて宿泊客数が減少しており、外的要因としては旅行の控えや天候不順が影響を与えていると考えられます。引き続き観光業の回復には工夫が必要だと思っております。特に、冬場に入りまして、11月22日に鹿沢スノーエリアがオープン。昨日、12月1日にはパルコール婦恋リゾートが安全祈願祭、12月3日におきましては、万座温泉スキー場の安全祈願祭ということでございます。施設産業でございますので、カウントできる数字の施設でございますので、しっかりと対前年を上回れるような形でスキー産業が運営できるように、行政といたしましてもしっかりと対応してまいりたい、こう思っているところでございます。

続きまして、今後の国の概算要求等が現在出てきておりますが、122兆4,454億円ということで史上最高の概算要求額となっております。国や県の方針に基づきまして、地域振興や

インフラ整備、減債・防災対策にしっかりと今後も取り組んでまいりたいと思っております。特に、上信自動車道につきまして、嬭恋バイパスが3月31日に事業費ベースで433億円というご決定をいただきました。これにつきましては、11月10日に国への要望、11月14日に長野県、群馬県への要望等も重ねてきておるところでございます。なお、10月30日には国交省と群馬県、長野県の3者による鳥居峠の国代行協議が開始されたところでございます。今後も現地の地域説明会を行っておるところでございますが、しっかりと前に進んでまいりましたので、議会の皆様方、また、国民の皆様方、また、地域の皆様方のご理解とご協力を得まして、しっかりと対応してまいりたいと思っておるところでございます。特に群馬県においては、もっとも重要な基幹的な道路と位置づけをいただいておりますので、議会の皆様共々、しっかりとまた国のほうにも要請をしまいたい、こう思っております。

なお、上信自動車道を中心といたします公共施設の再編計画、あるいはそれに伴いますグラウンドデザインの検討を現在重ねておるところでございますが、中・長期の財政の状況もしっかり確認しながら、中・長期の計画をしっかりと固めていく時期に来ておると思っております。時代がダイナミックに変化しておりますし、国・県の動向も変わりつつありますので、状況をしっかりと把握しながら、村民の幸せのために中・長期の計画をしっかりと検討してまいりたい、こう思っております。

今後の主な予定につきましては、1月6日に群馬県議会賀詞交歓会、上毛新聞賀詞交歓会、吾妻郡の賀詞交歓会が行われ、1月7日には嬭恋消防団出初式、嬭恋村賀詞交歓会、1月11日には嬭恋村20歳のつどいという大きな予定がございます。その他詳細な日程につきましては、ホームページのほうで私のスケジュールが入っておりますので、ご確認をいただけたらと思っております。

当局と議会は車の両輪と二元性、また、最大多数の最大幸福という基本理念を掲げて、村民のための村民参政運営に引き続き進めていきたいと考えております。民主主義の根本であります「The government of the people by the people for the people」を実現するため、皆様との協力を大切にしていきたいと思っております。2025年という大きな節目を迎え、2026年を迎える時期に入りましたが、国際情勢や国内経済が急速に変化する中で私たちの地域もその影響を受けつつあります。村民一人一人の声を大切に、確かな行政運営を行ってまいりますので、今後ともご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） これで行政報告は終わりました。

◎報告第10号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、報告第10号 専決処分の報告について（他車と公用車の衝突による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）を議題といたします。

本案について当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 報告第10号 専決処分の報告について（他車と公用車の衝突による損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について）報告をさせていただきます。

本件につきましては、職員の運転する公用車と他車の衝突事故により、相手方の車両に損害を与えたもので、損害賠償事故に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分したものでございます。村長において専決処分することのできる事項の指定（昭和60年議決第2号）に基づきまして専決処分いたしましたので、報告するものでございます。詳細につきましては、担当課長よりご説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 報告第10号 専決処分の報告についてご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。

令和7年6月25日、午後1時34分頃、職員が運転します公用車にて役場庁舎前駐車場より国道144号線を右折しようとしたところ、右側から国道を走行してきました東京都在住の方が運転する車両と衝突し、相手方の車両に損害を与えたものでございます。双方にけがはなく、この事故に係ります過失割合が80対20となりまして、嬭恋村が相手方車両の損害額の80%に当たります24万7,286円を、村の加入します損害保険会社より相手方に支払うことにより示談が成立し、和解したものでございます。

以上ご説明とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 役場の駐車場から国道に出るところということですよ。この場所については以前より安全対策をしっかりとってくれと要望を上げてあったはずなんです、あれから対策を取ったように見えるところが残念ながら見えない。この後も何か安全対策をする予定があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの土屋哲夫議員の質問にお答えをさせていただきます。

何月の議会かちょっと忘れてしまったんですけども、土木事務所のほうにもお願いをしてという話をさせてもらったかと思っています。ちょっと実際、まだカーブミラー等が以前そのままということでございますので、また土木事務所のほうと、また交通安全、安全管理の総務課のほうとも話をしながら対策をしていければと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） 今、課長さんがおっしゃったように、当時も土木の方をお願いして対策を取るといってお話でしたね。そのときにも村長さんにもお話しさせてもらったんですけども、村民が役場に来て交通事故に遭う、もちろんそれも大変なこと。役場の職員の皆さんも出入りを日常的にするので、役場の職員の人たちの身体、生命を守るの、それも仕事ではないのかよと話をさせてもらいました。つまり土木に頼るのではなくて、カーブミラーの大型のものを1つ村費でつけるとか、そういうことまで考えてほしいというお願いをしたつもりだったんですけども、実際に道路が新しくなって通過する車両のスピードも上がりました。おそれていたとおりになっています。カーブの形状はああいう形なので、車が出るときに首の角度を180度以上ひねらないと安全確認できないんです。大笹方向を見た後に三原方向を見る、その時間差でまたカーブの先から車が出てくる。非常に危険な状況だと。年配の方もたくさんお見えになるんですから至急安全対策をしていただきたいと思うんですが、村長、いかがですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 国道でございますので、その関わりについては大前区長さんなりともまた協議をしっかりとらせてもらって、また、担当課長は課長なりに進めております。また、総務課のほうでは安全対策担当でございますからカーブミラーをつけましたが、私自身もち

よっと見にくい、下から見て上から来るのが見えないと、2つついているんですけどもちよっと見にくいなと思っています。

それと、あそこの入り口につきましては、国道に隣接するところの角度の斜度がありますが、この斜度が急傾斜地過ぎる、急過ぎるという状況に現在なっています。そこの改良工事のときに土木とも話を、当時の担当課長も話をしてくれていますが、本来であるとあれがもっとフラットに、あるいは役場のほうをもっと削る形にしないと角度が急すぎる状況に現在なっています。それも含めまして課長はそれなりに土木とも話は継続的にしておると思いますが、私からもまた話をしてみて、それよりも今言った土屋哲夫議員の言う大きなカーブミラーですかね、どういう角度で、どうしたらいいか、これは交通安全の関係ですので総務課中心になりますが、私の名においてもカーブミラーの件についてはしっかり検討してみたいと思っています。議会のほうの皆さんにもしっかりとまた報告しながら、どういう角度でカーブミラーをつけたらいいのかということについては、早急にちょっとまた検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今の質問とダブる点もあるかもしれないんですけども、やはりこの事故が起こって村としてどういう反省をしたのか。今、村長の答弁でもありますけれども、以前から斜度がすごい急だからということだったら、ではちょっと村の駐車場が少なくなるかもしれないけれどもその斜度を緩やかにするとか、あと、一時停止線も降りたところがないんですよ、そうするとそこを真っ白く濃く一時停止の線を引くとか、止まれを村がつくってやるとか、やっぱりそれぞれが止まって確認していると思うんですけども、また改めてそういった反省の下に何を村ができるかをやっぱり村が考えることが大事だと思いますので、その点でダブるかもしれないのでこれだけはやっていきたいとか、そういうことを今回の事故を受けて村としてやっぱりここで約束をすることが必要だと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 安全対策ということで総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

総務課としましては、運転管理者といたしまして車両の整備はもちろんのこと、今後事故

の防止のための取組を厳粛に受け止めまして、事故があった場合も組織的要因も今後検討していくような形で職員の綱紀粛正に努めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それでは、先ほどから建設課長や村長から出されていることが来年度予算に反映されることを、ちゃんとやれることを期待しておきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、報告第10号 専決処分の報告についてを終わります。

◎議案調査について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りいたします。日程第6から日程第22までの各議案等につきまして、本日は提案のみとさせていただきます、審議は8日に行うこととし、本日から7日まで議案調査にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程第6から日程第22までの議案等は提案のみとし、本日から7日まで議案調査といたします。

◎日程の変更について

○議長（佐藤鈴江君） お諮りします。日程第6から日程第12までは、いずれも令和7年度補正予算関係の関連議案であります。

よって、この際、日程を変更し、日程6から日程12までを一括議題にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、日程は変更されました。

◎議案第52号～議案第58号の一括上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6から日程第12までを一括議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第52号 令和7年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）から議案第58号 令和7年度孺恋村下水道事業会計補正予算（第1号）までご提出させていただきましたが、私からは一般会計補正予算（第3号）の概要を説明させていただき、一般会計の詳細及び各特別会計につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

一般会計は、歳入歳出それぞれ1億5,153万3,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ89億882万9,000円とするものでございます。慎重なるご審議をいただきまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、議案第52号 令和7年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）について、詳細説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） 議案第52号 令和7年度孺恋村一般会計補正予算（第3号）につきまして、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出の総額にそれぞれ1億5,153万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億882万9,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。

債務負担行為の補正となります。小学校及び中学校におけるGIGAスクール用パソコンの購入費となります。小学校で395台、中学校で222台の購入費となります。購入及び契

約につきましては、令和8年度となります。

次に、補正予算の主なものをご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

主な歳入補正につきましては、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係ります基盤安定制度の保険者支援分等の国・県補助金の補正となります。また、教育費国庫補助金につきましては、NIPPON防災資産支援事業補助金を活用しまして、鎌原区にて実施の鎌原観音堂境内地内の十王堂の改修工事を予定しております、区への補助金に充当しております。

続きまして、歳出補正の主なものをご説明させていただきます。

まず、歳出補正予算の大半が人事院勧告に伴います人件費の増額補正となっておりますが、それ以外につきましては、12ページをご覧ください。

総務管理費の企画費におきまして、ふるさと納税管理運営事業で寄附金の金額と寄附件数の増加に伴います経費の増額で、3,800万円を増額計上いたしました。

続きまして、23ページをご覧ください。

保健衛生総務費の吾妻広域火葬場運営費負担金におきまして、東部火葬場長寿命化事業の工事設計委託費の減額に伴う負担金で、551万1,000円の減額となっております。

続きまして、28ページをご覧ください。

土木費、道路橋梁費におきまして、村道及び橋梁の補修復旧工事で3,800万円の増額補正となっております。次のページで、29ページになります。

常備消防費の広域消防運営負担金になります。これにつきましては、人事院勧告に伴います広域消防職員の人件費への負担金が400万2,000円の増額補正となっております。

歳出合計で1億5,153万3,000円の増額となっております、歳入歳出での差引不足額8,222万8,000円につきましては、財政調整基金からの繰入金で賄いました。

以上雑駁ではございますが、補正予算の詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第53号 令和7年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第53号 令和7年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,970万4,000円、直営診療施設勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ675万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,943万3,000円とするものであります。

補正の内容ですが、5ページをご覧ください。

歳入では、第5款財産収入ですが、77万円を増額し、予算額140万円とするものであります。これは基金残高に対する預金利子が増える見込みのため、補正をするものであります。

続いて、第6款繰入金であります。986万3,000円を増額し、予算額を8,122万1,000円とするものであります。これは第1節の保険基盤安定負担金から第8節産前産後保険税の軽減分に係る金額の算定が終わったことに伴う補正となります。

次に、基金繰入金です。補正に伴う財源調整を行うものであります。第7款繰入金ですが、令和6年度決算に基づく繰越金、これを歳入予算に繰り入れるものであります。

続いて、第8款諸収入の補正額773万1,000円、これは前年2月分の療養給付費、これの精算によるものとなります。

続いて、歳出であります。8ページをお願いします。

第7款基金積立金であります。預金利子の増額を受けて、積み立てるものであります。

続いて、9ページです。

第9款諸支出金であります。第1目は保険税の過年度分の還付金、これの不足が見込まれることから150万円を増額するものであります。第6目、これは前年の療養給付費の精算に伴い、県から頂いている普通交付金、これを返還するものであります。第9目、これは補助金の額の確定により、国・県へ返還するものとなります。

以上が国保の事業勘定のほうの補正となります。

続いて、直営診療所勘定であります。医業費675万7,000円を増額となります。これは指定管理者による運営を行っておりますが、指定管理協定に基づきまして、前年度決算に基づく経常損失、これの補填をするものであります。事業勘定、直営診療所勘定共に歳入の繰入金については、一般会計の補正予算（第3号）の中で繰出金として各会計間の調整を行っておりますことを補足させていただきます。

以上、令和7年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第54号 令和7年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予

算（第2号）について、詳細説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） 議案第54号 令和7年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ507万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億894万5,000円とするものであります。

5ページをお願いいたします。

歳入の第4款繰入金であります。1目の事務費繰入金は、第5款諸収入で前年度の後期高齢者広域連合の共通経費、これの精算による返還金に伴うものとなります。第2目基盤安定繰入金ですが、負担金の額が確定したことから減額するものであります。

続いて、歳出、6ページをお願いします。

群馬県後期高齢者広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金分の確定に伴い減額をするものであります。

以上、令和7年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第55号 令和7年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 野寺美枝君登壇〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） 議案第55号 令和7年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億681万2,000円とするものです。

補正の内容ですが、5ページをご覧ください。

歳入になりますが、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目事務費補助金605万円の増額補正ですが、これはシステム改修事業の補助金となります。

次に、第9款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金ですが、令和6年度からの繰越金として726万円を計上させていただきました。

続きまして、歳出になりますが、6ページをご覧ください。

〔「単位間違えていると思いますけれども。60万5,000円だと思います。」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） 失礼いたしました。すみません。

第4目事務費補助金60万5,000円の増額補正で、令和6年度からの繰越金72万6,000円を計上させていただきました。

続きまして、歳出になりますが、6ページをご覧ください。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費について。補正額77万6,000円ですが、これは令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修に係る経費等の増額となります。

次に、7ページをご覧ください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費ですが、いずれも実績見込みによる補正となります。

続いて、8ページをご覧ください。

第4款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費、第4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費ですが、職員の人事異動に伴う減額補正となります。続きまして、第3項介護予防・生活支援サービス事業費、第2目介護予防ケアマネジメント事業費です。こちらは実績見込みによる増額補正となります。

以上、令和7年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第56号 令和7年度嬭恋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、議案第56号 令和7年度嬭恋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

まず、第2条の収益的収入及び支出についてですが、収入の第1款第2項の営業外収益は、132万7,000円の増額、支出は第1款第1項の営業費用が132万7,000円の増額で、特別損失は300万円の増額となります。

続きまして、第3条について職員給与費が132万7,000円の増額で、合計が1,721万円となります。増額分については収益的支出の営業費用の補正額の内数となっております。

続きまして、内容についてですが、2ページの明細書をご覧ください。

収益的収入については、1節の他会計補助金が132万7,000円の増額、支出については、人件費が132万7,000円の増額で、人事院勧告によるものとなります。その他、特別損失について300万円の増額となっていますが、これにつきましては、以前制定しました債権管理条例により、時効になった分の所在不明者や倒産した法人の滞納を不納欠損とする予定額となっております。

以上で、令和7年度孺恋村簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第57号 令和7年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） 議案第57号 令和7年度孺恋村上水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明をさせていただきます。

まず、第2条収益的収入及び支出について、収入の第1款第1項の営業収益が496万6,000円の増額、支出は第1款第1項の営業費用が496万6,000円の増額で、特別損失は1,500万円の増額となります。

続きまして、第3条資本的収入及び支出について、支出の第1款第1項の建設改良費が145万円の増額となります。

続きまして、第4条職員給与費が344万2,000円の増額で、合計が3,921万4,000円となります。増額分については収益的支出の営業費用の補正額の内数となっております。

続きまして、内容についてですが、2ページの明細書をお願いします。

収益的収入については、水道料金を496万6,000円の増額、支出については、人件費については人事院勧告によるものですが、その他委託費が152万4,000円の増額となっています。内容については漏水調査の業務委託費となります。人工衛星を活用した漏水リスク調査で、リスクの高い地域が上水道のほうが多く認められたため、調査範囲を広げて実施したいということで増額となります。その他特別損失については、簡易水道事業同様、不納欠損とする予定額となっております。

続きまして、3ページをお願いします。

資本的支出ですが、建設改良費の土地代75万円については、現在行っている第1配水池か

らの大口径管の布設替え予定地の買収分となります。来年度の買収の予定でしたが、地権者との合意ができ工事も順調に進んでいることから、本年度中に買収を行い来年度の工事を円滑に進めたいと考えております。それから、工具・器具及び備品の70万円ですが、現在使用しています漏水探知機が型が古くなり、故障しても部品が手に入らず修理が不可能になってしまう可能性がありますので、新たに1台を購入するためのものです。

以上で、令和7年度孺恋村上水道事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 次に、議案第58号 令和7年度孺恋村下水道事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） それでは、議案第58号 令和7年度孺恋村下水道事業会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

まず、第2条収益的収入および支出について、第1款公共下水道事業収益は727万9,000円の増額、第2款農業集落排水事業収益が65万5,000円の減額となります。支出についてですが、第1款公共下水道事業費用が727万9,000円の増額、第2款農業集落排水事業収益が65万5,000円の減額となります。第3条についてですが、職員給与費が432万6,000円の増額で、合計が3,404万6,000円となります。増額分については公共下水道事業収益的支出の営業費用の補正額に含まれております。

内容についてですが、2ページの明細書をご覧ください。

公共下水道収益では、下水道使用料を173万5,000円の増額、他会計補助金を554万4,000円の増額、農業集落排水事業収益では、農業集落排水使用料は56万3,000円の増額、他会計補助金が121万8,000円の減額となっております。

続いて、支出ですが、3ページ目をご覧ください。

公共下水道事業費用については、人事院勧告による人件費の増額と有形固定資産除却費が173万5,000円の増額となっております。これにつきましては、当初予算への計上漏れのための補正で計上するものであります。

続きまして、農業集落排水事業費用については人件費がマイナスとなっておりますが、4月から配属された職員の給料と、当初予算での見積り額との兼ね合いでマイナスとなっております。

続きまして、有形固定資産除却費の56万3,000円の増額となっておりますが、理由について

は公共下水道事業同様、計上漏れのため、今回の補正で計上させていただくというものであります。

以上で、下水道事業会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎議案第59号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第13、議案第59号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第59号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

令和8年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体であります太田市外三町広域清掃組合の名称が、太田市外三町清掃斎場組合に変更され、また、令和8年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体にみどり市が新たに加入することになったため、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第60号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第14、議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議につ

いて、提案理由を申し上げます。

令和8年4月1日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体であります太田市外三町広域清掃組合の名称が、太田市外三町清掃斎場組合に変更され、また、令和8年3月31日をもって、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づきます災害弔慰金の支給等に関する事務を取りやめるため、群馬県市町村総合事務組合規約を変更する必要性が生じ、地方自治法第286条第1項の規定により、群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第61号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第61号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第61号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について、提案理由を申し上げます。

令和8年3月31日をもって、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づきます群馬県総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴いまして、群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金の財産処分につきまして、地方自治法第289条の規定による群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第62号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第62号 婦恋村職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第62号 婦恋村職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

仕事と育児の両立支援の拡充について、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議をいただき、ご議決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

◎議案第63号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第63号 婦恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第63号 婦恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

福祉医療費受給資格者情報について、個人番号カードによるオンライン資格確認が開始されることに伴い、規定を整理するため改正するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

◎議案第64号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第18、議案第64号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第64号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

証明書のコンビニ交付に係る手数料を減額することでコンビニ交付を促進し、窓口の混乱解消と住民サービスの向上を図りたく、所要の改正をするものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第65号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第19、議案第65号 婦恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第65号 婦恋村税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

条文中の文言の整理を行い、条文間の整合性を取る必要から改正をするものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第66号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第20、議案第66号 婦恋村個別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第66号 孺恋村個別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正について、提案理由を説明させていただきます。

令和8年度より公共浄化槽設置事業から個人設置型浄化槽補助金交付事業への移行に伴い、孺恋村個別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

◎議案第67号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第21、議案第67号 孺恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第67号 孺恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

群馬県立孺恋高等学校のコース名が変更になったことに伴い、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎議案第68号の上程、説明

○議長（佐藤鈴江君） 日程第22、議案第68号 孺恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第68号 孺恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

村内公共施設の利用者負担の公平性を図るため、地域交流センターの利用料金を適正化する必要があることから、当該条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重なるご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎請願書、陳情書等の委員会付託について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第23、請願書、陳情書等の委員会付託についてを議題といたします。

本日までに受理した請願書及び陳情書等は、別紙請願・陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、請願、陳情等の審査を別紙文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議員派遣の件について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員を派遣しようとするときは、議会の議決で決定することになっておりますが、お手元に配付しました資料のとおり、議員派遣を決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しましたとおり、議員派遣をすることに決定しました。

なお、この際お諮りいたします。決定された議員派遣について変更が生じた場合は、本職に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました議員派遣につきましては、変更が生じた場合は本職に一任することに決定しました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、7日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、明日から7日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時06分

令和 7 年 第 7 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和7年第7回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和7年12月8日(月)午前10時00分開議

- 日程第 1 議案第52号 令和7年度嬭恋村一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 2 議案第53号 令和7年度嬭恋村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 3 議案第54号 令和7年度嬭恋村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 4 議案第55号 令和7年度嬭恋村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 5 議案第56号 令和7年度嬭恋村簡易水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 6 議案第57号 令和7年度嬭恋村上水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 7 議案第58号 令和7年度嬭恋村下水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第59号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第10 議案第61号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について
- 日程第11 議案第62号 嬭恋村職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第63号 嬭恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第64号 嬭恋村手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第65号 嬭恋村税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第66号 嬭恋村個別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第67号 嬭恋浅間寮設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第68号 嬭恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	黒岩彰君
教育長	地田功一君	総務課長	熊川明弘君
会計管理者兼 税務会計課長	宮崎由美子君	未来創造課長	黒岩孝義君
交流推進課長	小林千速君	住民課長	望月浩二君
健康福祉課長	野寺美枝君	建設課長	黒岩建五郎君
農林振興課長	土屋和彦君	上下水道課長	黒岩治信君
観光商工課長	竹淵幹雄君	教育委員会 事務局局長	宮崎清君

事務局職員出席者

議会事務局長	目黒康子	書記	横沢右京
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

傍聴、大変ありがとうございます。

本日は、体調管理のための水分補給を許可しますので、自己管理の下、水分補給を行ってください。

本日の出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第7回嬭恋村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、議案第52号 令和7年度嬭恋村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 補正予算の15ページですけれども、会計年度職員のマイナスがちょっと多く示されているのでその点が1点お聞きしたいのと、もう2点目として23ページの火葬場の負担金の551万円マイナスの理由をお聞きしたいのと、3点目もよろしいでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 3点までに、ではお願いします。

○10番（伊藤洋子君） それから、29ページの広域消防費負担金400万円プラスの理由をお

聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、人件費の移動につきましては、人事院勧告を含めまして、4月からの人事異動によるものも含まれておりますので、ご了承いただきたいと思います。

また、一部事務管理の負担金につきましては、今回の人事院勧告に伴う負担金の増という形になっております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、総務課長の説明にもありましたように、人勧を受けてこの補正予算が組まれるということは議会運営委員会、それから全員協議会でも説明されていますけれども、これも閣議決定を受けてのことだと思えますけれども、閣議決定の中には各自治体に給付される重点支援交付金も11月21日と、それから11月28日に決まっているわけですが、それも自治体のほうに国から、早く年度内に住民に給付できるように急ぎなさいという事務連絡が来ていると思うんですけれども、今回それを補正予算に入れなかった理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

重点支援交付金につきましては、今、国会のほうで審議をされておきまして、補正がまだ決定しておりませんので額がまだ、こちらのほうに配分の額が決まっておりません。ですので、今どういった事業をやるかということを検討する段階ではありますので、そういったことをご理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私はそういう事情も分かりますけれども、事務連絡が2回ほど来て、年度内にというのも、年内にというのも総務省から来ていると思うんです。私としては、自分たちの給料、職員と自分たちの給料を専決処分してでも出す、それで住民に配るべき重点支援交付金についてはなかなか検討できない、そういう、村長が当日に、行政報告の最後に、村民による村民のための政治と言っていることがこの予算に含まれないことが納得いかないんですけれども、村長、どう考えていますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在、国のほうでは補正予算審議、18兆3,000億円、議論されております。予定では17日ごろに成立するのではないかとわれております。

今、伊藤議員のご指摘のように、地方公務員につきましては、県の動向、ほかの市町村の動向も見て将来専決処分をするべく、昨年もそうでしたので、人事院勧告の規定に従って準備をしておるとい状況になっております。前年もそうでしたので、ご理解いただきたいと思っております。

重点支援交付金につきましては、行政報告でもお話しさせていただきましたけれども、市町村によっては既におこめ券とかそういうものを配る準備をして、新聞にも出ているとおりでございます。我が村でも担当は、それなりに庁内ではしっかり対応しろという指示をしておりますので、国のほうの補正が決まれば、例えばですけれども、18歳までは子供に対して2万円を給付しますということでございますので、これについては担当も住民課のほうで準備をしておる段階になっております。

それから、今言った重点支援交付金につきまして、中身をどうするかということにつきましては、ほかの町村の全国の事例等も含めて、担当のほうでしっかり議論しておりますので、できるだけ早く、決まれば、補正が決定すれば早急に進めたい、こう思っております。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

再質問は3回までなんですけれども。

○10番（伊藤洋子君） 今、村長が重点支援交付金については今検討中ということですがけれども、おっしゃったように、ほかの自治体、村民から聞くんです。草津町も1万円給付すると言っているよとか。そういうふうに言われると、孺恋村は職員と特別職、議員の給料は専決でもしてやる、それでは重点支援交付金については、年内にやるように総務省から事務連絡が来ているなら、いつ重点支援交付金はきちんと住民に対して給付できる体制ができるのか、その1点だけ教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 伊藤議員、再質問は3回までですので、今回は許可をしますけれども、次回は私の許可を得てから発言をしてください。

では、今回のことについて、村長。

では、未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまのご質問にお答えさせていただきますが、議員おっしゃるとおりそういった指示は来ておりますが、村長も先ほど答弁をさせていただいたとおり、補正額が決まった時点で早急に村としては対応したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私はこの補正予算には反対といたします。

職員の給料が上がることには反対するものではないんですけれども、先ほど村長は昨年と同じようにと言いましたが、昨年の年末は手当のこともあって、年内に配ることによって、いろいろな申告とか何かにも影響してくるからという理由で早急にしたという記憶はありません。

ただ、村長は国が決まっていないということで、人勧だってきちんとは決まっていないけれどもこれを、いろいろ数字的には決まっているからこのように示しましたということで、それで条例の、職員条例も特別職の条例も議員の条例も専決でやるということで、何か自分としては、自分たちのほうのことは急いで、重点支援交付金は何か、国が決まらなければというのでは、本当に村民のためにやろうとしているか、大きくくるとそういう気持ちで、私はとてもこの補正予算を素直に認めることはできませんので、反対といたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご意見ありませんか。

4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 私は提案をされました一般会計補正予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、人事院勧告というのは人事院が国に対して行う勧告です。国家公務員に対して行う勧告で、地方公務員はそれに準じているだけです。しかしながら職員の給料は生活給であるわけですから、それを年内に手当をしたいというのは、厳しい財政の中でも当局が考えてくれた

ことだと思しますので、まずこれは支持をしたいというふうに思います。

また、先ほどから議論になっています重点支援交付金、これについても村長の説明にもあったように、現在国でどういう形で進めるのかということで協議をしている段階です。皆様ご存じのように、今回のこの中にはおこめ券という、おこめの券も含まれておりますけれども、自治体によってはおこめ券は配らないというところすらあるわけですね。そうしたもろもろの実情で、まだはっきりとした方向性が示されていない中で今回のつけないというのは私は妥当だというふうに考えまして、一般会計補正予算に賛成でございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） そのほかご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、議案第53号 令和7年度婦恋村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 15ページの医業費補てん金ですけれども、それについて675万7,000円組まれているわけですけれども、その説明をもう一度お願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 住民課長。

〔住民課長 望月浩二君登壇〕

○住民課長（望月浩二君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

診療所ですね。指定管理で運営を行っていただいております。令和6年度の指定管理者によります決算に基づいて、経常損失の部分を補填をするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、議案第54号 令和7年度孺恋村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第4、議案第55号 令和7年度婦恋村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第5、議案第56号 令和7年度嬭恋村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第6、議案第57号 令和7年度嬭恋村上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第7、議案第58号 令和7年度嬭恋村下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第8、議案第59号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第9、議案第60号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第10、議案第61号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

本案について、既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第11、議案第62号 婦恋村職員の育児休業等に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第12、議案第63号 婦恋村福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第13、議案第64号 婦恋村手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第14、議案第65号 婦恋村税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第15、議案第66号 婦恋村個別合併処理浄化槽の整備に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第16、議案第67号 婦恋浅間寮の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐藤鈴江君） 日程第17、議案第68号 婦恋村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については既に当局の説明が終わり、議案の審査を願っておりますので、これより本案について質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎休会について

○議長（佐藤鈴江君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、11日まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議なしと認めます。

よって、11日まで休会することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 本日は、これにて散会いたします。
大変お疲れさまでした。

散会 午前10時31分

令和 7 年 第 7 回 定 例 村 議 会

(第 3 号)

令和7年第7回嬭恋村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和7年12月12日(金)午前10時00分開議

日程第 1 請願書、陳情書等の審査報告について

日程第 2 一般質問

日程第 3 閉会中の継続審査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	黒岩智未君	2番	土屋哲夫君
3番	伊東正吾君	4番	下谷彰一君
5番	黒岩敏行君	6番	石野時久君
7番	佐藤鈴江君	8番	土屋幸雄君
9番	松本幸君	10番	伊藤洋子君
11番	大久保守君	12番	大野克美君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川栄君	副村長	黒岩彰君
教育長	地田功一君	総務課長	熊川明弘君
会計管理者兼 税務会計課長	宮崎由美子君	未来創造課長	黒岩孝義君
交流推進課長	小林千速君	住民課長	望月浩二君
健康福祉課長	野寺美枝君	建設課長	黒岩建五郎君
農林振興課長	土屋和彦君	上下水道課長	黒岩治信君
観光商工課長	竹渕幹雄君	教育委員会 事務局長	宮崎清君

事務局職員出席者

議会事務局長 目黒康子 書記 横沢右京

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐藤鈴江君） 皆さん、おはようございます。

傍聴、大変ありがとうございます。

本日は体調管理のため、水分補給を許可しますので、自己管理の下、水分補給を行ってください。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますから、ただいまから令和7年第7回孺恋村議会定例会を再開いたします。

◎議事日程の報告

○議長（佐藤鈴江君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎請願書、陳情書等の審査報告について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第1、請願書、陳情書等の審査報告についてを議題といたします。

本定例会第1日に要望書1件を所管の委員会に付託し、審査願っておりましたが、審査が終了しましたので、ただいまから委員長報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業建設常任委員長 松本 幸君登壇〕

○産業建設常任委員長（松本 幸君） 傍聴の皆さん、おはようございます。今日は大変ご苦
労さまです。

それでは、産業建設常任委員会の会議結果を報告いたします。

当委員会は、12月8日に委員会を開催し、要望書1件の審査を行いました。

委員会には委員6名と議長、当局側からは村長、副村長、関係課長の出席を得て開会いたしました。

今回審査したのは、孀恋村商工会会長、渡辺栄志様から提出された要望第2号 孀恋村における小規模事業者支援の施策に伴う要望についてです。

要望の主な内容は、商工業活性化対策事業における補助金である孀恋村住宅改修等助成金について、この補助制度は好評であり、希望者が殺到し、補助予算が枯渇している状況のため予算の増額を求めるものです。

観光商工課からは、助成金は1件当たり上限10万円で、本年度は9月末時点で予算額に達し、71件の利用があったとの説明がありました。

各委員からは、村内の小規模事業者の活性化にもつながる有益な事業である、財政は厳しいが、住環境の整備に需要があるなら増額すべきではないかなどの意見が上がり、審査の結果、全員一致で採択といたしました。

その他に、有害鳥獣の現状についてや完全循環型水洗トイレについて協議を行いました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 要望第2号 孀恋村における小規模事業者支援の施策に伴う要望書について、産業建設常任委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（佐藤鈴江君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

要望第2号 孀恋村における小規模事業者支援の施策に伴う要望書について、委員長報告のとおり採決に決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤鈴江君） 起立全員であります。

よって、本案は産業建設常任委員長の報告のとおり決しました。

◎一般質問

○議長（佐藤鈴江君） 日程第2、一般質問を行います。

3番、伊東正吾議員ほか6名から一般質問の通告がありましたので、これより順次発言を許可します。

◇ 伊 東 正 吾 君

○議長（佐藤鈴江君） 初めに、3番、伊東正吾議員の一般質問を許可します。

3番、伊東正吾議員。

〔3番 伊東正吾君登壇〕

○3番（伊東正吾君） おはようございます。

一番最初に、ちょっと加筆と訂正をお願いします。

5、6行目に「草津には温泉としての」というところがありますけれども、「の」の後に「歴史」ということを入れてください。よろしくをお願いします。

それじゃ、始めさせていただきます。

山河は人工物で汚され、人の手を加えないありのままの状態が当たり前の状態であったはずの自然がこの村の誇りではありませんか。軽井沢には別荘地としての文化があり、草津には温泉としての歴史があります。そして、この嬭恋には大自然があります。この自然はお金では買えない大切な財産です。

そこで質問です。

私から去年の12月議会で太陽光発電が自然を壊していると質問しましたが、現在、釧路湿原メガソーラーが問題になっています。村内での対策はどうでしょうか。

また、浅間山麓はジオパークに指定されております。溶岩樹型は特別天然記念物に指定されています。この誇りある自然に対して手段を講じていますか。

次に、多々の協会やクラブがあり、有償・無償のボランティアの方がいるのは知っています。これらの協会には人員は集まっていますか。また、次世代は育っていますか。

人口が減少する中、あまりにも多くの協会があり過ぎるのではないのでしょうか。人口減少と高齢化が進む中、統廃合をしてはいかがでしょうか。各課の抱える協会やクラブが慣例で多く存在するため、今こそ精査するときではありませんか。

上記内容に対して、村の指導ありきの体制を各課長はどのようにお考えですか、明示お願いいたします。

次の項目です。

予算の優先順位。

さて、役場は次年度予算の立案真っ最中だと思います。役場はピラミッドの組織となっています。予算の優先順位もピラミッド状態となっていると思われませんが、その優先順位をお教えてください。また、各課の優先順位、村長の優先順位をお示してください。

以上、端的で明快な答弁をよろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 傍聴されている皆さん、ご苦労さまでございます。

伊東正吾議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、環境と村内にある協会の数等についてのご質問、第2点目は予算の優先順位についてのご質問でございました。

それでは、まず最初に環境の話、あるいは協会等の数の話につきましてお答えをさせていただきます。

まず初めに、議員のおっしゃいますとおり、孀恋村の誇りである大自然ということですが、他には負けない風光明媚、四季折々の顔を持つ大自然の孀恋村、心からそのように思っております。伊東正吾議員のおっしゃる「この自然はお金では買えない大切な財産です」、全くそのとおりだと考えております。

観光客にこの孀恋村にまずは第一歩を踏み込んでもらい、直接自分の肌でこの大自然に触れ合ってもらいまして、ファンになり、リピーターになってもらえる、そんな取組を今後も考えていきたいと思っております。

続きまして、太陽光発電の件でございますが、釧路湿原のメガソーラーに関しても承知しております。本村の太陽光発電におきましては、幾度となく伊東正吾議員からもお話をいただいております。現状は現状として受け止めております。

また、昨年12月定例会の伊東正吾委員からの一般質問に対してもお答えさせていただきましたが、太陽光発電施設を規制する条例として孀恋村開発事業等の適正化に関する条例によりまして、環境保全地域で行う発電出力が10キロワット・パー・アワーの野立て太陽光発

電施設につきましては規制対象としており、環境保全地域以外は伐採または土地地形変更で届け出る対象となっておりますのでございます。

続きまして、特別天然記念物に指定されておる溶岩樹型に関する質問でございますが、秋になれば落ち葉が入らないようにネットを張り、春にはネットを取り除き、草刈りなどの作業を全くボランティアで、関係する組織の皆様方が365日管理にお手伝いをいただいておりますのでございまして、私も以前はその組織に参加させていただいておりましたが、本当に心から感謝をしておりますのでございます。

国の指定の特別天然記念物ということでございますので、今後もしっかりと管理につきましては、サポートしていただく皆様方のご意見もご指導もいただきながらしっかりと管理してまいりたい。また、ここにつきましては、浅間山ジオパーク推進協議会におきまして、調査保全委員会においてジオサイトの点検や見回り、浅間石の巨岩調査などを実施し、ジオパーク内の保全活動に努めておりますのでございます。

引き続き、浅間高原における国の指定によります特別天然記念物でございますのでしっかりと管理をし、また、サポートしてまいりたいと思っております。

続きまして、各種団体についてのご質問がございましたが、この件につきましては副村長に指示をしておりますので、団体数等につきまして副村長からお答えをさせていただきます。

続きまして、予算の優先順位のお話、ご質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

本村の財政状況は、依存財源比率の上昇や基金残高の減少、さらには今後の大規模事業に伴う公債費の急増が見込まれておりました、極めて厳しい財政状況でございます。こうした中で、令和8年度の予算編成に当たりましては、村として優先すべき事項を明確にし、限られた財源を真に必要な事業へ配分していく必要があると考えております。

まず、村全体としての優先順位でございますが、第一に財政悪化を最小限に抑えること、すなわち財政調整基金の確保を最優先課題としております。

次に、将来的な財政負担が確実に発生する事業、例えば各種公共施設の解体や広域事業への負担金、インフラ老朽化対策など今後不可避となる事業への備えを計画的に進めたいと考えております。また、総合計画の実現を基本とし、長期的視点に立って村づくりに必要な施策に資源を集中していかなければならないと考えております。選択と集中が必要だと考えております。

一方で、各課に求める優先順位としては、まず各課において財源確保や経費縮減の可能性

を徹底的に検証するよう求めています。その上で、事業実施に当たりましては優先順位及び財源を考慮した事業選択を行い、費用対効果、維持管理費、事業の持続可能性を十分に精査しながら、真に必要な事業に絞り込むことが必要であると考えます。また、場当たりの対応を避け、計画性を持って取り組むことを強く求めているところでございます。

以上のように、村としての優先順位は財政の健全性確保と将来負担への備え、各課に求める優先順位は財源確保と事業選択の明確化であり、村全体としての財政危機を乗り越えるために全職員が総力を挙げて取り組むことが重要であると考えておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 伊東議員の孀恋村の各種団体に関してということでお答えをさせていただきます。

現在、孀恋村には48の団体があると考えております。細かい団体はまだほかにもあると思いますが、主に総務課10団体、健康福祉課7団体、未来創造課2団体、農林振興課4団体、建設課1団体、観光商工課2団体、交流推進課6団体、社会教育係8団体、資料館8団体が存在しております。各団体は目的や課題を持って取り組んでおりますし、しっかりと活躍してくれていると思っております。

確かに伊東正吾議員がおっしゃる、人員が集まっているかと言われれば100%集まっておりますと、また、次世代は育っていますかと言われれば100%育っておりますと言い切れないところも実際ございます。

伊東正吾議員の以前のお言葉をお借りすれば、設立したら設立しっ放し、やりっ放し、こういうことは本当によくないことだと思っております。それこそ見直し、反省、改良は必要であると考えております。しかしながら、そのようなことを目的に設立された団体もあると思います。

それ以外にも、これら団体には村民のコミュニティー、また孀恋村の活性化という観点から期待したい団体でもあることから、どうかご理解をいただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

一般通告どおり最初から答弁いただいたものの部分で、分からないところというのをもう一度お聞きしたいと思います。

去年の12月も条例をつくれなんていうようなことで、メガソーラーの件をお話しさせていただきました。村長は村の条例で何とか抑えられているというような内容のお話をいただきましたけれども、この条例というのは実際に機能しているかしていないかというのが大事な部分で、僕からすると、今のメガソーラーもしくはソーラー発電所の感覚を見ると、機能していないんじゃないかなというふうな思いがあります。

ですから、去年の12月に自然を守るためにも条例を何とかというようなことを言ったわけですが、実際、村長や副村長の目から見て、この条例というのは機能しているように思いますか。それとも、機能させるために何か施策を行っていることがあれば教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東議員の再質問にお答えをさせていただきます。

そもそも太陽光発電、再生可能エネルギー、自然エネルギーを使いましょうということが日本政府をはじめ都道府県あるいは市町村で大きく唱えられるようになったのは、平成23年の午後2時46分、東日本大震災があり、東京電力の原子力発電所が被災をされたということで、電力需要が非常に落ち込んだという状況がございまして、また、世界的にも持続可能な社会にするためにはぜひともSDGs、世界的に再生可能エネルギーにしよう、脱炭素社会をつくらうということで大きな流れがあった中で、自然、再生可能エネルギーにしようということで始まったわけがございまして。

そのときでございまして、嬭恋村におきましては、まず第一に大平の奥、高峯の下、あそこに43ヘクタールありまして、あれは某建設会社が持っておったんですが、そこにシンガポール系の企業がお見えになられまして、あそこに大規模な太陽光発電をしたいという話がございまして。

それで、当時は、最初の頃は村内でも大きな太陽光発電があちらこちらにできました。

○議長（佐藤鈴江君） 村長、答弁は簡潔に。村の条例が機能しているかどうかという質問です。

○村長（熊川 栄君） はい、分かりました。

村の条例は機能を現在ではしておると考えております。つまり、嬭恋村の条例の開発条例でございますけれども、10キロワット以上のものにつきましては景観保全地域におきまして村の開発審議会にかけなさいということになっておりますので、それで規制をしておるといふ状況でございます。

ただし、ご存じのように景観保全地域以外のところについては大規模な規制はございませんけれども、地質の変更等、あるいは一定の面積以上あると、先ほどお答えさせていただきましたが地質の変更等があれば、開発審議会がございますので開発審議会にかけるといふことで規制をかけておるといふことで、機能的にはそれなりの機能を果たしておるといふことでございます。

それ以外、新しく大きな条例もございますので、それ以降は大規模な開発は景観保全地域内においては申請はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

僕からすると、機能していないよと。村長も答弁の中で、ある一定みたいな形で機能しているんだよというように僕は受けたんですけども、ある一定の部分で機能しているというんじゃ、これは機能していないのと一緒じゃないかなというふうに思わせていただいております。

だから、もっと厳しく、例えば先ほど村長が言われていた東日本大震災、その後必要になったから皆さん造っているんだよと、国のほうもオーケーしているんだよというふうに受け取っています。ただ、オーケーはしているのかも分からないけれども、この村はどうなんだと。国はもちろんやってもいいよと、でも、うちの村は嫌だよというのはありじゃないかなというふうに思います。

釧路湿原の話を出しましたけれども、大きな話題になっています。話題になっているイコール、みんなが嫌や、ノーと言っているんじゃないかなというふうに思っております。その辺のところを村長、みんなの気持ちというのを酌んでいただいて、これから将来、大規模開発もしくは大きなメガ発電ができないような、また、ほかに発電の、例えば水力を今やっていますよね。というようなことで増やしていただければいいのかなというふうに思って、この部分は終了しておきます。

次の質問にいきます。

ジオパークとか溶岩樹型の話です。

これって金で買えへんねん、この村の誇りやねんというような部分を強く強く感じていただきたい。それと、これ、協会等々と強く密接してくる部分だと思うんですけども、予算をどーんとつけてどーんと行け、そういうことを言っているんじゃない。最低限の予算を頂いて最高の保存活動がしたい、そのように思っています。

これは溶岩樹型に限らずツツジとか蝶々なんかも含めてなんですけれども、最低限で最高のことをしようじゃないかというふうなことを僕は協会の方々にもお話しさせていただきますし、なおかつ、溶岩樹型は僕の自宅の数十メートル上です。数百メートルかな。というところも含めて、間近に感じているところを発表させていただいたわけなんですけれども、お金がないから人が集まらない、そんな話じゃありません。村として、もっと保全活動とか協力する人たちを集める。

副村長の言葉の中に、コミュニティーとしての役目もあるんだよというような言葉がありましたけれども、まさしくです。推進する意欲というのを村長、示してください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊東議員の再質問にお答えをさせていただきます。

国指定の天然記念物ということで、これは大変重みのあるものだと思っております。孀恋村にとっても、本当に村の財産だと思っております。

そのほか、天然記念物としてはレンゲツツジがございます。こちらのほうと溶岩樹型につきましては、それなりにボランティア的に、本当に以前からもう長年にわたってその管理、保全に努めていただいております。現在も数十名の方が春夏秋冬、先ほど申しましたように管理をしていただいております。

また、ジオパークをするについて、調査ということで、あそこの周辺を少しずつ整備したり、それからヒカリゴケがありますが、これをちゃんと保存できるようにということでいろんな協力ももらっていますが、長野原町分を含めるとまだ数百か数千か、溶岩樹型的なものがあるというお話もありまして、そちらのほうも拡大して何とか、孀恋村だけではなく、あの隣接地に長野原町分もございますのでということで、あちらの一応調査をしていただいた、概略といいますか、調査してもらったデータもあるかと思っておりますので、そちらも含めまして、今後も本当に国の、そして村の貴重な財産であるこう思っておりますので、必要なお金があれば、また地域のボランティア的に行っている方々のご意見も伺いながら適切に対応してまいりたい。

あわせまして、レンゲツツジのほう、現在60万本ございますけれども、東御市との県境にもございますので、こちらにつきましても全くボランティアで活動している方々がやっております。あちらにつきましては、婦恋村の教育委員会からの申請で、県境を越えて記念物で指定を受けておるわけでございます。あと、高山蝶の話もそうでございます。

ぜひとも、環境を守り自然を守る、また天然のものを守るということは非常に大切なことだと思っていますので、関連する団体の皆様は歴史がございますし、また、意見をよく拝聴しながらしっかりと対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 村長、ありがとうございます。

しっかり頑張ってやるというふうに理解してよろしいですね。ありがとうございます。

それから、遅くなりましたけれども、協会の方、それからボランティアの方、頭の下がる思いです。近所だから分かるということもあるんですけどもね。頑張ってやっていただいていると。これからもよろしく願いしたいなというふうに思います。それはみんな、この村の方々の郷土意識であってほしいなと。ましてや、ここに座っている課長さんたちもしかり、議員もしかり。この村の自然を守るということにご協力をお願いしたいなというふうに思っております。この分を終わります。

最後に、来年の予算をそろそろ頑張って組んでいかなきゃならないのかなというふうに思っております。村長は言葉の中で計画的にというふうな言葉をおっしゃっていましたが、もう当然それはせなあかんことやというふうに思っています。長期的、短期的含めてね。

そこで、僕、あやふやと言うと言葉悪いですけども、これにというような実際の部分がないことには来年度組めやんのかなというふうに思っておりますので、ちょっと申し訳ない。例えば健康福祉課さんとか観光商工課なんていうと、私たちはどういうふうなことに重点項目を置いているんだよというふうなことを教えていただきたいんですけども。各課長って全部やったらすごい時間がかかっちゃうから、例えば健康さんとか観光さんとか交流推進課さんなんていうようなところで教えていただければうれしいですけども、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 野寺美枝君登壇〕

○健康福祉課長（野寺美枝君） ただいまの伊東正吾議員の質問にお答えします。

健康福祉課のほうでは、児童福祉の部分ですとか障害、それから介護給付等の法定の給付のものがありますので、まずはそれをきちんと予算を確保して実行できるようにしたいと思

っております。

そのほかにつきまして、予防の部分、健康増進の部分で、補助金を頂けるものをしっかりと使いながら、住民の健康を守るために邁進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） 観光商工課としまして、来年度予算に向けまして、先ほどの説明の中にもありましたとおり公共施設の解体といった部分で、今現在スキー場、あるいは温泉といったものをいろいろと様々な場面で議論していただいている部分でございます。

来年度につきましては、まずスキー場の解体のほうを考えていかななくてはいけないのかなと思っております。また、それに伴いまして、それ以外にも今、観光協会と共に各種事業を進めさせていただいておりますので、観光協会と共にそれぞれの観光分野に特化した部分、こちらのほうも同時に進めていきたいと考えております。

また、商工業についても、併せて商工会とも連携しながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 交流推進課長。

〔交流推進課長 小林千速君登壇〕

○交流推進課長（小林千速君） ただいまの伊東正吾議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

交流推進課につきましては、総合計画のほうにも示されておりますけれども、地域活性化の重要性というのが書かれております基本施策の部分になりますけれども、それに基づきまして、人口減少への対策、あと村の持続可能性に最も大きく寄与すると考えられます移住・定住の事業ですね。そこに一番力を入れていかなければいけないなというふうに思っております。

関連する事業としまして空き家の活用の事業、移住される方は住居ということも必要になりますので、そこも併せてということになります。あとは集落支援の事業ですね。ここも移住者の方のサポート体制というところでとても大切になりますので。

あと、最後に外国の方へのサポートというところで、多文化共生の事業ですね。日本語教室等をさせていただいておりますけれども、引き続きそういうところにも力を入れながら予

算のほうを検討し、対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） お三方、ありがとうございました。

来年度の重要項目として、そこへ予算を要求するような行動を起こしていただきたいなど。通るか通らないかというのはちょっと今の段階では分かりませんが。

次、ピラミッドでいうと2番目の部分で、総務課長に副村長、方向とか方針というようなところを示していただければうれしいなというふうに思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔「村長じゃなくて、副村長と総務課長」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの伊東正吾議員のご質問にお答えさせていただきます。

村長申し上げたとおり、まず財政の健全性の確保という観点から、財政調整基金のまず残高の回復が喫緊の課題というふうに考えております。

それに加えて、将来への備えという形で、先ほどから答弁にもございましたが公共施設の解体、それと今後控えております広域の一般廃棄物処理施設の建設負担金、また上下水道の老朽化対策といたしまして、今後必ず負担が生じてくるであろう事業に備えまして、先ほど申し上げたとおり財源の見直し等を図りながら各課に指示をしていこうというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 先ほど来、村長または総務課長がお答えになっておるとおり、今後不可避となる事業への備えを計画的にしっかりと進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） ありがとうございます。

僕の気持ちで言うと、各課長さんたちはある実効性のある行動とか計画ということで分かりやすかったんですけども、総務課長や副村長になると「備えをします」。何の備えをす

るねんとか、何をもって健全と言うのかというような部分が非常に分かりにくくて、例えばこれを村長、次、最後締めてくださいと言ったら、もう一つ抽象的になって分からんのかなというふうに思います。

ただ、この場で僕の求めていたものは、何を1番にしたいのか、2番にしたいのか、3番にしたいのかというようなことを非常に聞きたかったなど。というのは、予算のときに、これが備えですと言って10も20も並べられたら困る。1番はこれや、2番はこれやというような発表をしていただきたかったかなというふうに思っております。

最後に村長、締めてください。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

平成19年の6月19日に地方自治体財政健全化法という法律ができました。4つの大きな指針がございます。第1は実質公債費比率、第2が赤字比率、最後が将来負担比率。我が村で一番重要なのは実質公債費比率でございました。

実質公債費比率というのは、幾ら基金があつて幾ら借金があるか。それで借金の返済、例えば200億円あると毎年20億円ぐらい返済すると。100億円で20億円返済すると、行政的経費で使えるのは4分の1ですね。当時の孺恋村は28.1%が借金返済だったんですね。私、村長になったときに、実質公債費比率が28.1%、28.1%は赤字を返済すると。すると、使うお金がないわけ、借金返済で。ということで、これが実質公債費比率で、この4つの指標だけは、これは法律でございますので、地方自治体というのは申し訳ない、我が村があるのは憲法93条、地方自治の本旨に基づいて、法律に基づいて孺恋村というのは規定されておりますので、その範囲において、やっぱり幾ら税金があるのか。

そして、入りを量りて出ざるを制す。入ってこないものを予算組むわけにはいきませんので、来年度予算は幾ら入ってくるのか、国から交付金は幾ら入るのか、あるいは補助金は何があるのか、そして、地方交付税が一番基幹的なものでございますので、その地方交付税が幾らあるのかですね。その幾らが入ってくるからこういうことをしますということで、各課で重点項目をまとめてやっていくという原則があると思っております。

では、村は何をするのかということですが、最終目標は村民の幸福、幸福追求の権利と言つてはなんなんですけれども、ウエルビーイングですかね、今の言葉で言いますと。ウエルビーイング、村民が本当に幸せになる、幸福になる。幸福追求の権利というのが憲法

13条にもございますが、最後はそこだと思います。

したがって、大局的に言うと、限られた予算の中で村民の幸せのために何をすべきかということが予算編成に反映されると思っています。ただし、ちょっと言わせてもらおうと、やはり孀恋村には総合計画があり、まち・ひと・しごと総合戦略をつくってこの1年ずれを一つにまとめましたので、あとは公共施設再編計画とかこういう計画にのっかって、それに合わせて入りを量りて出ざるを制す。そして、目指す結論的なことを言えばウエルビーイング、村民の福利の向上、幸福の追求、これが目標だと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 4つが法律の中にあるというような話をしてくれて、ありがとうございます。

本当に僕としては、この4つの中のどれを最初にいくんやみたいな話も村長にさせていただいたわけですが、最終的には幸福度アップというような部分でお話を締めていただいたんかなというふうに理解しております。ありがとうございます。

村民の幸福度をぜひともアップするような予算組みをしていただきたいというふうに思います。

最後、ちょっと関係ない話で申し訳ない。村長、聞いていただけますか。

フェイスブックって皆さんご存じですか。知っていますよね。その中で、村長のフェイスブックが熊川栄という名前でアップされている。ここの中で、横浜、それからポンペイの話で、姉妹都市というような文面が見受けられました。いつから姉妹都市になったんですかというような部分で、僕は横浜のお友達から「うちとこの区といつから姉妹都市だった、伊東君」というようなことを言われたもので、総務課長のほうに、これ、ちょっと村長見えなかったものでお話しさせていただいたんですけれども、総務課長、見たよね、あのフェイスブック。今、書き直されていると思いますけれども、村長もしまったという感じで書き直したんやというふうに思っています。

ただ、ポンペイのことも姉妹都市というふうになっているから、村長、これは適当に書いたんじゃないに分かっていて書いている話ですよ。たまたま、変換ミス。これは世界中の人が見るものです。そういうデマとか偽りとかというようなことじゃないに、村長だったら真摯に書いて、真摯に謝りの文章を書くとかということをしていただきたいなというふうに思っておりますが、村長の今後のフェイスブックとか何か、SNSに対してのお気持ちを聞かせてもらって終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 再々々質問に、最後のご質問ということでご指摘を受けました。

私もちよっと、文言には十分今後ははっきり言って注意をしていきたいと思っています。友好都市とか友好協定とか姉妹提携とか姉妹都市とか、いろんな文言の使い方がされておる友好親善の関係ですね。ただし、文言はもう伊東議員のおっしゃるとおりだと思っておりますので、今後は相手のほうもあるわけですから相手ともしっかり協議をして、公にやるのは友好協定なのか友好都市なのか姉妹提携なのか姉妹都市なのか、この文言整理はすみません、私もちよっと不注意な部分があると思っております。

いつもぱっぱぱつと打つものですから、その辺はちよっとご勘弁いただきたい。今後におきましてはしっかりと明確にお答えをする必要があると私も思いますので、修正すべきところは修正してまいりたい、こう思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 3番、伊東正吾議員。

○3番（伊東正吾君） 一般通告にない部分でごめんなさい。ただ、発信という言葉の重みを感じてくれたならそれで結構です。

以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、3番、伊東正吾議員の一般質問を終わります。

◇ 土 屋 幸 雄 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、8番、土屋幸雄議員の一般質問を許可します。

8番、土屋幸雄議員。

〔8番 土屋幸雄君登壇〕

○8番（土屋幸雄君） 今日は大変、傍聴ご苦労さまでございます。

議長の許可を得ましたので、村長の過密スケジュールによる村政への影響についてをまず質問させていただきたいと思います。

村長の4月1日から11月30日までのスケジュール表を見ますと、朝から一日中、村内外の日程でいっぱいになっていました。その日程を拝見した際に、庁内の会議や各課との打合せなどの日程があまり目に留まりませんでした。

村長に当選した当初の1期、2期は村民のために仕事を行っており、村民目線の村長だと私は思っていました。しかし、当選回数を重ねて4期目、5期目になると、当初の目的が薄れてきているのではないかと感じてきております。

現在は群馬県の町村会長など多くの役職を持ち、名刺に書き切れないほど多くの役職を持っております。それにより、役場にいるより国・県などの団体機関への出向が多くなっているのが現実ではないでしょうか。また、今年、副村長を任命しましたが、これだけ役場にいないと副村長や職員との意思疎通ができていないのではないかと考えております。このようなことから、村政が疎かになり、行政執行に支障が出てきているのではないかと思います。そこで伺います。

出張で役場を留守にすることを踏まえて、副村長にある程度の権限は与えているのかをまず伺います。

2番目、これだけ多くの役職に就いていて役場にいないと、村の執行者として村民に対しての公約や村民のための各種の施策などが十分にできなく、疎かになるのは明らかだと思います。本来、首長としてやらなければならない業務に支障が出ていないのかをまず伺います。

3番目、各課の課長が業務の決裁を仰ぐために村長室に並んでいる光景を見ることがあります。しっかり対応できているのですかを伺います。

4番目、各課や議会での日程を組むのに、先に組んであるスケジュールの合間に予定を組むことがあります。村長の日程が優先ではなく、村のことが優先されるべきではないかと考えておりますので伺います。

次に、外郭団体の在り方について質問させていただきます。

外郭団体の現状と情報公開については明確な定義はなく、一般的に自治体の外で行政の仕事を支援、補完する業務を行う団体のことを示すのだと思います。主に一社、協会、協議会などが該当すると考えられます。そして、村が直接行うより柔軟で、よりよい効果的な住民サービスを提供することが期待されています。つまり、外郭団体は民間の力を大いに活用し、よりよいサービスを提供できるための組織でなければなりません。

嬭恋村でも各団体に対して、出資や人的運営に対して補助金を交付しているなど多様な形態の外郭団体があります。私も幾つかの団体は理解しておりますが、全ての団体の数などは認識できておりません。これから、数多く存在する団体の中にも事業の見直しをしていかなければならない団体もあるのではないのでしょうか。

また、収入の大半を役所からの委託費や補助金に依存していて、本来の運営努力が疎かになっている団体も多かれ少なかれあるのではないのかと感じています。そして、時代の変化とともに、事業の形骸化や村が関わっていない採択構造など問題になっていることもあると思います。もしこうした団体があるとすれば、廃止や統合を含め、抜本的な見直しも必要なのではないでしょうか。

そこで伺います。

1点目、孺恋村にはどれくらいの団体が設立されているのかをまず伺います。

2番目としまして、継続的に財政支出や人的支援を行っている団体について伺います。

3点目、毎年、それらの団体に対して村が支出している予算や補助金などの総額と派遣人数をお伺いいたします。

4点目、村はそれらの団体の概要や決算内容などを村民が確認できる形で公開しているのかを伺います。

5点目、各団体の事業に対する費用対効果はどのように表れているのかを伺います。

6点目、村民ニーズが少ない事業や重複業務などの事業の検証、見直しは行われているのかを伺います。

7点目、ある事業の一部を外郭団体に委託している課もあるかと思いますが、何かしらのガイドラインはあるのかを伺います。

8点目、外郭団体に対する基本方針の策定や改革計画の検討はあるのかをまず伺います。

以上、明快な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋幸雄議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく分けまして、1点目が村長の過密スケジュールによる村政への影響について、2点目が外郭団体の在り方についてでございます。その1点、2点の大きな中で、また各論的に1問目で4項目、2点目で8項目のご質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきますと思います。

まず最初に、村長が出張で役場が留守になることを踏まえて、副村長にある程度権限を与えているかのご質問でございます。

村長は副村長に職務をお願いすることが法律によって認められておりまして、しっかりと

私がないときには私の職務代行者になるわけでごさいます、私に準じて村政の執行のサポーター、第一のサポーターであるというふうに私も思っております。そういう意味で、多岐にわたります村内の各課長と連携をしながら、副村長に指示をしながら私の日程、スケジュール調整もさせていただいておるところでございます。

そのような中で、基本的な課題でございます部分の入札審査会、条例・規則等の審査会等村政の根幹である職務を、副村長を中心に行っていただいております。最終責任は当然私でございますが、副村長にも、また各課長、局長にも責任を持たせ、横の連携を保ちながら庁内の業務を進めてもらっております。

なお、教育行政につきましては、教育長を中心として教育関係の諸行政を遂行しておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、2点目でございますが、役職が多く、本来村長として行うべき業務に支障が出ていないかのご質問でございました。

まず、群馬県の会長を務める団体は、原則、私のほうでは出席をさせていただいております。現在、大きな団体でいうと3つございます。群馬県町村会長、群馬県道路協会会長、群馬県土地改良事業団体連合会会長、この3つでございます。現在、一部については、人選の期限が来るものにつきまして、後任の話をしかるべき方々でご相談させていただいております。

基本的に、道路の関係、農業の問題、そして町村会として、町村会は今何が課題なのかということにつきましてはしっかりと群馬県町村会、さらには全国町村長会もございまして、しっかりと発言すべきことはしっかりと発言をさせてもらいたいと、こう思っております。

したがって、この3つの組織につきましては、基本的に私は執行者的な立場にございまして、この分の日程につきまして基本として、常に副村長とも連絡を取れる体制にしてスケジュール調整をさせていただいております。

そういう意味で、連絡を密に取りながら村政の執行を、特に庁議、私と副村長と教育長、また月に2回行います課長会議におきまして、この横の連携をしっかりと取っておるところでございます。

3点目、村長室の前で決裁のために職員が並ぶ光景を見るがしっかりと対応できているのかというご質問でございました。

現在は副村長に決裁の権限を300万円から1,000万円に、課長におきましては100万円を300万円に、本年度から決裁規程を改正し、上げております。私まで回る書類はこれで大分少なくなって、3分の1ぐらいになったのでしょうか、なっております。横の連携をしっかりと

取りながら、権限が増えた分、各課長また副村長も含めまして責任も伴うわけでございますので、最終責任は、行政執行は私でございますが、決裁規程も変更したということでございます。

また、基本的には、諸決裁分については各課から副村長に上がり、あるいは教育長に上がり、そこから私のところに來ますので、私のところに各課長から上がった書類は夕方來るのが原則になります。したがって、次の朝は早く來て、8時半までには原則、決裁文書をこなすようにしておりますので、滞りなく、書類がうんとたまるということはありませんので、土屋議員さんにはぜひともその辺ご理解をいただきたいと思っております。

基本的には、24時間以内には決裁をします。間に合わなければ土曜日でも日曜日でも必ず出て決裁をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4点目、議会運営委員会で議事日程を決めるときに、村長の日程をより優先することがあることのご指摘でございました。

以前も議会におきまして、議会運営委員会におきまして、群馬県の例えば農政審議会が入る、あるいは医療審議会が入るといって、これは当然どっちが優先かといって、日程が先に入る場合がございまして、特に農業、あるいは医療、こういうものにつきましては、国保連の理事長をやっておるときに引き続いて、今、医療審議会と農政審議会だけは県のほうの政策決定に影響のあることでございますので、そちらの日程がある場合には議会運営委員会におきまして手帳を広げて、私はこういうのがあるけれどもお願いできたというお話で、了解をいただければ日程変更をお願いしてきたということでございます。

ただし、原則、議会の議会運営委員会の日程に沿うべく努力をしておるところでございます。以前からこういう日程の調整はさせていただいてきたことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、孺恋村にどのくらいの団体が設立されているのかということでございますが、先ほど副村長より伊東正吾議員のご質問でお答えさせていただきましたけれども、現在48の団体ということでございます。

続きまして3点目、外郭団体に対する支出額及び派遣職員数についてでございますが、本村が個人を除く法人、団体等に対して支出している補助金等の総額につきましては、令和6年度で約1億5,000万円ほどとなっております。

また、各団体への職員派遣人数につきましては、現在は群馬県及び一部事務組合の官公庁のほかには派遣はしておりません。

これらの支出につきましては、村として必要な公共サービスの確保や事業遂行に当たり、各団体の専門性や柔軟性を活用するために行っているものでございます。

4点目、各団体の概要や決算内容等の公開状況についてでございますが、外郭団体における事業概要や決算書類につきましては、村が直接公表する仕組みは設けておりませんが、各団体の責任において定款や規約に基づき事業報告、決算内容等の公開をお任せしており、村といたしましては補助金交付要綱等に基づきまして提出された資料を精査し、適正な執行を確認しており、公開の主体はあくまでも各団体となっております。

続きまして5点目でございますが、各団体の事業に対する費用対効果についてでございます。

各団体の事業につきましては、それぞれの目的や役割が多様であることから一律の指標での評価は難しいものの、提出される事業報告や実績を踏まえ、補助金の使途につきましては各団体の運営に関わる経費に充当され、それぞれ独自の目的達成のために設立された団体であることを確認しております。これによりまして、委託や補助の在り方が適正かを随時検証しており、それぞれの効果は高いと認識しております。

今後におきましては、必要に応じて見直しや統合等の検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、6点目の質問でございます。

村民のニーズの少ない事業や重複業務などの事業検証や見直しが行われているかのご質問でございますが、各課における事業につきましては、事務事業評価において事業の検証を行い、事業の継続や見直し、廃止等の評価をすることにより事業の検証を行い、検証結果を踏まえて次年度予算計上につなげることにより、毎年事業の検証が実施できていると認識しております。

なお、事務事業評価につきましては、ホームページでも公表し、議会にも報告を申し上げているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

7つ目のご質問の外郭団体への事業委託に対してのガイドラインはあるのかとのご質問でございますが、事業委託に対してのガイドラインはありませんが、業務委託契約の中で事業の目的であったり業務を遂行するに当たっての事業内容等が契約条項の中にあることや、事業を実施するに当たりまして要綱等を制定するなどし、目的や事業内容を定めさせていただき、進めているところでございます。

続きまして、外郭団体に対する基本指針の策定や改革計画の検討は行うのかとのご質問で

ございました。

外郭団体に対する基本指針の策定や改革計画の検討は、当局は独立した外郭団体の経営及び運営においては自主性を尊重しております。ただし、健全経営に特に課題があったり、社会情勢の変化等特別な状況があった場合、当局が関与する場合はあると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でお答えとさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 出張により、副村長にいろんな権限は任せているということでございました。そうすると今度は、副村長は今度庁内でいろいろ各課とさまざまな施策の話をしたり何なり、いろいろ庁内をまとめて、ある程度の施策を実行できると私は解釈していると思うんですけども、そういった解釈の仕方を各課長と日頃いろいろ密に話をしておられるのかをまず副村長に伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） 土屋幸雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

私も、村長がいない場合にはできるだけこの役場、自分の席を離れないようにとは思っております。その中で、各課の課長、局長とは密に連絡を取り合ひまして、常日頃自分に対して疑問を持っていることだとか、自分が理解できないところはしっかりと課長、局長からご指導いただきながら、村政をしっかりと進めていくように心がけてはおると思えます。ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 今、しっかりと村政をいろんな課といろんなあれを仰ぎ、しっかりとやっていくということでございますけれども、これは本当に重要なことだと思えます。

それで、村長にちょっとお聞きしたいんですけども、今現在役職に就いているんですけども、町村会長だとか、その件数は、婦恋、吾妻郡いろいろ含めて総数を村長は把握しているのか、どれぐらいあるのか把握しているのかを伺います。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ざっくりでございますが、140ぐらいだと思っております。ただし、そ

ここで必ず出るべきもの、あるいは委託、お願いをするもの、また、4分の3ぐらいは一度も出ていない団体が多いと思っております。どうしても自分が出るべきところは出るというふうにさせていただいておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 村長は大体140ぐらいだということでございますけれども、秘書に調べていただきましたら138の役職に就いておられます、現在。その内訳を見ますと、町村会長など国・県の役職が58、吾妻郡関係が22、それで嬭恋村の役職など56団体に就任されております。

こうやってスケジュールを拝見しますと、いろんなことでこういうことが、役職が優先でスケジュールが組まれているかなと、今年の4月から11月のあれを見ますとそんなような気がするんですけども、村長の目はだから村に向いていない、これが優先になるような感じのスケジュール表になっていると思います。

それで、統計というかこの会議のあれを見ますと、課長会議が年に12回か8回ぐらい、月に1回ぐらい課長会議をしていると思うんですけども、この課長会議というのが一番重要だと思いますよ。それで、時間を見ると1時間か1時間半ぐらいのスケジュールで止まっている。

そして、各課の村長と面会する時間も調べてみますと、このスケジュールを調べてみますと、内訳を見ますと交流推進課が2回ぐらい、観光商工課が1回とか、あとは未来創造課が2回ぐらいとか、本当に課と村長が話をしている機会が目についていない。この予定表に載っていない。それは突然会議をしている場合もあるんだと思うんですけども、やっぱりこういうことは村内、課を、村のあれを優先にするべきだと私は思うんですけども、その辺のこのあれは、優先順位は村長はどこが優先なのかを、まずそれを聞きたいと思っておりますけれども。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 先ほども申しましたが、多くは3つの私が県の会長を仰せつかっている群馬県町村会、群馬県道路協会、群馬県土地改良事業団体連合会、これにつきましては私が会長でございますので、私のスケジュールは、これは私が日程を決めさせていただいたり、関係する組織にお願いすることもありますので、私の名において招集をかけたりの会議をしたり陳情したりしますものですから、この3つは優先させていただいております。

それから、県の団体の話がありますけれども、県庁の一番上の企業局から、その下の教育委員会から、その下の県土整備部から、その下の環境森林部から、その下の健康福祉部から、あるいは総務部から、全ての部から充て職がございます。

ただし、その中で私はどうしても吾妻郡に関係するものは、例えばでございますが、医療審議会、これは町村会長として充て職でございますが医療審議会があります。申し訳ないですね。吾妻郡については、6人の町村長と、それと6人の議長さんの名において周産期医療、小児医療の件についてぜひとも、産婦人科は吾妻にないわけでございますので、県のほうにお願いをしております。したがって、医療審議会には参加させていただくように、この発言、陳情書も出していますので参加させてもらっています。

例えば、農政審議会でございますが、昨日、おとといですか、農政審議会の県の意見が上毛新聞に発表されました。不肖、私が発言した、群馬県の農業の今後5年間を決めるんだけど、売上げベースで3,000億円という目標を入れていただきたいというお願いをしました。これも入れていただきました。

現在は、野菜物が1,200億円、畜産関係が1,450億円、両方合わせて2,650億円なんですが、群馬県の農業、第一次産業を守るために目標数字をしっかり入れてもらいたい、嬭恋村のキャベツを守るためにも、こういうことで入れさせていただいたということで、審議会でも何回かお話をし、上毛新聞に出ておりますが、目標数字で現在3,000億円を入れていただいたということでもあります。それは第一次産業を守るため、嬭恋の農業を守るためだと思っています。

そういう意味で、どうしても必要なところは私は必ず、村民の幸せに全くつながらないところには出る必要がないと思っていますので、基本的に私のスケジュールは、出るべきところには出る、そして発言すべきところでは発言もするというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 今、村長の答弁で、この3つの役職は完全に出る、それは私も必要なことは認めております。だけれども、これだけの役職を持っているので、ある程度これだけのあれは出るとか出ないとか精査をしてもらって、やっぱり村長は嬭恋村の村長です。足元、村民目線でやっぱりこういう行動もしていかなければならないと私は思うんだけど、これから出張のいろんな日程を精査することは今後できるのかどうか、その考えをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 日程が、自分の手帳を見ますと、1年に手帳、私は手帳に全部日程を書いています、19冊目でございます。当初、村長になったばかりはほとんどそういう会議がありませんでした。したがって、ほぼ常に、毎日役場にいることが多かった。今は全く逆と申しますか、その分、副村長、総務課長、あるいは課長会議、庁議、こういうものをしっかりと横の連携を取りながら、私がいなくは行政の執行責任者は副村長でございます。教育については特別職であります教育長ということでお願いもし、庁議もしっかりやっておりますつもりで、横の連携をしております。

縦の分につきましては、課長会議を通じて各課長と月2回会議をしておりますので、しっかりと組織体系は縦の糸、横の糸を守りながら行政執行しております。

それと、日程調整につきましては、先ほど申しましたけれども、全部出たらとてもここにいることはあり得ません。ほとんど出ておらないですので、ぜひともまた確認していただけたらと思っています。これは一度も出ていませんという充て職が多数あるということもご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 充て職もあって、出ないところは出ないということでございますけれども、この日程を見てみて、また、私、何年か前もキャベツ配りとか埼玉県の問題をしたことがあるんですけども、これを見るとまたキャベツ配りとかいうのが長野県長野原、吾妻郡、上田市とかここにあるんですけども、こういうのはどういう目的でキャベツ配りをこういう長野県だとか県内とか長野原町とか草津町に配るとか、こんなことが日程表を見てあるんですけども、どのようなこんなことをして効果があるのか、キャベツ配りをして、何が表れて村のためになっているのか、ちょっとお聞きしたいんですけれども。どのようなふうになっているのか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在は、埼玉県等は配る時間がなくて配っておりません。また、議員会館、あるいは国土交通省、農水省、こういうところは官官接待という、平成22、3年頃ですか、あった以降はそちらには配ってはおりません。

ただし、お互いがしょっちゅう会うところについては、県庁の農政部等も受け入れていた

だいておりますので、PRを兼ねてキャベツを配布させてもらったりしておるところでございます。

本当に必要性があるかということでございますけれども、日本一のキャベツの村ということで、先のほうも、それが高額なもので1万円とかというものを配るつもりは毛頭ございませんけれども、500円から1,000円ぐらいのもので8個ということで、キャベツは象徴的な野菜ということもございますので、可能な範囲で時間の許す限り、前橋へ行くときはその途中のところ等も含めて、お世話になったところに配布をさせていただいてPRをさせていただいております。それなりの効果はあるのではないかなと思っております。

昔に比べて回る先も全然限られておりますけれども、お世話になったところをお願いを、夏の挨拶もありということでさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 村長の今度、これから日程を組むに当たって、やっぱり村を運営していくには議会の対策も、いろんなそういうことだって最重要だと。議会と当局は両輪と言っている。だけど、議会と当局のとコミュニケーションだって、取る時間とかそういう時間もこれからはもしできれば設けていただいて、お互いにいろんなことを、村の施策をするにも企画する段階から議会にも示していただいて、いろんな話を詰めていけば、いろんなこともスムーズに、いろんなことも議会も当局も課長さんもみんな納得できてしていく、そういう事業ができれば一番いいと思うんだけど、何か今まで見ていると、やっぱり村長も課長とのよく意思疎通ができていないのか、村長は時々やっぱり何か知らないとか、何かこんなようなことをするんだけど、ちゃんと議会がある前には議会对策としていろんなことを、日程を詰める。

日程はきちんと組めないのか、その辺はどうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

[村長 熊川 栄君登壇]

○村長（熊川 栄君） 先ほども申しましたように、以前も議会運営委員会におきまして道路協会の陳情、あるいは上信自動車道の東京、国土交通省に陳情、こういう要請活動等が入った場合、あるいはどうしても出席しなければならない医療審議会の日程等が入ったような場合は、議会のほうに議会運営委員会をお願いをして1日ずらしてもらおうということは、以前も何回もあったところがございます。

ただし、どうしてもということであれば、そういうものも欠席をさせていただいて出席をさせていただいてまいりました。

そういうことで、全国土地改良大会があれば、やはり戦う土地改良ということで今現在6,500億円の予算を確保して、孺恋村でも毎年6億6,000万円の諸事業をやっていただいておりますので、第一次産業を守るためにも、やっぱり全国大会があればそちらのほうに出させていただけたらということで、議会運営委員会にはお話をし日程をずらさせていただきますいております。

そういうことで、そういう日程でないものについては、ただ議会がどうしてもということであればそれも欠にさせてもらうつもりで、いつも議会の議会運営委員会ではお話をさせていただいております。

今までも、何回も何回も私の手帳を見て、議会運営委員会で日にちをずらしていただいたことは多数ございますので、今後もその辺はしっかり議会とも協議をして進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 予算の話が出たんですけれども、1年前に予算組むのに村の財政が厳しいということが分かっていたわけでございますけれども、村長はこの1年間、4月から10月、11月までいろいろよそへ出て行って、村の財政の収入とか、そのことに対しての、秋、今後これから予算を組むに当たって、どういうことが村の予算の収入になるか、そういうことを考えて、社長で言えば金の金策ですよ。そういうことを村長はしてきましたか。

これから12月の予算編成に当たって、財政不足、自主財源不足というのが本当に露呈していると思うんですけれども、そういうことが一番重要なことだと私は思うんですけども、そういうことはされてきましたか、お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 村の財政の歳入、国は国の歳入、税収があるわけで、国は税収、我が村では税金が幾らあるか、基本的に議員の皆さんご存じのとおり、村の税収は大体18億円、毎年。村長が考えているのかと言うけれども、これを急に30億円に上げるわけにはとていけません。固定資産税が約11億円、住民税が6億円、その他税収が国民健康保険税等を含めて大体村民税というのは18億円。これが基本の税ですね。

固定資産税というのは、急に我々が上げるものじゃなくて、もう固定資産税評価額が決ま

っていますので、村長、歳入を考えているのかと言うんだけれども、村の予算については基本的に税収があり、そして基準財政需要額に応じて地方交付税、現在は27億円、8億円があります。台風の時、特別交付税がありますから。したがって、税収があつて、特別交付税があつて、これで大体基準財政需要額の43億円、4億円があります。

その他、各課が積み上げで、プラン・ドゥー・チェック・アクション、これに基づいて事務事業評価をして、各事業を全部総精査して、それで9月までにはそれを先ほど言いましたように公表して、次年度予算に結びつけてきていますので、歳入についても、歳入については、予算項目を見れば急に増やせるものはございません。ただし、支出については、先ほど伊東議員からのお話もございましたように、これから必ず出ていくものがありますよ、大きな予算がありますよという話も当然ある。総務課長が答弁しましたけれども、必ず将来出てきますよというものもありますので、財政規律を守りながら、しっかりと財政調整基金を確保して、そして村政をやるということなんで、村長、歳入を毎日、経費とか考えるんかと言うんですけれども、歳入については土屋議員さん、ぜひともそういうことでございますので、歳入項目を見ていただければ、ぼんと増やせるものは一つもないわけでありまして。

ただし、国からの国庫支出金、あるいは補助金、こういうものにつきましては国の制度によって変わりますので、しっかりと我々も確認して対応してまいりたいと思っています。

小学生、子供に全て、18歳までに2万円を給付しますよと国が決まれば、我々はそれを歳入に入れて、歳出をして2万円を給付すると、こういうこともあるわけでございますので、ぜひともその辺はご理解をいただけたらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 予算は、収入は急には増やせないということでございますけれども、やっぱり村の運営をしていくには資金繰りを考えていかなきゃ。こういうことが一番重要、資金繰りは本当に。資金繰りがうまくできなければ本当に村だって潰れちゃうし、立ち行かなくなってくると私は思っているんです。

それで、昨日の上毛新聞を見ると、片品村は物価高騰対策として村の通貨、電子通貨ですか、それを取り入れて、もう9月だか6月頃から決めて支給をするということでございます。村長の言葉も出ていましたけれども、村のあれを待っていたんではできないので、自前の予算ですということ、本当に進んでおると思っています。

今、本当に村の財政も厳しいけれども、村民の財布も厳しくなっていると思う、高騰対策で。そういうことも今年の12月に何か出るとは思ったんだけれども、何も出てこない。村は

本当にだから、そういう村民目線の目がちょっと薄くなっているんじゃないかと私は感じるけれども、こういうことをやっぱり迅速にしていかなければ村民のためには本当にならないと思うんだけど、そういうことはどうですかね。

副村長はどうですか。この財政のいろんな村民のための予算を組むということ。庁内で考えてなきゃ、こんなことだって突然できないものだから。物価は全然下がらない。どんどん物価は上がっているだけで、村は国のあれを待っているような今孀恋村の状態だと思うんだけど。先にするにも本当に財政難で、ない袖は振れないと言えればそれまでだけでも、そのためにするのも必要じゃないかと私は思うんだけど、どう考えますか。

〔「質問の趣旨」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君）　今は国が補正予算を組んでいるわけですけども、ほかの自治体では先行して住民目線で給付等を行っていて、地域通貨みたいなことをやっているけれども、孀恋はそういった姿勢があるのかということだと思うんですが。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君）　昨日、衆議院議員が補正予算を可決しました。今の臨時国会は17日まででございますので、今日は参議院のほうでやって、17日に最終日ですから補正が決まるかなど、決まる方向で動いているのかなと思っています。

その中で、12月議会の冒頭でもお話しさせていただきましたが、18歳、高校生までの2万円給付、一律にですね。これについては、今の状況でいけば、うちの担当は粛々と準備を、配れるような準備をしておるところでございます。

これは暫定税率25円、1リッターについてかかっていますが、これも下げるという方向で今動いております。ということになれば、これはガソリン税ですから、1人頭1月、2月、3月について1世帯当たり……

○議長（佐藤鈴江君）　村長、そういったことではないんで、何か村として独自の政策を先行してやるかどうかという質問だと思いますので。

○村長（熊川 栄君）　村として、はい。

村として、早くやるつもりではありますけれども、村として独自にお金をばらまくという予定は現在はありません。片品村の中身を見ましても、電子クーポン券とかおこめ券とか、ただ、おこめ券については全農が配ると言っていますんで、今回あるのかどうなのか分かりません。ただ、私どもの村では、農業であれば、全農がであれば、今日NHKでやっていま

したが、ちょっと検討する必要があるのかなと思っています。

村で独自でそれを何か考えるかという、村はその余裕がちょっとないなと思っていますので、村独自では現在では考えておりません。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 村としてはやる気はないという答弁でございました。誠に、本当に残念だと私は思います。これ以上質問してもあれだと思うんですけども。

いずれにしろ、村民目線で足元をしっかりと見つめて、いろんなことに対して村民目線これから対応していただきたいと私は思っております。

続きまして、外郭団体の在り方について質問させていただきます。

外郭団体が48団体あるということでございますけれども、昔から、婦恋村に私が生まれた頃からあるのは商工会だとか観光協会だとか婦人会、若妻会だとか、もういろんなものが昔から既成事実でして、今60年たって我々も、今もそれをずっとしていると思うんですけども、いろんなところに補助金が出ていると思うんですけどもね。この補助金の算定方法とか、どういう基準で補助金を算定して出しているのか。

ずっと昔から同じようなことに基づいて補助金を確定して出しているのか、その辺の考え方はどうなのかをお伺いさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 一定の各団体に対する基準はございません。例えば、農協さんですと現在キャベツのPR活動ということで2,000万円と。観光協会ですと委託費を含めて1,000万円。

あるいは、商工会ですとこういう基準があって、先ほども採択も議会でもされましたけれども、商工会から小規模事業者の住宅改修費用、上限10万円ですけれども非常に効果がある事業なので増やしていただきたいという要望があれば、議会とも相談しながら、どれだけ増やせるかということこれから協議しながら予算編成作業の過程の中で取り組むということでございますので、各種団体に対して一律に補助金の基準というのはございませんけれども、補助金なり交付金なり、人件費に当たる、各団体に人件費用の補助金というのはあり得ませんので、人件費は原則難しいわけでございますが、一定の要請を受け、それに応じて必要な団体に対して補助金を出しているという状況でございます。

また、婦人会活動、若妻会活動、あるいはスポーツ協会活動、こういうものに対しても、

必要な際において、許される範囲において、議会の承認を得て補助金を出しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） 48団体あるという中で、活発にいろいろな活動をされている団体もいろいろあるかと思ひますけれども、その中には休眠とか、今活動していない団体とかはあるのかどうかお伺ひします。活動が少なくなっているようなこと。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） ただいまの土屋幸雄議員のご質問にお答えいたしますが、休眠をしている団体はないというふうに……

〔「活動が少なくなっている」と呼ぶ者あり〕

○副村長（黒岩 彰君） 先ほども伊東正吾議員の答弁のときに答えさせていただきましたけれども、やはりその団体、団体、しっかりとした目的、課題を明確にしながら、孀恋村のコミュニティーまたは活性化のために活動してくれている団体だというふうに思っておりますので、各団体がそれなりのしっかりした活動をして考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） しっかりとしているということでございます。本当にこの団体も、孀恋村のためになっている団体が多くあるかと思ひますけれども、こういう活動を活発にこれから村のためにしていく団体にはある程度のやっぱり予算はつけていただいて、活動していただかなければ、必要な団体は必要だと私は思っております。

そういうことで、あと、外郭団体の報告とかああいうのは各団体に任せてあるということでございますけれども、全員協議会か何かにおいてもこういう各種団体のこういう報告の場所とか、そういうのをこれから設けるということはできないのかどうか。やっぱり議員とすれば、補助金が出ていればそういうこともある程度確認は、全部の団体がそこに所属していれば確認ができるけれども、できないと思うんだけど、そういったこともこれから報告してもらって、いろいろ見直しするとか何かっていろいろなこともあるかと思うんだけど、そういうことをぜひともこれから取り入れていただきたいと思うんだけど、その考えはあるのかどうかお伺ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 基本的に、予算編成の過程で、例えばでございますがスポーツ協会のスケート団体についてはこのくらいの補助金とか、あるいはスキー関係にもこれだけ、選手等も含めてこれだけとか、農協さんに対しての宣伝広告はこのくらいとか、商工会の例えば先ほど言いましたように小規模の住宅改修とかはこのくらいとか、各団体があるわけでございます。

それに対しては、予算編成の過程でも数字は、主なものは全部入っておると思っています。ただし、土屋幸雄議員が言うのは、そういうものも不要なものはカットしたり、カットというか解散するとか、そういう意味だと思うんですね。精査して、必要な団体には予算をちゃんとつけるものはつけたらどうだと、こういうことを考えたらどうかというご指摘でございますので、その辺については副村長がまとめて、調べて48団体、これについてはその辺もう一回、各団体は精査をするよう指示は出してみたい。来年の予算編成の過程の中で指示を出してみたい。もう少し見える化といいますか、そういうものが分かるような形を取れるようにしてみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 8番、土屋幸雄議員。

○8番（土屋幸雄君） ぜひとも、決算議会だね。そういうところで、予算のときは数字は分かるけれども、その検証というのはそういう場でしてみる必要はあるかなと私は感じているんだけど、ぜひとも決算でも、そういうときできるような体制を今後つくっていただきたいと要望いたします。

時間も長くなりましたけれども、いずれにしる孀恋の運営は村民目線でいろいろ運営をしていただきたいことを要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、8番、土屋幸雄議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とします。

12時40分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、傍聴大変ありがとうございました。

休憩 午前 11時37分

再開 午後 零時40分

○議長（佐藤鈴江君） 再開いたします。

◇ 土 屋 哲 夫 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、2番、土屋哲夫議員の一般質問を許可します。

2番、土屋哲夫議員。

〔2番 土屋哲夫君登壇〕

○2番（土屋哲夫君） お昼を食べてちょっと眠くなる時間ですけれども、よろしくお願ひいたします。傍聴ご苦労さまです。

群馬県の汚水処理人口普及状況、令和6年度末のデータでは、嬭恋村の人口に対する汚水処理の状況は87.5%となっています。その内訳は、公共下水道で処理されるのが37.3%、農業集落排水が26.2%、合併処理浄化槽、これは単独処理浄化槽も含めませんが、24%となっています。

村内の下水道は平成7年供用開始、農業集落排水は平成9年に田代地区、平成14年干俣地区、平成18年門貝地区、さらに平成21年に半出来地区で供用開始され、それぞれ15年から30年ほど経過しています。

令和6年度下水道事業決算書では、全体で4億9,281万6,000円の総収益のうち村民から頂いている使用料金は約23.5%の1億1,500万円余りです。つまり、営業収益は全体のおよそ4分の1弱しかなく、残りの4分の3は一般会計からの繰入れなど営業外収益で補填をして、事業運営を行っているのが現状です。

供用開始から現在まで、人口減少や節水思想の広がり、節水機器の普及などによって処理水量が減少しています。それに伴い利用料収入も減少して、この傾向は今後も加速すると思われる。

嬭恋村は平地が少なくポンプアップが必要な場所があることや、管路延長の長さ、冬季の凍結対策など山間地特有の事情があること、さらに、おおむね50年と想定されている耐用年数を待たずに経年による損傷、不具合が進んでいることなどのため、施設設備・計器等の修繕・補修、更新等の維持管理費用のさらなる増大が見込まれ、費用対効果のますますの悪化が懸念されます。村民の皆さんに汚水処理事業の現状を丁寧に説明し、利用料金の値上げをお願いするにしても限界があります。

そこで、比較的設置費用が安価であり、維持管理についても分散型で柔軟に行える個別合併浄化槽への転換を真剣に検討してはいかがでしょうか。処理方式を転換することで、終末処理施設や管路に係る固定費やランニングコストの削減になり、結果として下水道料金より割安となって、家庭ごとの負担軽減が期待されます。さらには、危機的な状況となっている嬭恋村財政への負担も軽減され、他の公共サービスに予算を回すことにつながると考えます。

公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水事業、個別排水処理事業など、汚水処理事業は村民の生活や村の産業に直接的な影響を及ぼす基盤事業です。公共水域の水質保全や、住民が快適で安心・安全に暮らせる村づくりに寄与しなければなりません。持続可能な地域運営のために、今こそ転換が必要です。

平成29年3月策定の嬭恋村下水道事業経営戦略が10年間の計画期間を終えようとしています。次の計画こそ具体的で実効性の高い、戦略的なものでなければなりません。当局の現状認識と今後の方針について、明確にお答えください。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 土屋哲夫議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、下水道事業会計は一般会計からの補助金がないと赤字決算となっておりますが、一般会計からの補助金には基準内補助金と基準外補助金があり、全てが一般会計からの持ち出しではありません。

基準内補助金とは起債の元本及び利息に対する交付税措置分であり、一般会計に入るため、補助金として下水道事業会計へ繰入れを行っています。基準内補助金だけでは赤字決算になる場合は基準外補助金の繰入れを行い、黒字決算としています。

現在、経営戦略の改訂の中で基準外補助金をゼロにするよう料金改定のシミュレーションを行っています。議員ご指摘のとおり、この先、使用料の値上げだけでは現施設の維持管理は極めて厳しくなり、たとえ更新工事を行ったとしても次の更新ではさらなる人口減少が予想されていることを考慮すると、現在の規模での事業継続は難しいと考えております。

全国的に小規模自治体は下水道事業の拡大は中止し、浄化槽設置事業へ変更しております。本村については、下水道事業の工事率は100%となっており、今後拡大の予定はありませんので、まずは小規模な農業集落排水事業地区について、浄化槽事業へ転換した場合の費用対効果の検証を行い、処理場の更新時期を見据えて早い段階で方向性を出したいと考えており

ます。

また、環境省では事業転換に関する補助事業の拡充について検討が始まっておりますので、そちらの動向も見ながら適切に判断をし、適切に対応してまいりたい、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

村長、今お答えいただいたように、孺恋村の排水事業は基本的には縮小の方向に行かざるを得ないんだということだと思います。

ここでちょっと現状の認識を皆さんと共有したいと思うんですけども、少し細かい話で恐縮なんですけど、まず、運用当初から見ると、現状で公共下水道あるいは集落排水事業はどのぐらい減少しているものでしょうか。

〔「何の」と呼ぶ者あり〕

○2番（土屋哲夫君） 汚水処理水量。もし分かればお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） ただいまのご質問にお答えします。

水量のほうはちょっとデータが今ないんですが、人口については、例えば田代ですと計画当時が2,700人いたんですが、それが今、2,700の計画で1,700人田代はいたんですが、現在1,300人という感じでやっております。

それで、ちょっと関係ない話かもしれないんですけども、下水道の採算ベースは人口密度でやっているんですけども、1ヘクタール40人という感じでやっています。それで、田代ですと1ヘクタール24人、公共だと27人、干俣だと14人という形でやっています。計画当時は人口が増加する見込みで計画を立てて、全て40%を超える形の計画にはなっていないんですが、現在ですとほぼそれを切って、27が公共という形になっています。

それと、すみませんが水量の数字は今のところ比較したものがないので申し訳ないんですが、一応そんな形で減少している、人口の減少が全て水量につながっていると思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） すみません、突然お伺ひして申し訳ありません。

下水道の処理水量を考えるに当たっては、上水道の使用量が基本になっていると思うんですね。結局、上水道の使用量が減る、人口が減りますから当然のように使用量は減ってきますね。村の総合計画においても、村の人口は2024年には6,547人まで減るんだという予測です。

ですから、公共下水道、集落排水もそうですけれども、造った当時は先ほど課長がおっしゃるように人口がもうちょっと増えるんだよという下に造って、ある意味、公共事業で金を回すためということもあったのかもしれませんが、少しボリュームが大きくできています。現状を見ると随分それが、洋服にすればぶかぶかになってきている状態なんだと思うんですよ。こうなると、先日の全協でもお話がありましたけれども、下水道事業はそれなりのダウンサイジング、小さくして村に合ったものに変えていきましょうよという考えには当然なると思うんですね。

先ほど補助金の話が出ましたけれども、結局は、基準内・基準外ありますけれども、補助金、交付金などが足りなければ村の自腹を切るんだと、そういうことで赤字補填する、この形はどうあがいても変わらないものです。となってきましたと、利用料をもらってそれを経費に充てるという指標、経費回収率ですかね。これ、多分、今婦恋村は100を下回っていると思うんですけれども、この数字は課長、分かりますか、今。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） ただいまのご質問にお答えします。

公共下水道なんです、経費回収率は83.5。ほかの農集とあれもほぼ変わらず、この数字くらいだと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

これ、経費回収率は、100を超えないと独立採算性の原則からまずいよという指標だそうですね。だから、もうちょっと使用料を上げて、これの数字を上げるということもしなくちゃいけないだろうなという、そういう時期に来ていると思うんですけれども。

先ほど村長もおっしゃったように、事業をするときに起債をします。企業債を起債して、そのうちの何割かは交付税措置される、それで一般会計に入るんだよ、だから、そのお金は丸々水道会計、下水道会計のほうに移すんだよという話がありましたね。

6年度末で企業債の未償還額は121本、11億4,766万円あるんですよ。それが6年度末の

数字です。下水道の事業を行うときに、基本的には起債をして事業をするということになりますので、令和7年度は起債がありましたか。また、令和8年度も起債の予定がありますか、どうでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） 公共下水道事業に関しましては、工事を1か所やっていますので300万円ほどあります。あと、ストックマネジメント計画という、将来の終末処理場の修繕の計画を立てていますのでその補助金、2,000万円かかっているんですが、その補助金が1,000万円で、その補助金の裏で1,000万円。あと、浄化槽事業のほうで新規の設置に関しては起債を使っております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

当然なんですね。事業を継続する限り、この起債は毎年毎年続けなくちゃいけない。これ、起債は借金ですから、借金のうち何割かを先ほどの交付税という形で補填してもらっていますけれども、村の持ち出し分があるので、毎年毎年その元金と金利を払っていかなくちゃいけない、これがずっと続くわけですよ。そういう仕組みになっちゃっている。残念ながら、もうそういう仕組みなんです。だから、これを何とかしなくちゃいけないという話です。

ただ、国は平成26年に、令和8年度をめどに汚水処理施設の概成方針を出しています。この概成という言葉がちょっと難しくて分からなかったんですけども調べると、汚水処理事業においては、汚水処理人口普及率95%、それを目標として、それでおおむね整備ができたというふうに国が判断すると、こういうことなんだそうです。つまり、8年度までに補助金なり何なりを出しますよ、今までどおり出しますよ、だけど9年度以降は決まっていませんよ、分かりませんよ、整備事業はおおむね終わりますよという考え方なんだそうです。9年度以降の補助金や企業債への財政措置が全く不透明な状況になっている。これ、非常に困ったことになるんじゃないかと心配するんです。

一方、本年1月28日に八潮市で発生した流域下水道の破損による道路陥没事故、これ、不幸にも1人お亡くなりになってしまったんですけども、この事故を受けて、下水道の維持管理についてもっと国が責任を持つべきだという声が急激に高まっている。当然だと思えますけれども、でも、この方針にも国は応えていないんです、まだ。はっきりとしたことは

言っていない。だから、何だかんだと国の財政措置、支援が減らされる可能性は否定できない。

となると、使用料収益が伸びない、国などの財政支援も当てにならない、今でも厳しいのがより厳しくなる、これ、目に見えている。じゃ、どうするかというと、経費を削減しなきゃならないということになると思うんですが、これ、簡単にいかないんですね。

公共下水にしても農排にしても、一応50年はもつと言われているんですけども、とてもとてもそんな状況じゃないんじゃないかというのが大方の認識なんだそうです。婦恋村の経年劣化の様子はどんな感じですかね、課長さん。50年もちそうですか。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

管路調査をコンクリート管を中心に毎年やっています。八潮の事故を受けまして、前々回の議会からも言っていますが、一番大きい800ミリの口径の管を先日調査しましたところ、その大口径に関しては問題なく使えているという形になってはいますが、今年も工事をやっている袋倉地区でありますとか、あと干俣地区を今年調査しているんですが、やはり30年ぐらいでクラックが入ったり、継手のところから、外から水が入ったりとかしているところの確認されています。

八潮の事故もたしか40年たつたかたないかであの状態になったということを知っていますので、やっぱり50年はもたないところが出てくるのは確実だと思っていますので、今後はコンクリート管の調査と補修を考えているところであります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

八潮の事故現場ですね。あれは整備後42年なんだそうです。それであれだけの事故が起きてしまった。ですから、とてもとても50年なんてもたないんだよということらしいですね。

国のほうは、増大する下水道施設の維持管理に対して平成25年に、先ほど課長おっしゃってくれましたけれども、ストックマネジメント方式を踏まえたやり方をしなさいよと。さらに、平成29年にはアセットマネジメントということも言い出して、ストックマネジメントというのは要するに施設ですかね。管渠ですとか処理場、施設についての管理システムなんですけど、アセットマネジメントになると、今度は人的要因、あと財政的な要因も全部ひっくる

めて長期的な計画あるいは点検・修繕だとか、そういうものも考えなさいよというふうになってきています。

これ、嬭恋村も計画をそろそろ立て直す時期なんですけれども、この両方の考え方は取り入れていらっしゃるんですかね。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） ただいまのご質問にお答えします。

アセットマネジメントにつきましては、終末処理場については今、事業的に行っております。今後、農集排の施設については早くても9年度からやる予定であります。

管渠、管のほうに関しましては、なかなか国が出しているハードルが高くて、事業的に行うのが大変難しくなっています。事業的に行うというのは、補助金をもらってそのストックマネジメントをやるには、ちょっと一部民間委託しろとか、かなりハードルが高くなっています、各町村、県のほうに大分お願いをしてハードルを下げてくださいという形でやっていますので、一応やらないと管の更新の補助金がもらえないので、やる予定であります。

それから、アセットのほうにつきましては、今、経営戦略の全面的な見直しをやってますんで、その中で行っているところであります。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

これ、下水道法は関係する省庁が入り組んでいまして、国交省、農水省、環境省、総務省と4つがごちゃごちゃになっているんですけれども、おおむねその4つの省庁が同じニュアンスのことは言っているんですけれども、先ほど紹介したストックマネジメント、アセットマネジメントの考え方を利用してと言いつつも、それぞれの各自治体の身の丈に合った最適化を図れ、こういう言い方をするんですね。

何をもって身の丈に合うかということなんですけれども、こちらのほうがこういうプランで維持管理をするんで補助金下さいと言っても、向こうがこれは身の丈に合っていないと判断すれば出ないということもあるやに聞いています。

群馬県はまた何と言っているかといいますと、群馬県の汚水処理計画というのが令和5年3月に5回目の改訂版が出ました。この中で群馬県は、群馬県は首都圏の水がめであり、自然環境を守ること、そのための汚水処理は非常に大事だというふうに言っているんです。そ

の計画の策定方針には、将来の人口減少を踏まえ、非効率となった下水道や農集排は見直して合併処理浄化槽に変更する、いわゆる下水と浄化槽のベストミックスのさらなる推進をしましょうと県は言っているんです。効率の悪いところはもう管は捨てて、それぞれ合併処理槽を各家庭につけてもらってくださいよと、そういうことなんだと思うんですね。

県もこういうふうに言っているんですけども、現在の合併浄化槽の性能面、これはどうなんでしょうかね。下水処理場で処理するのとレベルは同じぐらいまでできるんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） ただいまのご質問にお答えします。

一応、下水道の放流している水に比べてどうかということになりますと、そこまでの比較はされていないんですが、全国的にこれだけ浄化槽への転換が進んでいるんで、かなり性能は上がっているという話は聞いています。

村長が充て職で県の浄化槽の推進の協議会の会長をやっているんですが、私がおの代わりでよく会議とかに行かせてもらいますと、このメーカーとかの話をお聞きますと、下水道には遜色ないという自信を持っていますという話をされていますので、性能面については問題ないと思っております。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

技術の進歩はすばらしいもので、現在の合併処理浄化槽は高機能処理ができるということと、下水道で処理するのと何ら遜色がないというレベルまで来ているというふうにおメーカーさんのほうは言っています。ですから、農集排が浄化槽に代わることに特段の問題はないんじゃないか、機能面でね。機能面では特段の問題はないんじゃないかと考えます。

一般的に、国の補助事業、交付事業を途中でやめる、あるいは転換するとなると、それまで出ていた交付税あるいは補助金等を返還しなさいということになるんだと思うんですけども、近年、一定の条件下では浄化槽への転換に当たって補助金の返還は求めない、あるいは撤去費用が助成されるなど等、国のほうも変化している。こういう流れが全国的に進んでいることなんだと思うんですね。

ほんの一例ですけども少し紹介したいと思うんですが、下水道から浄化槽への見直しをしましたというのが、令和3年からのデータなんですけど、愛媛県松山市は20%浄化槽に転換。翌年、令和4年、徳島県は全県で40%減少。徳島市に至っては市だけで50%、半分縮小。

小松島市は100%縮小で、廃止したと。全市で浄化槽に転換するんだと決まりました。その後、青森県、愛媛県等々、ずっと続いております。

集落排水から浄化槽への見直しをしたところ、これは令和3年までに静岡県南伊豆町、これは石廊崎とかがある、一番伊豆半島の下のところの町なんですけれども、これ、人口7,000ぐらいでしたかね。婦恋村と似たような感じのところなんですけれども、そこも下水道をやめて浄化槽に転換しましたと。

県内でも、下水道、農業集落排水を実施しないで浄化槽のみで処理している町村は複数ありまして、下仁田町、神流町、上野村、南牧村、あと旧六合村もそうですかね。ということで、この浄化槽への転換の流れは全国的なものなんだなということをご理解いただければと思います。

この汚水処理事業は、上水道事業とともに村民の生活や産業に直結する重要な基盤事業です。住民が快適で安心・安全な生活を営むためには、なくてはならないものです。それが村の財政を圧迫することがないように、持続可能な地域運営のために、今こそ計画の見直しを真剣に考える時期なんだと思うんですね。

先ほど紹介した次の下水道事業経営戦略には、ぜひ具体的に令和何年にはこうするんだと、その翌年、何年にはこうするんだというような実効性が高い具体策を載っけてもらえないですかね。誰でも分かりやすく書いてもらおうとありがたいんです。

その中には、実際の農集排事業の一つを合併浄化槽に変換するとこれだけ金がかかりますよと、初期投資にこれだけ要ります、だけどその後の管だとか処理場の維持管理費用がこれだけ浮きますというような、本当に具体的なシミュレーションも織り込んでいただけたらと思うんですが、課長、これ入れるのは難しいですかね。

○議長（佐藤鈴江君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 黒岩治信君登壇〕

○上下水道課長（黒岩治信君） ただいまのご質問にお答えします。

小規模というのは門貝、半出来になりますけれども、門貝が令和18年に30年目を迎えますんで、一応耐用年数的には処理場が耐用年数で、半出来については令和21年で30年がたちます。

今回の経営戦略では、一応長期的な見通しとしまして、集排については転換についての検証は行っています。ただ、具体的な費用対効果まではまだやる予定はないんですが、コンサルというか、頼んでいますので、公認会計士が入っていますので、多分頼めば試算はできる

と思いますので、その辺は行いたいと思います。その辺を明記しまして、また5年後見直しが経営戦略はあります。毎年検証も行いますので、その5年後には確実な線が出せると思います。

門貝、半出来については、処理場的にはかなり簡易な処理場なんですね。大きい浄化槽みたいな感じなんで、ほかの終末処理場とかに比べると経費がそれほどかかっていないのが現状なんですよ。なので、その辺の効果も見ながら進めて、それ以外に田代、干俣の集排地区でもポンプアップしている箇所をなくして区域を縮小していくとか、そういう形の検証はまた一緒に併せて今やっているところなので、何とか分かりやすい形で経営戦略に載せられるよう努力はしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

ぜひ、具体的な数字を織り込んでもらって、村民がみんな見て、ああ、そうなんだということが分かるような形で作ってもらえたらと思います。

ところで、現在、副村長を中心に進められていると承知していますが、ランドデザイン、この中にも、下水道などの公共財は大変重要な社会基盤、インフラですから、ランドデザインの中にも当然入ってしかるべきだと思うんですが、その中に入っていますかね。

○議長（佐藤鈴江君） 副村長。

〔副村長 黒岩 彰君登壇〕

○副村長（黒岩 彰君） ただいまの土屋哲夫議員のご質問にお答えいたします。

現在、村長からプロポーザルをまとめろという指示の下、プロポーザルに関して様々な意見をいただきながらまとめておりますが、この議会後、17日にもプロポーザルの委員会を開きまして、ある企業等を選定してまいりたいというふうに考えております。

その中に直接、じゃこの下水道が入っているかという、今ここで明確な答えは出せないんですけども、確かにそういうものも含めてプロポーザル、このランドデザインというものは必要だなというふうに考えておりますので、織り込んで考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 2番、土屋哲夫議員。

○2番（土屋哲夫君） ありがとうございます。

下水道のお話をいろいろ聞かせていただきましたが、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは将来にわたる住民サービスを確保するというのは難しいんだと思うんです

ね。ですから、事業そのものの必要性はどうかという根本的な問題から、事業としての持続可能性はどうかと、あるいは、この村にとって最適な経営形態はどうあるべきかという、そういうものももう一度振り返って考えていただいて、ぜひ村民のためになるような戦略、計画を練っていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、2番、土屋哲夫さんの一般質問を終わります。

◇ 下 谷 彰 一 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、4番、下谷彰一議員の一般質問を許可します。

4番、下谷彰一議員。

〔4番 下谷彰一君登壇〕

○4番（下谷彰一君） 議長から一般質問の許可をいただきましたので、まず最初に令和8年度一般会計予算編成について質問をさせていただきます。

定例会初日に当局から令和8年度予算の職員向け編成方針が示されました。それによると、サーラ孀恋建設のため過疎債を限度額まで借入れしており、令和7年度、今年度ですね。今年度には文化会館建設基金と振興開発基金を合わせて6億1,500万円を取り崩し、さらに不足分を一般事業債として5億7,000万円を借り入れる見込みであるということになっております。

加えて、令和12年度の稼働を目指す郡内のごみ焼却施設の建設費負担金が数年以内に発生する予定となっていることから、本村は極めて深刻な財政危機を迎えつつあるとしております。

企業の予算は、まず会社の利益という明確な目標があります。しかし、自治体の目標は住民福祉の増進という曖昧な考え方であります。こうした目標を一つずつ達成し、最終的に住民の満足度を向上させることが究極の目的となっております。しかし、厳しい状況下にあっても、予算がなければ孀恋村を動かすことができません。予算は村長が役場を動かし、政策を実現する手段であります。

村長が社長なら、議会は株主総会です。村民は株主であり、顧客でもあります。自治体の運営は村長と議会、村民との信頼関係の上に成り立っているのです。

そこで、村長に令和8年度予算における重点施策についてお伺いをいたします。

厳しい財政状況下でも村民のために必要な事業は実施しなければなりません。まず最初に村長のお考えをお聞かせください。

2点目といたしまして、予算編成基本方針について伺います。

7本柱の中に、優先順位に基づく予算配分や行政執行を経営として考えるとあります。

行政には様々な事業があり、予算配分や事業の見直しはかなり難しい選択が求められます。それだけに、担当課の職員には危機感を持って取り組んでいただきたいと思います。予算編成の際に、昨年と同じ事業に同じ額の予算計上をしていては予算の削減はできません。

そこで、予算を策定する担当課レベルでの予算査定を提案します。各課の予算が本当に住民のために必要な予算か、課長、局長の段階で一次査定を実施し、事業の必要性を判断させることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

3番目といたしまして、財政調整基金残高の確保についてお伺いをいたします。

この基金は使途に限定のない自由に使える資金で、貯金のようなものです。現在の残高はどのくらいあるのかお伺いをいたします。この基金は、災害等の緊急事態などに備えると20億円くらい最低必要になると思われますが、厳しい財政状況の中でどのような手法で基金を増やす考えなのか、具体的なお考えがありましたらお答えください。

4番目といたしまして、各課・局は財源確保に努めることについてお尋ねをいたします。

今年度の農産物価格の低迷や地価の下落などにより税収の落ち込みが予想されます。そこで、唯一職員が協力できるのはふるさと納税を増やすことです。

この件について令和7年3月議会において質問したところ、村長は、税収の伸びが期待できない中、ふるさと納税を増やす努力が重要であり、担当課だけでなく全職員に周知し、宣伝に取り組んでいきたいと答弁をされています。まさに今がそのときだと思いますが、今までの取組と今後の対応について質問をいたします。

続いて、JR吾妻線の現状について伺います。

長野原草津口駅から大前駅間は利用者が減少し、不採算路線となっています。そのため、令和6年5月にJR東日本高崎支社と県、長野原町、嬭恋村と有識者による今後のあり方を検討する沿線地域交通検討会議を開催しました。JR東日本高崎支社によると、この会議は存廃、存続・廃止、そうしたものを前提に置かず、沿線の交通体系の在り方を議論するとしており、今までに検討会は4回開催されています。

この間、同区間では通学定期利用者が8割を占めることから、両町村の高校生や父兄にア

ンケート調査を行うとともに、現在はＪＲ吾妻線を利用し通学している嬭恋村と長野原町の生徒や学生の通学時間を短縮するため、軽井沢駅を活用した実証実験が行われています。こうしたことから、多くの村民が吾妻線の今後について心配をしています。そこで、ＪＲ吾妻線の存続について何点かお伺いをいたします。

まず１点目といたしまして、村では、令和６年６月１日以降に村内３駅、これは袋倉、万座・鹿沢口、大前ですけれども、ここから乗降した場合、渋川駅までの普通運賃を全額補助する取組をしてきました。現在どうなっているのかお尋ねをいたします。

続いて、存廃の前提を置かないとしていますが、千葉県の久留里線、これは久留里から上総亀山区間だそうなんですけれども、この区間においても会議を５回した後、廃線が決まったということなんですけれども、今回、４回こちらのほうでは会議がされていますけれども、現状はどうなっているのかお尋ねをいたします。

次、３番目、ＪＲ吾妻線は通学の利便性が言われていますが、本村の観光を支えるルートであり、万座・鹿沢口駅はその玄関口です。ぜひ、村を挙げて利用する方策を検討するとともに、長野原町を含めてＪＲ東日本高崎支社にＪＲ吾妻線存続の陳情活動等の行動を起こすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

以上申し上げて、私の一般質問を終わりにします。

○議長（佐藤鈴江君） ４番、下谷彰一議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷彰一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

第１点目が令和８年度予算編成について、第２点目がＪＲ吾妻線の現状についての大きな２問でございます。

まず、予算編成についてにつきましてお答えをさせていただきます。

令和８年度予算における重点施策についてでございますが、本村の財政は基金残高の減少や将来の公債費の増加など極めて厳しい状況にあります。村民生活の安全・安心を確保する施策は着実に進めなければなりません。

具体的には、老朽化したインフラの維持管理、広域ごみ処理施設への対応、公共施設の計画的な更新など将来負担の抑制につながる事業を重点的に進めてまいりたいと考えております。また、総合計画に掲げる施策の中でも、生活基盤に直結する事業を優先して取り組む考えでございます。

次に、予算編成の基本方針についてお答えします。

限られた財源の中で必要な事業を実施するためには事業の優先順位づけと見直しが不可欠であり、各課においても危機感を持って予算編成に臨むことが重要であると考えております。

ご提案の担当課レベルでの一次査定につきましては、既に各課に対し、自主的な精査と財源確保の取組を求めており、事業の必要性、効果を踏まえた上で、さらに厳格なチェックを行ってまいりたいと考えております。

次に、財政調整基金についてでございます。

財政調整基金の残高は令和6年度末現在でおおむね13億円台であり、将来の財政リスクや災害時に備えるには十分とは言えません。できる限り積み増しを図る必要がございます。基金残高の確保に当たっては、歳出削減はもちろん、事業の優先順位づけ、国・県支出金や交付金の最大限の活用、さらに不要不急事業の縮減などに取り組み、令和8年度当初予算は財政調整基金を取り崩さない予算編成を基本として健全な財政運営に努めてまいります。

村としては極めて厳しい財政状況ではございますが、村民サービスの維持と財政健全化の両立を図るために限られた財源を最大限有効に活用し、将来世代に過度な負担を残さないよう全庁挙げて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

4つ目のご質問でございました。各課・局の財源確保に努めることについてのご質問でございまして、ふるさと納税を増やす対策についてのご質問でございますが、下谷議員ご指摘のとおり、農産物価格の低迷等により税収の減少が見込まれております。このような中で、効果が期待できる施策の一つとしてふるさと納税の増進が挙げられます。

この点につきましては、令和7年3月議会においても、税収の伸びが期待しづらい状況にあってはふるさと納税を増やすための取組が極めて重要であり、村が一体となって周知、PRに取り組んでいく必要があるとお答えをさせていただいております。

現在は、まさにその取組を強化すべき時期であると認識しております。孺恋村の魅力を発信するとともに、今まで以上に返礼品の拡充や特産品事業者との連携強化、情報発信の改善などを進めていくと同時に、全庁的な意識共有の下、さらなる寄附の獲得につながる取組を検討、実施してまいりたいと考えているところでございます。

加えまして、個人版ふるさと納税のみならず企業版ふるさと納税についても、村の重要な財源確保策であると認識しております。企業版ふるさと納税では村の地域再生計画に対して企業から寄附を受けることができ、通常寄附に比べて高い税制優遇が受けられることから、全国的にも活用が進んでいるところでございます。

本村におきましても、現在策定中の地域再生計画関連施策との連携を図りながら、企業への積極的な情報発信と寄附の提案を行い、安定的な財源確保につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな2つ目のテーマ、J R 吾妻線の現状についてに関連するご質問でございました。

まず、2つ目のJ R 吾妻線の現状についてのご質問についてですが、3つある質問事項のうち1つ目の、昨年度に実施した村内の駅から乗降し、渋川駅までの運賃の全額補助の現在についてのご質問になりますが、令和6年6月1日から令和6年12月31日の間の利用分の補助を実施した実績については、申請件数570件、補助金額は195万4,158円の実績がありました。今年度につきましては、当初予算に計上せず、実施していない状況となります。

2番目のご質問のJ R 吾妻線長野原草津口・大前間の沿線地域交通検討会議の現状についてのご質問でございますが、下谷議員おっしゃるとおり、令和6年3月にJ R 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社から、J R 吾妻線長野原草津口駅・大前間沿線地域の総合的な交通体系に関する議論の申入れがございました。これに対しまして、J R 吾妻線長野原草津口駅・大前間沿線地域交通検討会議が群馬県にも入っていただきまして設置され、現在までに4回の検討会が開催されております。

これにつきましては、未来創造課が担当で、現在4回出席してきておりますので、その結果、状況につきまして未来創造課からお答えをさせていただきたいと思っております。

また、一番最後のご質問でございましたが、J R 東日本高崎支社への陳情活動を行う考えはというご質問でございますけれども、渋川・吾妻地域在来線活性化協議会、渋川市長が会長をなさっておりますが、これにおいては毎年度、高崎支社のほうに要望活動を行っております。

本年度も、現在の予定では一応2月に要望をまとめまして実施をする予定となっております。私どものほうの婦恋の要望も中にしっかり取り入れる中で、お願いをしっかりと、要請活動はしてまいりたい、こう思っておるところでございます。

また、先ほど申しました沿線地域交通検討会議につきましては、路線の存続・廃止の前提とはせず、持続可能な交通体系の在り方を検討しているということでございますので、本村においても吾妻線の利便性の向上と活性化に関する要望活動を議会の皆様と併せて働きかけたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、検討会議のほうの中身につきましては担当課長よりお答えをさせていただきます。

すので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） それでは、J R 吾妻線長野原草津口・大前間沿線地域交通検討会議について、詳細の答弁をさせていただきます。

こちらの検討会議につきましては、現在まで議員がおっしゃるとおり4回の検討会が開催されたところであります。

利用者の約8割が高校生等の通学における電車の利用ということで、その高校生等を中心に通学状況の実態調査を実施し、どのような課題を抱えているか調査したところ、通学時間の長さ、駅までの送迎負担の大きさというのが課題となっていることが分かり、通学負担の軽減に向けた交通体系の在り方を検討することとなりました。

現在、新幹線を利用した通学の実証実験を実施しているところでございます。現在、実証実験実施中ということもあり、検証結果については現時点では進行中ということもあり、まとまっていない状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、詳細の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） それでは、それぞれご答弁をいただきましたので、私のほうからまた質問をさせていただきます。

予算は村長、この村の顔なわけですね。ですから、令和8年度の予算は嬭恋村でこういう形をメインでやっていくというものがないとアピールができないと思うんですよ。

それで、先ほど村長のお答えを聞いていると、これを見ると、将来のごみであるとか村民の生活の安全・安心であるとか、そうしたご答弁をいただいているんですけども、こうしたことじゃなくて、そのために令和8年度に嬭恋村としてはこれを最優先としてやりたい、そういうものを思い切って外に出していく、そういうスタンス。

恐らく、今から2年前にはサーラ嬭恋を建設して嬭恋村の文化の礎にするとか、そんなような恐らく答弁をされているんだと思うんですよ。今、財政が厳しいんで、これからのお金をためることとかそういうことを期待しているんじゃないんで、そういう中でもやっぱりこれとこれだけはやりたい。

村長は前回の村長選は無投票だったんですけども、本来ですと村民の皆さんにマニフェストを示して、村長の今の4年間、これからじゃなくて今の4年間こういうことをやりたい

ということを村民に訴えているはずなんですね。その中の今回の予算は3回目の予算なので、その重点項目は何ですかというふうに聞いたんですけども、その辺もう一回お聞かせいただけますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 我々は時間を止めることができません。私も村長になって5期目を迎えました。現在、3年目でございます。

3年目を迎えて、じゃ来年度予算はどうするんだと、一番重点項目は何かというお問合せでございます。

今、婦恋村にとって最も重要なことは、まず婦恋バイパス。3月31日に433億円の事業費ベースということで、4月1日には上毛新聞のトップに出ました。これに関しまして、9月議会で説明をし、鎌原、大前、大笹、田代の役員会で説明し、さらに地区の説明会も終わりました。地域の皆様のご要望もしっかり受け止めて、そして、これに対して昨年5月8日以来、副村長を中心として庁内でランドデザインの策定の指示を出しまして、それについて現在進行中でございます。

そこに併せまして、これが基本になりますが公共施設再編計画、これ、総合計画と、それからまち・ひと・しごと総合戦略、これは避けて通れない基本的な基本の計画でございますので、これを基本としてランドデザインをしっかり策定し、もう一つは、先ほど土屋哲夫議員からお話のございました八潮市の陥落事故でございますけれども、これに付随しまして、皆さんご存じのように地下にある公共施設の老朽化、経年劣化の速度、そしてそのマネジメント、哲夫議員に厳しく質問していただきましたけれども、地下にある公共下水道、集落下水道、合併浄化槽、さらに上水。

上水につきましては、今、水道法が厚生労働省から国土交通省の4月に移転されました。したがって、この計画もしっかりと、抜きに今語れないと、こんなように思っています。こういう計画をしっかり踏まえながら、来年度予算編成でございますけれども、私、来年度予算はやっぱり基幹産業をどういうふうにするべきかなと、基幹産業とキャベツの生産を維持管理するのはしっかり対応する必要があると。

それから、産業振興。第一次産業、第二次産業、第三次産業とありますけれども、働く場所の確保と農業をどうやって守るんだ、日本一のキャベツの村をどうやって守るんだ。農業の憲法は昨年の6月30日に国会を通過し、食料・農業・農村基本法が改正されました。これ

は農業の憲法であります。したがって、これが加速化計画で、5年間でしっかりとした生産者が再生産をできる収入のあるシステムを食料安全保障の見地から、消費者の理解も得て、そして進めますという法律改正でございますので、孺恋村においては、来年度予算の一つには農業をどうやって守るんだと。

そして、もう一つは、やはり農業と観光と言ってきておりますので、観光産業をどうやって前に一步進めるのか。近隣には軽井沢があり草津もある。インバウンドもどうするんだと、こういう重要な産業政策に力を注いでまいりたい。

ランドデザインをしっかりとつくること、そして産業として農家をやっていけるように、観光業者がやっていけるような政策を、限られた予算ではございますが全面的に前に出して取り組んでまいりたい、こう思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） そういう、実は前向きな答弁をいただきましたかったんです。もう今、孺恋村の全体が予算がなくて、そういう下を向いているときに新しい予算を組むわけですから、村民が少しでも上を向けられる、目線が上へ上がる、そのためには、やっぱり今村長が言われたように基幹産業をしっかり守っていく。農業、観光、働く場の確保、それを線をつないでいくのが、副村長が中心になって今やろうとしているランドデザインなんですね。

ですから、私はぜひこうしたものを令和8年度の一番の孺恋村のマスタープランに据えて、予算編成に取りかかってほしい、そういうふうに思います。

次、2番目なんですけれども、私は今、先ほど課長レベルでという質問をさせてもらいました。何で課長レベルかということ、従来の予算編成というのは課長を中心として各課から出されたものを、財政担当課長であります総務課長が第一次査定を行います。それで、第二次は副村長、第三次は村長、そういうふうになるんですけれども、今回はもう元のパイが小さいわけです。それで、先ほど申し上げたように各課が同じものを同じ額で出したら、予算は縮小できないんですよ。

だから、一番事業の内容を知っているはずの各担当課長がこれを切る、これを切る、各課が自分の課員から集めたものをそのまま総務課長に上げるんじゃないかと、そういうことをやってくださいというふうな思いでこの言葉を入れさせてもらったんです。そうでなければ、村長、副村長、今年予算を見ていけば分かるんですけれども、結局、総務課長で切れない予算ははい、副村長に、はい、村長に、村長で予算を切るときになると、もう既にそれは政策的なものなんです。本来、じゃ村長、あと10億切ってくださいと言われてたら村長、切れま

すか。

ですから、今困っている状態なことは皆さんが分かっているわけです。それなので、各担当課長がしっかり切って、それで総務課長に上げる、そういう予算運営の仕方をしてくださいねということをお願いするつもりで申し上げたんです。

これについて、総務課長でも村長でも副村長でもいいですけども、もしご意見があったらお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 下谷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

予算編成は、やはり入りを量りていずるをなす。税収があつたり、国から何がどれだけ入るか入りを量りて、そしていずるをなす。でも、政策的には先ほど言いましたように、第一の目的は何か、予算の重点は何か、これは先ほど言いました、産業の振興と答えました。

ただ、編成をするについて、入りを量るのは、入りを量れば歳入はかかりますが、歳出については今下谷議員のおっしゃるとおりだと思っています。財務省が各省庁のシーリングというのを7月末までに毎年行っておりますが、対前年比で10%一律カットしなさいよと。ただし、国が定めた経済対策事項、あるいは6月に策定いたしました国の重点施策、骨太方針、こういうものにのっとった大きな流れの中では、プラスアルファで予算を概算要求していいですよと。

それから、もう一つは、国のほうで言っているのは国土強靱化のための予算。能登半島地震があつたり自然災害が多いので、これについては枠を少し認めようと、こういうことで国のほうは予算を決めておりますが、議員ご指摘のとおり我が村でも担当課長において、よく課内で調整して、そして総務課長の査定においては、原則、前年は10%カットで始めました。今年も0.5%カットぐらいからいかないと、サーラ嬢恋で昨年度は11億円、本年度で12億円。今度これはなくなりますけれども、歳出はなくなりますけれども、財政調整基金の残を考えたりすると、今議員ご指摘のとおり、やはりマイナス0.5%ぐらいはカットすることを前提で予算編成していく必要があると現在では私は考えております。

いずれにせよ、補正予算も17日には国のほうも決まりますし、群馬県のほうも今現在県議会ですべてやっていますから、それらを含めて私どもの基本方針をまとめ上げ、また、議会の意見も聞きながら、各団体の意見もまとまって出てきますので、1月末までには前年と同じように議員のほうにも提示し、また、議会の意見を賜って予算編成を進めたい、こう思っていま

す。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ご理解をいただいたというふうに思いまして、関連してちょっと質問
というか、お願いをしておきたい。

先ほど村長のほうから、事務事業評価の話がありました。今日持ってきたんですけれども、
この事務事業評価って何のためにあると思いますか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃる事務事業評価ですが、こちらについては村の総合計画に基づきまして、そ
の事業それぞれに事業を組んでおりまして、その事務事業評価ですね。こちらについては毎
年、今の時期ですが、来年度に向けての事業はどういったことをするかということを決めて、
翌年の9月議会の前にですが、前年の事務について評価をして、そういったものを評価する
形になります。

いずれにしても、総合計画に基づいて評価されるものという認識でありますので、よろし
くお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

総合計画にのっかってやると、事務事業評価。これ、間違っていない。何でかという
当初、議会のほうから、当初、総合計画は3年に1度のローリングだったんです。しかし、
何をやっているか分からない。それで作り出したのがこの事務事業評価なんですよね、総
務課長さん。

これ、何でかという、第1章、第何款、第何の何々にこの事業は該当しています、そう
いうところから始まっていたんですよ。だから、これ見ると290も事業があるということで、
一つの、例えば先ほど村長が言ってくれた渋川の市長さんを中心とする沿線住民、あれも一
つの事業として成り立っているわけです。はい、予算が負担金で20万円ですとか。こんな
の、でも事業じゃないですよ、俺に言わせれば。それで、何をやったか。

先ほどちょっと言わせてもらったように、民間は事業の成果、成果が全てなんです。で
も、役場はその事業をやったかやらないかだけが成果なんです。それじゃ駄目でしょうとい

う思いで、あえて、先ほど村長が言われたプラン・ドゥー・チェック・アクション、これをもう一度見直して、この事務事業評価じゃなくて行政評価として当てはめてやっていく。

それで、プランはイコール予算ですよ。ドゥーは実行するわけですから、予算を実行して、それでチェック、チェックはそれがどうだったかということを検証して、それで来年度アクションで生かす、そういうサイクルになっているはずなんですよ。これを多くの自治体は導入しているんですよ。

総合計画の1年未満のためにこういう事業をやったということじゃないんですよ。それをしっかりとした取組をやらなければ、予算を切るなんていうことはできないはずなんですよ。事業が大切ですから。その辺どうでしょうか。村長でもどなたでもお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 事務事業評価につきましては、我が村では現在、未来創造課が中心で、事業が終われば一覧表で二百何十項目の、総務課が何と何と何の、消防事業、選挙管理委員会の議会の国政選挙事業とか、農林でいけば農林水産事業とか、いろんな事業を全部各課が出して、一覧表を作って、そして、この事業は終了したものは終了しました、この事業は重点課題ということで、いわゆるプランを立てましょう、それをしたかしないか、プラン・ドゥー・アクション、行動したか否か。それで、チェックですね。チェックしてプランをしましょうと。先ほどから何回か私、間違えて申し訳ありません。プランを立てる、実行する。プラン、ドゥー（PD）、チェックをする、そしてアクション、チェックをしたらまたアクションしましょうと、こういうサイクルを、各事業別に各課が持っている事業をしましょうやと、こういうことでございます。

今、予算編成の中で、下谷議員がPDC Aサイクルでやって、今ホームページにも公表しておりますし、必ず村民にもそれなりに知らせておるわけでございますが、それプラス、もう少し予算の実効性のあるものという趣旨の今ご意見かと思ってお伺いをいたしました。

もう少し、PDC Aサイクル、それから事務事業評価でも落ちている事業もある部分もあるのかなと私もいつも思っている部分もございますので、それらにつきましては今後予算編成過程の中で、課長会議において今の意見も尊重しながらしっかりとちょっと対応してみたい、また、ご報告を申し上げたい、こう思いますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

予算は、先ほど村長が言ったように収入と支出のバランスでもっています。それじゃないと、今は収入よりも支出のほうが多いわけですよ。これを同じにしなくちゃいけないよというのが今回の職員向けのあのの中にもあるわけですよ。

それで、まして、今まで一番当てにしていた財政調整基金はなるべく使わないようにしましょうという取組の中で、それをしっかりみんなで削って、皆さんにはそういう計画をしっかりと実行するという、そういう気持ちがなければ、当初質問で言ったように、去年と同じ予算を組んで、はい、じゃ村長から切ってくださいよという話では駄目なんですよ。村長の名前で執行するんですけれども、実際にそれぞれの現場でそのお金を支出しているのは課長さん方なんです。だから、これはもう、この予算としては駄目だと。

それをやるためにも、先ほどのサイクルの中で予算をやる、あるいは決算をやって、この事業が本当に村民のために必要だったのか、それを検証したものが本来であれば、今になればもう令和9年度予算のほうに計上されていくわけですよ。そういうものでなければ切れないでしょう、皆さんだって。

それをしっかりやらなくちゃ、いくら職員用に予算の編成方針なんていったって、結局、財政当局が切らなくちゃ切れない、困ったときは副村長と村長に切ってもらうんだ、これじゃ予算にならないじゃないですかと言っているんです。

皆さんは、職員の中ではトップなわけですよ。それはもう村長と副村長と同じ枠の下にいるわけですから、しっかりとそれはそれでやっていただきたい。ちょっと時間がないので次にいきますけれども、お金がないことは事実なわけですから、それはもうみんなで共有しているわけです。その中でも、村民のためにどうしてもやらなくちゃいけないものはやるんだ、駄目なものは1年送ってもいい、そういうような考え方でなければ予算は減らないですよ。

それをまず予算のところではお願いをして、ふるさと納税については、さきに質問したとおり村長もこれからまたしっかりやってもらえる、職員の皆さんとやってくれるということなんで、それはそれでぜひ、今我々が増やせるのはふるさと納税しかないんで、土屋議員が言った企業版のふるさと納税も含めて、歳入を得られるのはそこだけだと思うんで、それはみんなでやりましょう。私たちもやりますよ、議員も。

それで、次、2番目の吾妻線について。

これについて言いたいことは……ああ、そうか、忘れた。

どういう形で財政調整基金を増やすお考えですか。すみません、うっかりして。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの下谷彰一議員のご質問にお答えさせていただきます。

財政調整基金につきましては、まず、当初予算において取り崩さないということを決定したいというふうに考えております。

その上で単年度、年度、年度の単年度収支が黒字になる年度には確実に積み立てていこうというふうに考えておりますので、ご理解していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 次年度への繰越し分の2分の1積むんだということがもう決まっているわけですからそれでいいんですけども、少しでも多く積んでいただいて、あるいは、振興開発基金を5億円取り崩しているわけですから、そちらのほうにもなるべく早く返していただいて、将来あるであろうごみの建設に伴う負担金、そちらのほうはちょっと桁が違うほどの大きな額になるんだと思います。そこにしっかり充当できるような取組を今からお願いしたいと思います。行ったり来たりですみません。

続いて、JRの関係なんですけれども、これ、何で質問したかという、議会では未来創造課長さんのほうからこういうことでやっていますよという説明を受けました。しかし、村の人たちは、廃止になるような話があるけれどもどうなっているんだ、全然その情報が出てこないということなんです。

村長が言ったとおり、渋川市長さんを中心とする協議会の中でやってくれていることは承知しています。そこで陳情もしています。

それで、久留里線と吾妻線が違うのは、久留里線は長い路線の中の区間、真ん中の区間を廃止します。吾妻線は、これは盲腸路線というんですけれども、長野原からこっち側の大前まではいつ切ってもいい、盲腸と同じだと、こういうようなニュアンスで思っている人がたくさんいるんですね。ということは、もう観光のどうのこうのじゃなくて学生の、あれだけで、軽井沢から向こう側へ通学してもらえれば、あとは長野原まで来てもらってと、みんなそういうふうに思っているんですよ。

まず、これ一点として、秘密会で未来創造課長、やっているんじゃないと思うんですよ。情報をもう少し広報か何かに出せますか。

○議長（佐藤鈴江君） 未来創造課長。

〔未来創造課長 黒岩孝義君登壇〕

○未来創造課長（黒岩孝義君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

J R 吾妻線長野原草津口・大前間沿線地域交通検討会議については、先ほど答弁させていただいたとおり4回実施しております。中身について公表できない部分はあるという認識ではありますが、今後におきましてはその検討会議の結果、公開できるものについては公開していくように努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） 7年の11月20日の上毛新聞に、吾妻線の在り方論議ということで論説で載っているんですね。この中では、住民重視の交通を模索してくださいとあるんです。J Rやそういう人たちの都合だけで考えないで、吾妻郡の住民、住んでいる人、特に大津からこっち側のほうに住んでいる人たちの意向を置いてこういう会議もやってくださいねとあるんです。

そのためにも、村長に言っているのは、長野原の町長さんと一緒にこっち側だけの陳情、吾妻線全体の陳情を渋川の市長さんがやってくれていることは承知しています、私も。だけど、この5駅ですか、これを何とか守ってもらいたいという陳情を、陳情じゃなくてもいいんです。そういう行動をぜひ、長野原町の萩原町長さんと一緒にでも行ったときにぜひ寄っていただいて、お願いをして、地域の住民の人たちは本当に困っているみたいだからぜひお願いしたいというような話をしていただきたいと思うんですよ。お願いできますか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） J R 吾妻線につきましては、今までもいろんな歴史がございました。昭和46年に大前まで延長されたというわけでございます。ピーク時には高校生はじめ相当数の学校の生徒が乗っていたし、一般の乗降客も非常に多かったという時代もあったわけですが、ここ数年だんだん減ってきてまして、嬭恋高校の生徒につきましても、以前は、10年前は70人前後が下から通って嬭恋高校までお越しいただいた。今はほとんどゼロ。それから、こちらから下のほうに行く子供たち。中学から下のほうの高校に通う子供、これも相当数減ってきたという、こういう現実もございます。

また、民間で乗る方も、嬭恋から乗るのは大前から、昨年ですか、議会でも報告をさせていただきましたが、J Rからも報告もございましたとおり、大前駅が1日10人、それから万座鹿沢口が130人、1日ですよ。それから、袋倉が1日8人とか、こういう数字も提示され

ました。また、JR東日本からは、皆さんもご存じのとおり年間に、長野原草津口から大前間につきましては年間4億6,000万円の赤字という話も出ております。

しかしながら、ぜひとも、利用する方がおる、また地域経済にとっても、また通勤者にとっても利用する人がある以上、しっかりとお願いすべきものはしっかりとお願いをして、今までしてまいりましたが今後してまいりたい、こう思っておりますので、また議会の皆さんともしっかりと協議をしながら、以前と同じようにまた何とか皆さんと陳情に行くなら一緒に行きたい。

ただ、現在、先ほど言いましたように活性化協議会、渋川市長がやっている組織もありますので、日程も決まって、これから陳情内容もいろいろ決まってくると思っておりますので、これも議会のほうにも報告しながら、また議会の皆さんと協議をし、どういう陳情内容でいつ行くかについて、また議会の皆さんとも協議をして進めてまいりたい、こう思いますので、よろしくをお願いをしたいと思えます。

○議長（佐藤鈴江君） 4番、下谷彰一議員。

○4番（下谷彰一君） ありがとうございます。

予算については、厳しい中での編成になると思えますけれども、ぜひもう一度申し上げたいのは、会社は会社の収益、利益が全てですけれども、私たちというか、皆様方役場の職員は地域住民の福祉の向上が全てなんです。これは非常に曖昧的で、これをやったらというのがないんです。その合計でやって、ああ、よかった、悪かった、この評価だけなんです。

ぜひ、少ない予算の中で大変だと思えますけれども、課長が中心になって今回はまとめてみてください。それをお願いしたいのと、その底辺には村長が言ってくれたように総合計画があったり、そういうふうな形があるわけですから、その総合計画の中のそれぞれの項目に沿ったもので何とか仕上げていって、後で喜ばれる、そういうものに仕上げていただきたいと思えます。

それから、吾妻線については、確かにこれを見ると、100円の収入を得るのに必要な経費を表す営業係数は4,790万円だというんですね。これ、やっぱり民間のレベルだと、これは廃止せざるを得ないのかなというのは理解できます。

でも、村民の足なんです。もう公共交通で電車がなくなれば、嬭恋村は公共交通がなくなっちゃうんです。チョイソコで全部やるというわけにいかないんです。ぜひこれをまた守るような、そんな取組をぜひお願い申し上げて、ちょっと長くなってすみませんけれども一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、4番、下谷彰一議員の一般質問を終わります。

◇ 大久保 守 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、11番、大久保守議員の一般質問を許可します。

11番、大久保守議員。

〔11番 大久保 守君登壇〕

○11番（大久保 守君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、何点かについて一般質問をいたします。

最初に、上信自動車道建設についてお尋ねいたします。

いよいよ上信自動車道建設も長野原嬭恋バイパス工区約8キロの間が整備区間となり、作業が進められております。また、鳥居峠前までの嬭恋バイパス約12キロの整備区間と、鳥居峠までの5キロの調査区間となつてまいりました。

鎌原までの長野原嬭恋バイパスにつきましては、仮称ではありますが袋倉インターチェンジ、芦生田インターチェンジ、鎌原インターチェンジの3か所を明記されております。当初より整備をするインターチェンジについては、県がアクセス道路も含めて事業を進めてくださるものであると認識しておりますが、それでよろしいでしょうか。

現在、県の上信自動車道事務所様が、嬭恋バイパスの基本のルートやインターチェンジの設置場所、ルート上の切土、盛土、橋の位置やトンネルの位置等を、各地区の方々に説明会を開催しております。それによりますと、インターチェンジの位置等説明をしてもらっております。仮称ではありますが、鎌原インターチェンジを出ますと次は大笹インターチェンジ、田代インターチェンジとなり、南パノラマラインにぶつかるようになっておるとの説明でありました。

嬭恋ルートにはそのほかに構想インターチェンジというものが2か所あります。1か所は仮称大前インターチェンジ、もう1か所は仮称大平インターチェンジでありました。県の説明では村長さんからの要望箇所でありますとの説明でありましたが、そこでお尋ねをいたします。

1つとして、県の計画で入れたインターチェンジの建設費は、いろいろ諸条件等あるでしょうが、基本的には国・県で建設してもらおうのか、それともアクセス道路も含めて県で建設

をしてもらうのかお尋ねいたします。

2番目として、構想インターチェンジの建設に当たっては、設置したい自治体が建設費を負担するのかお尋ねいたします。

3つ目として、東京へ陳情なさったときに、どなただったか受けていただいた方の中で、インターチェンジを望むということは工事が遅れてしまってもよいということですかという意見がされたとお聞きいたしました。確かに数が増えれば遅くなってしまいうように思いますが、村長の見解をお尋ねいたします。

次に、大きな2番として、観光大使についてであります。

私は、令和5年9月議会の一般質問にて、任命方式や人選についてお尋ねをいたしました。任命については、単なる村長のお友達、知人で人選なされているのか、どのような活動をなさっておられるのか一般の方々には見えづらいし分かりづらい。そうであるならば、人選に条例等のルールがあれば分かりやすくなるのではないかと申し上げましたところ、その年の12月には孺恋村観光大使（キャベツ大使）設置要綱を作成し、制定いたしました。

要綱制定の後に任命なされた方はおられるのか、いるのであればどのような方を任命なされたのか、また、現在の大使の方は何人で、孺恋村のことをどのように宣伝なさっておられるのかお尋ねをいたします。

以上、明快なる答弁を求めます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大久保守議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

質問の要点は、大きく分けまして2つでございます。第1点目は上信自動車道についてでございます。第2点目が観光大使についてのご質問でございました。

まず、第1点目の上信自動車道について、私のほうからまずお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の群馬県の計画で入れたインターチェンジの建設費は群馬県の工事費で建設してもらえるのか、また、アクセス道路も県等で建設してもらえるのかとのご質問でございます。

まず、長野原孺恋バイパスにおける3つのインターチェンジにつきまして、既設の村道または県道までのアクセス道路を含め、群馬県で建設していただく計画となっております。また、孺恋バイパスにおける仮称大笹及び仮称田代のインターチェンジにつきましても、それ

ぞれ県道までのアクセス道路を含め、群馬県において建設していただけるとの認識でございます。

2点目の構想インターチェンジにつきましては、今後の村の将来構想などを検討していく上で、群馬県と協議していく予定となっておりますが、設置が決まれば、こちらにつきましても、インターチェンジ及び既設の村道までのアクセス道部分につきましては群馬県で建設していただけるとの認識でございます。

3点目のインターチェンジが多くなると工事が遅れてしまうが、村長、見解はとのご質問でございました。この件につきましては、関東地方整備局の道路部長さんが当時、インターチェンジが増えるということは工事費もかさむし時間もかかるから、工事全体が遅れるわねと、こういうご発言もございました。

しかしながら、真にその地域にとって必要なものは地域の要望を確認し、そして、村としても地域の要望、また村の考え方をまとめて、村と地域も必要という認識であれば、また議会の皆さんの意見も伺いながら、また産業界の皆様の意見も聞きながら、みんなが必要だということであるならば、村の要望、インターチェンジ、現在では大前と大平ということになりますけれども、こちらは要望していきたい。

現時点では、大前インター、もちろん仮称でございますが、区長さんはじめ地元の皆さん、役員の皆さんもぜひともお願いしたいというお話がございます。また、大平につきましては、地域の皆さん、また大笹の区長さんからも要望が出ておるところでございます。また、田代の地域の皆さんも、前橋、東京方面に行くのには大平のほうに1つあってもいいですねという考え方もあります。今までの地域の意見も十二分に踏まえながらしっかり対応してまいります、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

すみません、観光大使につきましては担当課長からお答えをさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹淵幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹淵幹雄君） そうしましたら、2点目の観光大使についてのご質問についてお答えさせていただきます。

まず、要綱制定後の任命状況についてでございますが、議員のおっしゃるとおり、令和5年12月28日付で嬭恋村観光大使（キャベツ大使）設置要綱を施行しております。施行後に

は5名の方を任命しております。

まず、令和6年度のこの1年間だけではありましたが、アニメ「この素晴らしい世界に祝福を！」のメインキャラクター、カズマ、アクア、めぐみん、ダクネスの4名を任命させていただきました。また、令和6年9月1日より、歌手、俳優として活躍され、現在はプロデューサーとしても活躍中の永井秀和様を任命させていただいております。

次の質問になりますけれども、現在の人数とどのような村の宣伝をされているかについてでございます。

永井様を加えまして、現在は21名の大使の方々に毎月孀恋広報を配布しまして、村の情報を共有させていただいております。また、本年度は中止となってしまいましたが、年に1度、全体集会を行い、おのおのの活動や村に対する思いなどについて意見交換を行っております。活動の場も、様々な大使の方々がそれぞれの場面でキャベツ大使の名刺なども活用しながら村の魅力を国内外に紹介し、村のイメージアップにつながる活動を行っていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は一問一答で行います。

11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 答弁ありがとうございました。

まず、上信道のほうなんですけれども、村長おっしゃるとおり、先に決まっていればアクセス道まで県が建設するという話で多分通るんじゃないかなと思っておりますので、それはそれでいいと思うんですが、例えば先ほどありました構想インターチェンジ、基本的には建設する前に構想インターチェンジというものが正式にインターチェンジになっていれば、村長おっしゃるとおり建設費等は県・国等で建設してもらおうんでしょうけれども、いわゆる、それが後から入るとなると、もうこれは自治体がやはり案分する建設費を払わなきゃいけないという形になりますですね。そこはそれでよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの大久保議員の質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの村長の答弁にもあったんですけれども、構想インターチェンジ設置が決まった場合にはというお答え方をさせていただいたんですけれども、これから検討していったら、その場所にインターチェンジが設置ということになれば、今までと同様に、インターチェンジと

既設の村道までを含めて群馬県のほうで設置してくれるという認識でございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） それで、当時、村長が大前インターチェンジというものをぶち上げたときに、建設課のほうで、例えば本道から大前のインターチェンジへ行くまでの基本的な道路で造るとしたらどのくらい建設費がかかるのかというような話をしたときに、たしか15億円ぐらいかかるんじゃないかという話をいただいたんですけども、そこら辺は建設課長、そうなんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 建設課長。

〔建設課長 黒岩建五郎君登壇〕

○建設課長（黒岩建五郎君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

ちょっと資料を確認したんですけども、令和4年の3月の全員協議会のほうでそちらのほうの説明をしておりました。そのとき、会議録にも数字が載っていますのでそのときの数字を言わせてもらいますと、30億円ぐらいというような説明をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） ちょっと自分の認識が悪くて、その場合30億円というような試算が出ているようなんですけども、実際に、本当に村が必要であれば、もう村長頑張ってもらって、どうしても構想じゃなくて、もうそこへインターチェンジを入れなきゃならないわけですよ。

もし構想で後に造るとすれば、よくあるスマートインターチェンジになってしまうんでしょうけれども、そうすれば今言うとおりの、アクセス道は村で造るとなると30億円かかるわけですね。そこら辺、村長頑張ってもらって、本当に住民が必要で、後々、国がアクセス道で30億円出しますですかね。そこら辺はどうなんですか、村長。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 何とも私の口からこの公の場でちょっとそのことを述べるのは、ちょっと今の現状では述べにくいと思っています。県のほうでは高規格道路における国土交通省のアクセス道路への補助金制度というのができましたので、現在、植栗地区、東吾妻の植

粟ですね。あそこから中之条に行く道はその全国第1号の補助事業ということで現在やっていたいて、この部分につきましては上信自動車道建設事務所ではなくて中之条土木事務所が行うということでやっていただいております。

芦生田地区の通るところは三原応桑線ということで県道、田代から東御市のほうへ行く東御嬬恋線、これも県道ということでございますので、これは県のほうが全額持って、県道ですので、県が三桁国道は、あるいは主要地方道は県が責任を持って建設するという制度になっておりますので、これは県が行うということになります。

そのアクセス道路の今の部分ですね。これについてはもう少し県とも協議をさせていただいて、そして、村道ですと今の改良事業は、大久保議員は専門家でございますから一番知っているかと思いますが、現在ですと55%補助ということになっております。

群馬県道路協会といたしましても、国土交通省の市町村課という課がなくなって、そして市町村道に対する村道の、本省の市町村道課がなくなって防災環境課に変わっちゃって、その中の係になっちゃっているんですね。そういうこともありまして、本年の秋は群馬県道路協会の全市町村長に出ていただいて、群馬県の市町村道についてしっかりお願いしようということで、高崎市長、前橋市長、太田市長さんもお出席いただき、ほとんどの首長さんにも出ていただいて道路陳情を行ったところでございます。

その過程の中で、今言った市町村道ですね。うちの市町村道も村道でございますので、これらについて引き続き、群馬県の道路協会としても、また上信自動車道建設促進期成同盟会としても、また嬬恋村としても、しっかりと県とまず協議をして確定してまいりたいと思っております。

現在の制度ですと確定していませんけれども、村道については55%は国・県で持ちましよう、10億円かかるんなら国・県で55%、4億5,000万円、45%は村が持ちなさいよという話になっています。その村については、起債でやるのか過疎債を使うのか、どういうふうな手法でやるか、あるいは辺地債でやればということもありますが、それは今抜きにして、辺地債が使えればうちはまだ使えますから、80%の補填もありますので活用しますが、それらを総合的に判断して、どういう財政負担をするのかということに検討を加える必要があると思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 村長はそうおっしゃるんですけども、30億円の半分として15億円、確かに村で出すお金は当たっているのかなという気がしますし、果たしてそれだけか

かるものが必要なのかというのもあるんでしょうけれども、村民の方とよく話ししてもらって、これは必要であれば造るということで。

造るのであれば、本当にこれは本工事に入れなければとてもできるものじゃないと自分は思うんですね。ですから、多分そこが構想であるんで、それを入れるということはかなりの必要性を思ったものを国・県へぶつけていかなければ国・県もよしとはしないとは思いますが、そこら辺はどうでしょうか。そのぶつけていくような内容はいいものがあるでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） ご指摘の意味は分かっているつもりでございますが、現在の状況でまだ県とも協議中の部分が相当ございますので、ここの公のところでどうだということはちょっと差し控えさせていただけたらと思っています。

いずれにせよ、何らかの判断をするのは当たり前でございますので、どこかの場所で議会とも協議をし、また、議会の意見も承りながら、また、地元の意見も聞きながら、どこかで判断をする必要があると、こういうふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 確かにまだまだ先の話と言っても、もう近いんじゃないかなと思うんですけども、いずれにいたしましても今構想である大前と大平ですかね、前は大平はもっと下で、中原辺りに造ったらどうだという話もあったんでしょうけれども、今開いてみると大平という、ちょっと上がっているんですけども、あればあったでその利用性はあると思うんですけども、やはりこれをどうしても本当に村長、造るのであれば、本体工事に入れてもらうということを頭に入れておいてもらって、陳情等々をひとつお願いしたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

これはそれ以上話がないと思いますので、次に観光大使のほうへいかせていただきます。

この観光大使の設置要綱、たしかあの後つくっていただいたんですけども、この要綱をどういうメンバーでどう選定するのかお教え願ひします。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹淵幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹淵幹雄君） ただいまの大久保議員のご質問にお答えしたいと思います。

大使につきましては、委嘱する基準というもので、この中に村出身者または縁のある者で

経済界、マスコミ、文化芸術、芸能、スポーツなど各分野において活躍しており、積極的に
孺恋村の魅力をPRすることができる者、村について深い理解と認識を持ち、かつ村の観光
振興の推進に積極的な者、その他村長が必要と認めた者ということになっております。

○議長（佐藤鈴江君） 課長、選考メンバーはどういうメンバーですかという質問だと思います。

○観光商工課長（竹淵幹雄君） はい。こちらのほうに該当する方の中から、本人の同意を得
まして村長が委嘱することとなっております。ですので、選考メンバーという形で選考会
みたいなことを開いてという形には現在の要綱ではなっておりません。

選考された方については、当然、課長会議等で会議内で、庁外でも周知したり、あるいは
広報紙などで村民にも周知するような形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今の話ですと自己推薦みたいな話みたいですがけれども、先ほどあ
ったアニメのキャラクターの方はどうやって本人が申告するのかと考えちゃうんですけど
も、そういうのは誰かが推薦するんでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹淵幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹淵幹雄君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

アニメ「この素晴らしい世界に祝福を！」につきましては、KADOKAWAさんと1年
間のコラボ期間という中で、このコラボの期間の中でどういったことができるかというこ
とを協議する中で、キャベツ大使ということで任命していきたいということをKADOKAW
Aのご担当者と村当局と相談する中で、キャベツ大使という形で1年間任命させていた
きました。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） KADOKAWAさんと1年間という契約で、たしか要綱だと2
年間が一サイクルですよね。すると、2年間で交代なりまた継続していくんでしょうけれど
も、それも自己申告でやるんでしょうかね。どうでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹淵幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

大使の任期については、議員ご指摘のとおり2年間となっております。2年間たった後に再任は妨げないということになっておりますので、継続の意思を各大使に確認させていただいて、継続の意思がある方については継続して大使を依頼しているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） 今の話ですと、自分の自己申告で2年間、またやりたければできるという話ですけども、村自体の査定というのはないんですか。2年間頑張っていたのだとか、年に1回集まって報告会をやっているわけですから、よかったなというような話の中で2年間またやりますとか、やっぱり辞めていく方もあるわけですよ。

何でしたっけ、一番最初にキャベツ大使になられた女性の方がいましたですよ。津田さんか。津田さんなんかもう辞めたんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

津田様につきましても、現在もキャベツ大使として活躍していただいております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） せっかくいいキャベツ大使、観光大使ですかね、つくっていただいで活躍していただいていると思うんですけども、なかなか村民に表れてこないというんですかね。どなたがなっているのか分からないし、議員の人たちは写真なり会議室に貼ってあるんで見れば分かるんでしょうけれども、かといって我々もお会いしたことがない方がいっぱいいますし、そういう点ではもう少し、年1回報告会なり何なりやっているときに議会も呼んでいただくとか、そういうふうなことをして知らせることが必要だし、もう少し露出できるようなことがあればいいなと思うんでしょうけれども、やっぱりその報告というのは、何か書き物とかそういうのをするとか、そういうんじゃないんでしょうね。

年に1回来たときに報告会で皆さんに、大体何人ぐらい出席なさるんですか。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹渕幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹渕幹雄君） すみません、手元に令和6年度の大使の集いという形で実施

したときのものなんですけれども、そのときに出席してくださった大使の方は菅野様、末永様、山名様、小菅様、白石様、中山様、平館様、永井様ということで、8名の大使の方に出席していただきました。

そして、村当局からとしましては、村長はじめ議長、副議長にも出席していただいております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 11番、大久保守議員。

○11番（大久保 守君） それぞれ出席なさってやっておるんで、これ以上言う必要もないんでしょうけれども、いずれにしてもせっかく自分でやりたいということをやっているわけですから、もう少し露出のある仕方ですかね。多分、村が何かフェスタなんぞやるときには、そういう方が来て一言しゃべっていただくとか何かしていかないと全く、最初の頃はこういう要綱もなく選んできたんですから、じゃ何かの趣味かよというような形になっちゃうんで、この先はこういう要綱ができたんできちんと選んでいくんでしょうけれども、一ついい方向に持っていくしかないと思いますんで、なるべく露出して、孀恋にはこういう観光大使がいるんだよというのを知らしめていただくことを要望して、これはこの先言ってもしょうがないんでこれで終わりますんで、私の質問はこれで終了させていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、11番、大久保守議員の一般質問を終わります。

ここで休憩に入りたいと思います。

再開は2時45分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時46分

○議長（佐藤鈴江君） 再開します。

◇ 伊 藤 洋 子 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、10番、伊藤洋子議員の一般質問を許可します。

10番、伊藤洋子議員。

〔10番 伊藤洋子君登壇〕

○10番（伊藤洋子君） 日本共産党の伊藤洋子です。

年末の12月議会になると、国も県も補正予算、来年度予算の検討が行われます。嬭恋村も先日、補正予算が決まりました。私は、予算は村民に希望を持っていただけるものになってほしいと考えております。

今年度予算はつまごい祭りの中止をはじめ各種行事が中止になり、村民に大きなショックを与えました。村民の中には、村はお金がないからと諦めの様子もうかがえるようでした。残念な状況でした。そのような中、有志による、子供たちに楽しんでもらえる何かをやりたいということで行われた夏の陣は、多くの方々に喜ばれました。

私は、一人の議会人として、村民が安心して過ごせる、村民に希望を持ってもらえる一助になり、村民が主人公の村政を求める立場で質問を行います。

初めに、不登校児童・生徒への対応について行います。

10月に発表された全国の小・中学校における不登校数は、児童・生徒が35万人余りと過去最高の数字を示しました。調査は全国的に行われたようです。嬭恋村の現状についてお尋ねいたします。

今回の調査における嬭恋村の小・中学校の不登校数を教えてください。また、長期欠席の推移も分かりましたら教えてください。

現在でも教育現場では教師の多忙が言われており、長時間労働もあると言われております。不登校の児童・生徒の対応も担任の先生が行えるといいと思いますが、現状はどのようになっているのでしょうか。また、嬭恋村として、そのような子供たちへの対応策として実施していることがありましたらお答えください。

2番目の質問です。

有害鳥獣対策の充実を求めます。

今年はこれまでのイノシシ、鹿に加えて、クマの被害も大きく取り上げられました。

嬭恋村ではクマによる人的被害は1件と聞いておりますが、群馬県内の被害状況を見てみると事前の対策を講じる必要があります。

農水省も来年度に向けて、実は国の要望活動に行ってきたんですけれども、鳥獣被害防止総合対策交付金増額を要望しているとのことでした。仮に国からの交付金が増額された場合に、次の予算の増額を検討していただきたいと思っております。

①イノシシの捕獲手当を成獣でも幼獣でも同額にすること。手当はどのようにして決まっているのか、また、これは全国の基準なのかどうかも併せてお答えください。

②嬭恋村のクマ被害対策の内容と、今後強化しようと考えていることがありましたらお答えください。

③有害鳥獣対策には猟友会の充実が必要と思います。中長期的に考えて、現状のままでいいと考えていらっしゃるのか、また、会員数を増やす必要があるのか、あるのならそのための具体策を考えていらっしゃるのかお答えください。

次に、村有財産の管理・運営、活用の検討を求めることについてです。

村が所有する財産にはそれぞれの目的があります。教育・福祉・医療に関するものは、その目的の達成のためには損得だけでは考えられない施設と思います。

一方、産業・経済に関する施設は、地域の活性化、雇用創出、産業の育成などの目的を持っていると思います。このような施設は民間のノウハウにより活性化、雇用創出、産業の育成をするために指定管理者制度を導入している施設、普通財産として貸し出し、借りた当事者が雇用創出、産業振興、地域活性化などに貢献している施設があります。それぞれの施設は村のお金を使って設置されており、村民の財産です。

9月に事務事業評価表の中で報告されたあいさいの宿もしかりだと思えます。解体する理由は、指定管理者の辞退と、これ以上村のお金をかけられないということでした。村の財政が厳しい中では一部理解できますが、そうだとすると、ほかの指定管理施設も修理などお金を必要とするときはどうするのか。やはり解体するのでしょうか。この問題はそんなに簡単なことではありません。そこで、3点質問いたします。

①あいさいの宿については、当局だけでなく関係する議会の委員会で再度知恵を絞り、よい方向を検討することを提案しますが、いかがでしょうか。

②指定管理者制度は当局の提案で、議会も一緒に審議して進められてきておりますが、今回のような問題が起きました。村民の財産を有効に活用するという立場に立って、指定管理者制度の条例、規則の見直しを関係する委員会と検討する場を設けることを提案します。当局の考えをお聞かせください。

③公共施設再編計画の個別施設に関する件ですが、取壊しのお金をかけなくてもよくなる方法として、活用を促すような発信をすることを提案します。当局の考えをお聞かせください。

以上、私の質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） それでは、伊藤洋子議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は大きく分けて3つということですが、最初の不登校児童・生徒への対応についてお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、本年10月30日の上毛新聞で文部科学省調査、2024年度の問題行動・不登校調査結果が公表されました。内容は「不登校小・中学生35万人 過去最多」というものです。近年、全国的に不登校の児童・生徒は増加傾向にあります。

それでは、ご質問①今回の調査における嬭恋村の小・中学校の不登校児童・生徒数についてお答えします。小学校が3名、中学校が14名の計17名です。

また、ご質問の長期欠席の推移についてですが、2020年（令和2年）から2024年（令和6年）までの5年間、小学校においては4名、4名、4名、3名、3名と横ばいとなっており、中学校においても15名、15名、13名、16名、14名とほぼ横ばいの状況となっています。

次に、ご質問③教育現場での不登校児童・生徒の対応ですが、まずは担任が主となって行うのが基本となります。主な取組としては、まずは担任がつながりを切らさないを基盤に、保護者との丁寧な連携、本人の意思を尊重した個別支援、学習支援の工夫など状況に応じた対応に努めています。あわせて、全職員との共有を図るとともに、管理職や養護教諭、スクールカウンセラー等チームでのケース会議をはじめとする組織的な対応に努めています。

村としては、学校、教育委員会、家庭、地域が協力し、子供が安心して学び、成長できる環境を整えることが重要と考えます。

具体策としては、支援員やマイタウンティーチャーの配置、適応支援相談室の設置及び適応支援相談員による相談体制の充実、個別支援の工夫、家庭への寄り添い、学校外の居場所づくりなど、学校、家庭と連携した多様な取組の拡大に努めているところです。

以上となります。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の第2の質問、有害鳥獣対策の充実についてにつきましてお答えをさせていただきます。

まず、1番目の捕獲手当奨励金の成獣・幼獣の格差をなくしていただきたいとのご質問で

ございますが、村から猟友会に委託しているイノシシ、ニホンジカの捕獲につきましては、成獣・幼獣の区別なく両獣種とも同額の手当を支給しております。

今回ご質問をいただいた件につきましては、群馬県から猟友会に委託されている捕獲についてのことであると認識しております。こちらについては、県から直接捕獲従事者である猟友会に支払いが行われているほかに、村からもさらに上乗せした金額を手当として支払っておりますが、県から支払われる額について、成獣・幼獣で大きな差があるということは承知しております。

村といたしましても、捕獲に関わる労力は成獣・幼獣にかかわらず同じと考えており、群馬県へ格差をなくしていただくよう要望しておりますが、今回のご意見を踏まえ、再度お願いしてまいりたいと考えております。

次に、クマ対策の強化についてどのように考えているかのご質問でございますが、本年9月よりクマ、イノシシに対して鳥獣保護管理法の改正がなされ、緊急銃猟を実施することができることとなりました。嬭恋村におきましても、この法律改正の内容を含むクマ出没対応マニュアルを策定しているところでございます。このマニュアルを作成し、事案が発生した場合に迅速に対応できるよう運用することにより、対策を強化してまいりたいと思っております。

続きまして、猟友会員の充実が必要ではとのご質問でございますけれども、猟友会員の関係につきましては、農林振興課長が長年にわたり猟友会の担当をしてきたという経緯もございますので、ここの部分につきましては農林振興課長からお答えをさせていただきたいと思っております。

続いて、その後について、また継続でお答えさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） 猟友会員の充実についてどうお考えかというご質問でございますけれども、村としましては、議員ご指摘のとおり全国的にも猟友会員の高齢化が進み、今後の鳥獣害への対応が懸念され、捕獲従事者の充実のためには新たな会員の確保が課題と認識しております。

現在、村では狩猟免許取得に伴う銃砲の所持許可に関する経費の補助を行う要綱を制定しており、また、猟友会におきましても、狩猟登録初年度において銃猟による狩猟者登録経費を負担する等の優遇措置を設けております。これが会員確保の一助となればと考えておりま

す。

また、最近では社会問題となっていることから、若い方から猟銃所持についての問合せもございますので、そのような方たちにも関わりを持っていただけるよう取り組んでまいりたいと思います。

それと、先ほど手当の額について一律化というご質問がございましたので、これにつきましては、先ほどの鳥獣被害防止対策総合交付金につきましては、国のほうから8,000円という手当の額が決まっております、こちらが交付されております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 続きまして、村有財産の管理・運営・活用の検討についての件でお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、あいさいの宿につきましては、指定管理者による経営改善の努力にもかかわらず収支の改善が見込めず、令和3年度以降、毎年度赤字補填を行ってまいりました。しかし、令和8年度以降は補填の財源が枯渇する見込みであり、村の一般財源でこれ以上の負担を継続することは困難な状況でございます。

また、当該用地は国有地であり、大規模改修等の更新も制約が多いことから、指定管理期間の満了をもって事業の終了を検討しておるところでございます。

ご提案の議会の委員会での再検討につきましては、財源と制度上の制約から新たな活用策は難しいと考えておりますが、一方で、地域の観光振興の視点も踏まえる必要があるため、地元の観光協会とも意見交換を行いながら今後の地域への影響について整理を進め、方向を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、時間が3月末という後ろが決まっておりますので、早急に年が明けた段階で関係各位の皆様のご意見を確認しながら進めてまいりたいと、また、議会のほうとも一緒に検討を、最終的な方向を定めたいと、こう思っておりますので、ご理解とご協力をお願いするところでございます。

また、指定管理制度は、民間のノウハウを活用し、地域活性化やサービス向上を図る重要な手法であり、村としても必要な制度であると認識しております。一方で、今回のあいさいのように経営環境の変化や利用実態に応じて指定管理の在り方を適宜見直していくことは重要であると考えております。

このため、制度運用における課題整理や指定期間、財政負担の考え方などにつきましては、今後の公共施設マネジメント全体の視点から、必要に応じて関係する委員会とも適切に連携しながら制度改善を進めていく考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、3点目の公共施設再編計画につきましては、総務課長が中心でここまで進めてきておりますので、この部分につきまして総務課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） それでは、伊藤議員の村有財産の管理・運営・活用の検討についての3番目のご質問にお答えさせていただきます。

公共施設再編計画につきましては、人口の減少や財政状況を踏まえまして、継続可能な行政運営を行うため施設の適正配置を進めていくことが目的でございます。

ご提案のとおり、施設の利活用につながる情報発信や民間活用の導入を検討することにつきましては、施設の存続につながる重要な視点であると認識しております。今後は再編計画の見直しや個別施設ごとの検討を行う際には、地域団体や民間事業者への利活用など可能な限り活用を促す働きかけを行ってまいりたいと考えておりますが、施設の老朽化の状況、そして将来的な維持管理費、更新費用、利用見込み等を総合的に判断する必要があるため、活用が見込めない施設や財政負担が課題となる施設につきましては計画に基づき、適切に再編を進めていく方針でございますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 一つ一つについて丁寧に答えていただきました。まずはありがとうございます。

それで、1番目の教育委員会のほうからの答弁で数が示されて、現場の先生方も行っているという答弁がありました。

そこで、1点聞きたいんですけども、先ほどそういうお子さんたちは空間が、私もちょっといろいろ学校のほうにお聞きしたら、居場所というか空間があるとまたそこで気分転換が図れて、再起できるという言い方をしたらいいのか分からないんですけども、先ほども教育長の答弁で居場所づくりもしているというお話がありましたけれども、それは教室とか何かいろんなどころを使って十分にされているのかどうか教えてください。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ただいまのご質問にお答えします。

居場所づくりということですが、やはりきちっとした空間というのが必要になります。学校内においては、空き教室等を使って、そこをほっとルームとか、あるいはスモールステップ型のお部屋とかという、いろいろ学校によって違うんですが、そういった形で行っています。

嬭恋では五、六年前から、ご存じだと思うんですが、旧鎌原小学校、今のこども園ですかね。こども園の2階1室を使いまして、そこに適応支援相談員というのを配置し、そこで1つ部屋をいただく中で、そこで学習や支援をしたり、あるいは支援員さんが相談に乗ってあげたりというような活動を行ってきています。

今後、やはり今、文科省でも言われていますように、学習支援ですかね。教育支援センターというような形で校内に設けるとというのが効果的であるというような話もありますので、そういったものについても学校現場の様子、状況等を判断しながら、できれば増やしていければいいかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、教育長さんからあった適応支援相談員という、そういう方は村費で雇っていらっしゃるのでしょうか、それとも県費のほうなんでしょうかというのが1点と、それから、今、教育支援センターというので、私も中之条町の例を聞いたら、中之条町はそれをやっているということなので、今後村としてはやっ払いこうとされているのか。やっぱり、そういう専門家が入るとまた子供たちの立ち直りが早いようですので。

すみません、2点質問しちゃって申し訳ありません。お願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） まず、支援員さんということですが、これは公なというか、公的なそういう名前ではなくて、嬭恋村で雇っているというか、そういう立場を表すための言葉として使わせていただいています。

本来ならば適応指導教室というところを設けてやりたいところなんですが、そういったも

のをスタートするに当たって、場所的なものも適切などころがあまり見当たらなかったということ、それから、孀恋の子供たちの不登校の現状としては、なかなかそこに来て相談を受けたり学習をするという、そういったことがなかなか厳しい状況にありましたので、支援員さんがお家あるいは学校に出向いて、あるいはその子と一緒に図書室に行つてとかという、そういうような形で活動しようということで、教室というよりは相談員さんというように形で位置づけたということです。

となると、本当は国・県から頂きたいところですが、そういった枠はありませんので、議員の皆さんにもご理解をいただいて、一応支援員さんという形で、村費でお願いをしているところです。

あと、専門員さんは、やはり担任の先生はもちろんクラスがありますし、実際には直接というか主になってやっていただくんですが、専門の先生方が入ることによって、やはりそういった相談事業の専門員ということになったり、あるいはカウンセラーみたいな、そういう方々が入ってくることによって、やはりそういった意味では、専門的に子供に接するというような意味からすると効果は大変高いので、そういった形で入れていただくのと、教室を、そういったスペースをどんどん造っていくというようなことは必要なのかなと思います。

ただ、スペースに限りがありますので、ただ造ればよいというものじゃないので、いかに機能できるかというようなことを考えながら、今後模索していければいいかなというふうに思っています。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

1問ずつお願いします。

○10番（伊藤洋子君） 現場の先生方も支援員の採用にとっても感謝しておりました。

それで、1点お聞きしますけれども、先ほど不登校児童・生徒数を教えていただいたんですけども、そういう方々の親御さんたちは、例えば不登校でなかなか学校へ行かないという仕事に影響とかそういうのがあると思うんですけども、そこまでの激しいというか、全然学校へ行かなくて困るというか、親御さんの反応なんかはいかがなのでしょう。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ご質問にお答えいたします。

不登校で学校へ行かないという子供が目の前にいるということは、いろいろな意味で家族の中で大変大きな問題というか、課題だというふうに捉えています。

お家の方も最近、我々の頃は登校刺激とか、無理やり学校にまずは連れて行って、そこに連れていけばどうにかなるというような考え方からそれらが主だったんですけども、最近では子供の状況とか、あるいは子供の希望、例えば学校の登校時間をずらすとか、あるいは学習場所を変えてあげるとか、そういうようなことを含めて、無理やり学校に行かせなくてはいけないというふうな風潮が大分薄れてきていますので、不登校のこの数字というのはちょっと多くなってきてはいますが、実際に学校に戻っている、そういった子供もいますし、そんな感じなんですということ。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 確かに文科省のほうも、今教育長さんがおっしゃったようにその子、その子の状況に応じて対応するというような指導をしているようなことが載っていて、なおさら現場が大変だなと思うんですけども、そんな中では、本当に先ほど支援員さんを補充していただいているというので、現場では助かっているという声もあったんですけども、今現在支援員さんは、すごい財政難のところ申し訳ないけれども、十分足りていると言えるんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 教育長。

〔教育長 地田功一君登壇〕

○教育長（地田功一君） ご質問にお答えいたします。

支援員の数は多ければ多いほどいいというような、学校現場ではたくさんの支援員さんをぜひ投入してほしいというようなことがよく言われますが、現在、各学校には2名程度、状況によってはプラスアルファということで投入をさせていただいています。

やはり、人を雇うというのが一番大変なことだというふうに理解しています。しかしながら、おかげさまで今の状況が保たれている、あるいは改善に向けた子供が実際には数名1年の中では現れているというようなことを考えると、支援員さんは大変必要であり、この人数があればいいというよりはどれくらいつけられるかという、そういった話になるのかなというふうに思うわけで、今の状況はもちろん、ある程度の満足というかはしています。

状況を考えると、さらに数名というのは、立場としては期待したい、希望しているところです。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は先ほど教育長さんが言ったようなニュースを見てこの問題を取

り上げさせてもらったんですけれども、やはりこういう問題を抱えているお子様さんをはじめ、親御さんも大変だということで、やっぱり大きく見ればそうした子供たちに丁寧に対応するという事は、行く行くは本当の子育て支援になるかなという、そういう思いもありましたので、また引き続き丁寧な対応をお願いして、この質問は終わります。

次の質問の点ですけれども、有害鳥獣対策で、本当にイノシシの捕獲手当が違うのは、村は同額にしているけれども県のほうがというのでは、担当課長さんにも聞いたらそうでしたけれども、県のほうにも要望していくということですので、それはきちんとお願いしたいと思います。

それで、私も国のほうに予算要望で出かけたときに、農水省のほうがいろいろなクマに対しての被害対策でいろいろ取り上げていて、先ほど村長も言った緊急何とかというのもやっていたけれども、それに対しても今度、お巡りさんとか何かそういう方々も対応するから、逆に猟友会の方は、本当にそういう獣をやっつけるには猟師さんが使っている散弾銃のほうが効果的だというふうなことも言っていて、村長の判断もすごく大変になるので、引き続きやっぱり猟友会のほうが役割が大きいかなと思ひまして、産業建設常任委員会でやった中でも、随分イノシシと、特にニホンジカとツキノワグマも去年よりも10頭多くなっているというんで、クマ被害が今後心配なので猟友会の充実を求めたいと思うんですけれども、国からの先ほどの鳥獣被害対策交付金が増える予想だったんですけれども、それが増えた場合、県とか村としてもよりそういう手当とかを増やそうという考えがあるのかお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の回答の前に、先ほどの交付金の手当の額なんですけれども、一律と申し上げてしまったんですが、成獣が8,000円ございまして、幼獣については1,000円ということになってございます。

今の交付金の額が増額されるというようなことで国で進んでいるということだったんですけれども、その手当の部分については、増額されるということは今こちらにはお伺いしておりませんので、その部分が増えるということであれば増額ということも考えていきたいと思ひますけれども、現時点ではその部分はまだ確定しておりませんので、それが確定されればそのようなことも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） それで、今の課長の答弁にあった、国の予算が増えたらというので、国は鳥獣被害防止総合対策交付金というのを増やそうと農水省が要望しているわけですが、その交付金というのはそういう捕獲手当には使えるものなのかどうなのか、もし増えれば捕獲手当に渡せると思うんですけども、この交付金の使途というのは何か決まっているんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） ただいまのご質問ですけれども、確かに今の手当の部分がございまして、そのほかにも捕獲に関する、例えばおりですとかわなですとかそういうものの購入、それからICT機器を使った対策であればそういうものについても使えるというふうな幾つかのメニューがございまして、その中であれば使えるということなんですけれども、先ほども申し上げましたが交付金というのは、今の8,000円、1,000円というのはもともとの経費等の算出額から決められておりますので、そこがちょっと上がる要素というのはなかなか難しいのではないかと考えております。

ほかにもそのようなメニューがあるということで、全体的にその中で増額されるということで認識しております。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） もう一点ですけれども、12月のこの間の産業建設で頂いた資料によると、有害鳥獣対策協議会の決算見込みがマイナスになっているんですけども、そうするとこれは、ちょっとこの間の補正予算に入っていたら申し訳ありませんけれども、今度、年度末を迎えるに当たっては、この収支はどのように処理されていくんでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） 先ほどの産業建設常任委員会でご説明させていただいたのが現在の状況でして、3月末で374万7,000円、これが見込みで不足するというのでございまして、3月の議会の補正予算ということで提案させていただければと考えております。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 3月に補正予算を組むと、これはやっぱり令和7年度は足りなかったということが実態として表れれば、来年度予算は今年度の予算よりも増やそうという、そ

ういう結果を受けてやろうという考えでいらっしゃると思っいいのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） はい。議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 資料を見ると、すごく頭数が年度を経るにつれて増えているということで、特にツキノワグマも10頭増えて、イノシシも倍の数になっているというのでは、そういう捕獲手当を増やすほかに何か考えられるのが、ちょっと国の要望行動に行ったとき環境省とかいろんなところも入って、例えば隠れられないように刈り払ってやるという表現があったけれども、そういうものをみんなでやるとか木の伐採をやるとかそういうことがあったけれども、村としてもやっぱり、クマ対策は今年は1件だけだったけれども、今後心配になるので、クマ対策として、村として考えていることがあったら教えていただきたいと思っます。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、議員おっしゃるように捕るほうも、今年捕獲が伸びておるといっのは、それだけわなも設置して捕獲をしようといっことで捕獲数も伸びております。

あわせて、群馬県と、特にニホンジカなんですけれども、群馬県と長野県にまたがって季節移動するといっようなことも分かってきておりますので、それについては県をまたいで、あるいは環境省さんのほうにお願いして捕獲、それから守る対策ですね。これを進めるといっことで、年に何回か協議も行っております。

クマについてといっことでございますけれども、クマに限らずイノシシ、鹿も含めまして、今、柵の設置は大分進んできておりますけれども、おっしゃるように緩衝帯の整備ですとかいっこともお願いできればといっことで、国・県にも要望しておるところでございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） すみません、先ほど聞けばよかったですけれども、猟友会の平均年齢といっのは今どのくらいになっておるのでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） 正確なところははっきり申し上げられませんが、平均的には71歳程度でございます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 71歳という結構、うちも身内がそういう猟師をやっていたんで分かるんですけども、緊張感もあるし、それから責任もあるし、大変な仕事だと思いますし、クマとなると本当に命がけなので、やはり猟友会の会員を増やすためには何がいいのかという、そういう施策として銃の補助とかそういうのをより増やしたほうがいいのかどうか、猟友会メンバーだったという課長さんなのでその辺はよく分かると思いますので、ぜひそういう手当、必要なものを増やして、村民の命を守るためにもこの有害鳥獣対策をより強化していただくことを求めて、この有害鳥獣対策については質問を終わりにします。

次に、村有財産の問題ですけれども、1番のあいさいの宿について、先ほど村長から答弁がありました。収支の見通しが立たないということで、8年以上は無理ということで、国有地でも一応制度上問題があるというような理由だったんですけども、少なくともこのあいさいの宿は指定管理者制度の中でやっていたわけだから、指定管理者制度は議会で協議しているものだから、9月の事務事業評価でああいうふう結論を出したら、議会にもちゃんとした議案として出してやるべき、結論を出していくべきじゃないかなと思うんですけども、その辺についての考えをお聞かせください。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、こちらのほうから経営状況については全員協議会等でご協議させていただくところではございますが、議会案件といたしましては指定管理者の指定ということにあくまでなっておりますので、今回はこちらのほうでご提起させていただかなかったこと、大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 私は、このあいさいの宿は、千代田区と友好都市になって、それであいさいの宿をその2年後ぐらいに建てて、ずっと千代田休養村としてやってきて、10年前に千代田区から受けるときに4,000万円以上のリニューアル費をかけて造ったということで、先日見取り図とか平面図も取り寄せてみたけれども、とてもいい施設なので、これをやっぱりすぐ取り壊すのではなく有効活用することを考えればいいんじゃないかと思って、この間

の全協の後もいろんな人に触れて、不動産をやっている方にも言ったら、これは星野がやったらうんという活用をしたんじゃないとか、こんないい施設、年間500万円ぐらいで借りる人もいるかもよとか、いろいろ言ってくれるわけですけども、そういう点で、村としてはもう取壊ししか今現在考えていないのかどうかお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在では、契約期間は3月末と、指定管理ですね。ということなので、原則論を総務課長は申し上げたわけでございます。

私も社会通念上、あの施設はまだ使える価値があるのではないかという感触も私も持って、現場は見に行っていました。キャンプ場のほうも見たり、全体を使って、地代もあります。地代が50万円ですか、地代もありますけれども、使える価値もまだある、もったいないという部分はあります。

特に千代田区のほうでは、合宿用に子供のための二段ベッドを造ってきたわけでございますけれども、それも全部ファミリー用、グループ用に変えてきた、お金をかけてきているという部分もございませう。また、風呂も改修してきたという部分もございませう。それなりにお金をかけてきている施設でもあるという意味で、社会通念上使える建物を、まだ使える可能性がある程度あるものを壊すというのは非常に忍び難いという気がしておるところでございます。

地域の皆さんともまた最終的な話を早急に、観光協会ですかね、中心に意見を聞きたい。それと、リーガン・ヤンさんが一時下のほうに宿泊施設という話もありましたので、15日にこちらにお見えになるということなので、意見を確認してみたいと考えております。

いずれにしろ地主が林野庁でございますから、そちらの意向も確認しながら早急に一定の方向、また地元の皆さんの意見も確認しながら進めてまいりたい。一応、観光関係の窓口については観光商工課長、財産管理については総務課長、こういうことで、副村長も交えてみんなで対応してまいりたいと、こう思っていますのでご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 今、村長から社会通念上使えそうだという答弁もいただいたんですけども、確認ですけども、間違ったことをやっては私もいけないと思うんですけども、今、国有地だということでは今、年間50万円借りていて、建物の所有は村の所有というこ

とで、村の所有だったら村の考え方で、こういうふうにやりたいからあと5年間とか10年間使わせてくださいというのは、国有地というか林野庁との話合いでそれもできることになるのか、その辺を確認したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 建物の所有権は婦恋村のものでございます。土地の所有権につきましては、林野庁の管理するものでございます。地代は年間50万円ということだったと思います。

したがいまして、指定管理で手を挙げて、私がまだやってもいいよという方があるのであれば、ちょっと今伊藤議員、10年という話をしましたが、7年ぐらいもし指定管理、長くてもですね。通常、指定管理は5年ぐらいで、あまり長い指定管理をしておりませんでしたので、5年ぐらいで、最長、長くても7年ぐらいにすれば、建物も相当老朽化するのかなという気がしますので、その辺をめどに、林野庁の出先機関にもいろんな話は伺っておるところでございます。

社会通念上、まだ使える、まあまあ使えるなという建物で、指定管理者がしっかりして、5年、7年管理がしっかりできる、耐用年数、経年劣化年数と申しますか、そういうのであって受けてもいいよというところであるなら、我々ももう援助金はございませんので、総務課長が言ったとおり援助金はございませんから、そういうものがなくてもやりますよということであるなら、財産内容を確認したりしながら検討を加えてみたい。

そういう方がいないのであれば、申し訳ございませんがこれは原状回復義務を果たして林野庁のほうにお返しするということになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 活用したいというご答弁がありましたけれども、そこで、今、村長から、指定管理者制度というのだけ言っているけれども、例えばこれを普通財産にして貸すということもできるのかどうか。今、経年劣化を考えるとあと7年か何かと言うけれども、借りて、その借りた人が経年劣化したのを直して使うよという、もしもそういう方が現れたらそれができるかなと思うんで、普通財産にすることも考えていいのかどうかお聞きします。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど申し上げた、伊藤洋子議員の賃貸借のことになるかと思いますが。基本的に林野庁が

その用途につきまして、公共性のある用途でなければ当然貸与はしていただけないので、これ、当然間に村が挟まって今現在指定管理者制度という形にしておりますので、これを又貸しに貸すということは大変、非常に国側からとしましても許可は下りないのではないかとというふうに理解しております。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） 状況は分かりましたので。先日の全員協議会の後も何か利用できないかというので、議長も自分の身内にもこういう人がいるからちょっと声かけてみようかなと言ったので、私としてはせっかくの四千、数千万円かけた施設をより活用して、村にとって年間幾らかでも収入になったり活性化、バラギ地区の活性化、それは事務事業評価を見ると2つの目的が、バラギ観光と、あとそこの施設を有効活用するという2つの目的もあったので、その目的をもう一度やって、すぐ壊すのじゃなくて、ぜひそれを多くの今聞いている議員さんとか課長さんたちもやっていくようなことを考えていただきたいというのを要望して、ここのあれは終わります。

それから、②番なんですけれども、指定管理者制度のことで書いているんですけれども、一つ、村の人たちがあさまのいぶきや水車をただで貸しているのはおかしいとかと言うから、私はそれはただで貸しているんじゃないよ、指定管理者制度というので、村がそういうことでお願いしてやっているんだよと言うんですけれども、残念ながら条例を見ると、何かちょっと壊れたら100万円以上は村が修理することになると、本当に村のお金が出ていくだけになっちゃうんですよね。

今、あさまのいぶきさんも水車さんもメニューを頑張ったり、すごく今もあさまのいぶきさんはクリスマスの装飾をして頑張って、時間外の営業もしてクリスマスをやろうと頑張って頑張っているんですけれども、その頑張りは認めるけれども、そういう私たちが決めた仕様書とか協定書が村のお金だけが出ていくようになっているから、私はもう一度、指定管理者制度の条例とかそういうのを見直すようにみんな考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

今の施設は、あさまのいぶきさんはやっと1年たったからあと4年、水車さんはたしかあと3年かなと思ったんですけれども、そういう3年後、4年後を見据えてもう一回考えることを求めますけれども、当局の考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

〔発言する者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） あさまのいぶきのことじゃないんじゃない。条例改正のことについて
ですよね。

じゃ、総務課長。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど伊藤議員が条例という発言をしていたかと思うんですが、多分条例には金額のこと
はうたっていないと思うんですが、それについては協定書になると思います。

〔「協定書と仕様書ももう一度、今後の更新の時期に向かって検討する
ことを求めるという」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（熊川明弘君） 申し訳ございませんでした。

そうですね。協定書については、更新の時期が必ず来るものでございますので、今後、内
容につきましては再検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお
願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 10番、伊藤洋子議員。

○10番（伊藤洋子君） では、ぜひよろしくお願いします。

③番なんですけれども、この公共施設再編計画、私がせっかくあって、まだ耐用年数とか
経年劣化とかない施設があったら活用するというので発信をしてほしいと言ったのは、山梨
開拓を今地域おこしの方が使っているというのを聞いたので、そういうふうに使おうと思う
方がいらっしゃるの、結構アートをやる人とか美術、いろいろ工作をやる人はああいう広
い場所を欲しがるので、ぜひそういった施設の概要を発信するのを求めたんですけれども、
その点について、先ほど総務課長もしていきたいと言ったんですけれども、具体的に何か、
ホームページとか何かでやろうとしているのかどうか、その辺について聞いて、ここの質問
をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 地域おこし協力隊のことに関して。

○10番（伊藤洋子君） 公共施設をこういうふうにもまだ使えますよというので発信すること
を求めたの。それを考えたのは、山梨開拓の公民館を今地域おこしの方が使っているから、
やっぱりそういう発信をすれば誰かが使いたいというのがあるから、発信してほしいという
要望です。

○議長（佐藤鈴江君） 総務課長。

簡潔にお願いします。

〔総務課長 熊川明弘君登壇〕

○総務課長（熊川明弘君） ただいまの伊藤洋子議員のご質問にお答えします。

地域おこし協力隊が現在使用しているのは、向原の公民館のことだと思いますが、今後、そのような形で使える施設、老朽化で使えない施設もございますが、使える施設につきましては今後そのような形で、利活用できる方に何かしらの方法でこちらから情報発信していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） そろそろ時間ですが、よろしいでしょうか。

○10番（伊藤洋子君） はい。終わります。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、10番、伊藤洋子議員の一般質問を終わります。

◇ 大 野 克 美 君

○議長（佐藤鈴江君） 続いて、12番、大野克美議員の一般質問を許可します。

12番、大野克美議員。

〔12番 大野克美君登壇〕

○12番（大野克美君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。もう最後の質問で、なるべく時間がかからないようにしたいと思います。

今回、日本で初めての女性総理、高市さんが誕生しました。「強い経済をつくる」が最優先のテーマとなりました。

さて、婦恋村の経済を支える農業と観光の状況です。

農業の状況ですが、今年は大変な1年でした。キャベツの市場での値段が、一度も高値が来なかったことです。これに対して、農薬とか肥料だとか燃料とか人件費などの経費は上がっています。この結果、利益が生まれない農家が増えています。通常ですと、1年の仕事が終わって利益が出れば預金が増えるんですが、逆に、利益が出ないために預金を取り崩す農家が増えてきていると言われていています。金融機関から借入れをしなければならない人もいます。

物価高が当たり前の時代になってくると、多少売上げが増えても経費が大きく増えるため、利益を生まない構造が生まれつつあると言われていています。毎年、預金を少しずつ崩さないとやっていけない農家が増えつつある。観光でも、売上げと経費の状況は同じような傾向があ

ります。そこで、村長に対する質問です。

1、行政を預かる村長としては、この状況をどのように見えていますか。

2番目、実態の把握ですが、婦恋村の農家約400軒ぐらいのうち、どれぐらいの農家が取崩しをやっていかなければいけない状況でしょうか。

3、農家の経営が悪くなると、村の村税とか、あるいは国保の収入などに影響がありますか。

4、婦恋村の働く場所、雇用に関してどのような影響がありますか。特に、観光に関して。

5、行政としての協力の体制をどう考えていますか。

以上をよろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員の一般質問に対する答弁を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 大野克美議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

質問の要点でございますが、婦恋村を支える農業と観光についてということでございますが、1点から5点までご質問がございました。

第1点目、村政を預かる村長としてはこの状況をどう見ているかと、5点目、村政としての協力の体制をどう考えていますか、これにつきましては私からお答えをさせていただき、2番の件は農林振興課、3番の件は税の関係ですので税務課長、それから、4番につきましては観光ということでございますので観光商工課長よりお答えをさせていただきます。

それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

本村の基幹産業である農業と観光は、物価高騰や人件費上昇の影響を大きく受け、売上げが上がっても利益を確保しにくい厳しい状況にあると確認しております。

農業につきましては、キャベツの価格が通年で振るわず、資材費の高騰も相まって多くの農家が収益を確保できない深刻な状況にあり、経営基盤の弱体化を強く懸念しているところでございます。

また、観光分野におきましても同様に、光熱費や人件費の高騰が宿泊業等に大きく影響し、売上げの回復が必ずしも収益の改善につながらないという課題を抱えていると認識しております。

このような状況を踏まえ、村といたしましては、国や県の支援制度の最大限の活用を図るとともに、関係団体や事業者の皆様と連携し、必要な支援策を検討してまいりたいと考えて

おります。

先ほど下谷彰一議員のご質問にも答えましたが、来年度の主要目的は何だと、予算の一番重要なものは何かということで、農業と観光、産業をしっかりと守るというお話をさせていただきました。そういう気概を持って、第一次産業、観光産業、これをしっかりと予算面からも取り組んでまいりたい、こう思っております。

引き続き村の基幹産業を守ることが地域経済の維持・発展に直結するとの認識の下に、現場の実情に寄り添いながら、持続可能な地域づくりに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、私のほうから第5点目でございますが、行政としての協力体制ということでございましたが、農業につきましても、先ほどもご説明させていただきましたが、対象となる農家の把握が困難であり、これにつきましては観光商工課長から、農家の収益等についての個人財産については把握ができないという話がありますのでご理解いただきたい。これを把握するのは困難ですけれども、そのような個々の農家だけに特化した対応は公平性という観点からも難しいと思われまますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、観光も含めまして、嬭恋村の基幹産業であるということからのご質問かと思われまますが、国の物価高騰対策等の動向も踏まえた中で協力体制を検討してまいりたい、また、関連する団体ともしっかりと協議をし、情報を共有して対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

他の件につきましては担当課長よりお答えをさせていただきます。

○議長（佐藤鈴江君） 農林振興課長。

〔農林振興課長 土屋和彦君登壇〕

○農林振興課長（土屋和彦君） 2番目の利益が上がらなかった農家のうち預金を取り崩さなければいけない農家がどれくらいあるかというご質問でございますが、農家個々の経営状況、預金状況について把握することは困難であり、質問にお答えすることは難しいと考えまますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤鈴江君） 税務会計課長。

〔会計管理者兼税務会計課長 宮崎由美子君登壇〕

○会計管理者兼税務会計課長（宮崎由美子君） それでは、私のほうからは、3番の農家の経営が悪くなると村の税にどのような影響があるかというご質問にお答えさせていただきます。

農家の経営状況と税収につきましては密接な関連がございます。特に、農業が基盤産業と

なっている孺恋村においては、農業の経営状況に伴い住民税や国民健康保険税に影響が出ることは過去のデータにより実証されております。

キャベツの出荷状況につきましては、こちらで把握できるJAのみのデータとなりますが、本年度の年間の出荷数は昨年対比で若干伸びておりますが、販売価格が全体で約30億円の減で、165億円となっております。経費等の高騰等を鑑みると、農家の所得の減少による村税の落ち込みが見込まれるところでございます。

現段階での見込みですが、来年度の当初予算編成につきましては、村民税で約2,400万円の減で約5億1,000万円、国保税につきましては、限度額等でございますので推測にはなりますが、約1,000万円から2,000万円の減で約4億1,000万円前後になることが想定されておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 観光商工課長。

〔観光商工課長 竹淵幹雄君登壇〕

○観光商工課長（竹淵幹雄君） そうしましたら、私のほうから4番目、孺恋村の働く場所、雇用に関してどのような影響がありますか、特に観光に関してと、こちらのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

物価高による旅行控えも見受けられ、インバウンド需要によるさらなる物価高騰も相まって、国内旅行需要が限定的になっております。平時でも季節による繁閑差や近隣競合地域との価格競争により雇用が安定せず、労働状況も厳しい状況です。

こういった負のスパイラルから脱却し、地域の魅力、ブランド力を構築し、的確なターゲットへ情報発信することで顧客のロイヤリティー化を図り、正のスパイラルへ転換しなくてはますます厳しくなると思われまます。

以上です。

○議長（佐藤鈴江君） 再質問以降は、一問一答で行います。

12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 今回はちょっと農業とか観光に絞ってこの質問をしていますけれども、実は私、30年ぐらい議員をやっているんですけども、本当に大変になったと感じています。実感としては、この間、アラートで何か地震があったときパーッと鳴ったじゃないですか。あのくらいの感覚で私は見ているんです。特に農業と観光、この非常に今村長が言ったように重要な基盤がぐらついてきたという感じが実はしています。

その理由というのは、30年間やっている中で、私、珍しい陳情を受けて、農業の方が「大

野さん、議員をやっているんだから、円高になるようにちょっと頑張ってくださいよ」と言うんで、何かの安定基盤とか、あるいはそういうことで陳情を受けたことはあるけれども、円高にしてもらわないと困るって、それ、どういう意味ですかと聞くと、やっぱりここに書いてあるように、農薬とか肥料とか、もちろん人件費もそうですよ。そういうようなもので、みんな来た農家の人だって自分の、タイのブーツだとかインドネシアのルピアとかそういうのに替えると下がっちゃうんだよね。給料がね。

そういうふうなことも言われましたので、非常に大変な時期になって、それで、私がある農家、個々のものだから言えないと言ったんだけど、ある農家に聞いたら……

○議長（佐藤鈴江君） 大野さん、質問。

○12番（大野克美君） 毎年、今まで預金できたんだけど、大体二、三百万円ずつ預金が減っていくんです。それがもう5年続いていると言うんだよね。ああ、これは大変なところへ入ってきているなというふうに感じました。

○議長（佐藤鈴江君） 大野議員、質問を。

○12番（大野克美君） それで、質問は、どういうことかというのと、こういうことになってきているので、村長の取る対応のところで、村長は何かそういうのを具体的に考えたとか、農協の人とかそういう農家の人たちと何人か話したことはありますか、そういう、村長。

○議長（佐藤鈴江君） 円高になるために農家の人と話したことがあるかということですか。

○12番（大野克美君） 困っているという農家に対して、いろいろ村長、話したことはある、農家と。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

簡単に答えてください。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 明快にお答えをさせていただきたいと思いますが、過日は農協の役員さんから販売の各地区、東京青果、東京多摩青果、新宿ベジフルと横浜、それから大阪、名古屋、福岡、あと徳島ですかね、あと新潟、仙台、マーケットの方々とお話を、反省会をさせてもらいました。議長も出席し、産建の委員長も参加してもらいましたが、現状は非常に厳しい現実というお話を伺ったところであります。

それから、農業委員会につきましては、昨日、おとといでございますが、夜、玉崎屋さんにおきまして本年度の打ち上げ会と申しますか、それで、来年の任期も来るということもありまして、忘年会をする中で全員に挨拶を全部、29名させてもらいまして、1名1名からい

ろんな話を聞きました。その中で、やっぱり厳しいなという感触を受けております。

農業センサスということで2月にまとめて、つい先日、新聞にも出ましたとおり、5年間で25%農業者が減っちゃったと出たばかりでございます、新聞にも。農業新聞にもトップに出ております。そういう意味で、非常に農業は厳しいという現実があります。

それと、円安についてどうかと。今、1ドルが毎日見えています155円であります。昔は140円で買えたものが、今同じものを買うのに155円払わないと買えないということでございますので、輸入するものについて物価がどんどん上がっていると、こういうことでございます。

逆に、トヨタ自動車や輸出するものについては、140万円で売っていたものが155万円で売れるということでございますから、そういうことで、どういう形になるか、相場が、円の値段が動くとどういうふうになるかということでございますが、そういう意味で、円安である以上、輸入する肥料とかエネルギーとかこういうものがどんどん上がって、同じものを買うのに、安かったものを高く払わなくちゃならんということでございますので、非常に厳しい現実があると思っています。

したがって、先ほどから何回か申しましたが、来年度予算編成の中でも、国・県のしっかりと政策を確認しながら、できる限り、農協さん、商系の皆さん、あるいは観光協会の皆さんとも議論する中で、予算編成については最大限努力をして、基幹産業を守れるように努めてまいりたい、こう思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） ある農家さんと話していたとき、こういうふうには言っていました。今の高市総理の内閣というのは、本当に強い者が生き残って、それで弱い者がどんどん落っこってしまう、格差が拡大する社会に入っていると。それで、このまま、一回も高い値段が上がらなかったでしょう。出なかったでしょう。そうするとどういうことが起きてくるかという、孀恋の場合は、本当に強い農家は生き残れるけれども、それ以外は全部落っこっちゃうから、ちょっと極端なことを言うかも分からないですけども、農家は、例えば400軒あるうちの200軒は脱落してしまうというような意見があったんですよ。

村長はこういう、強い人が、強い農家だけが生き残って弱い農家は駄目、つまり経費が削減できた農家、強い農家は生き残れる。でも、そういうことに疎いところは全部落っこってしまう。そうすると、そういうふうには、孀恋の農家の中でもこのままいくと自然淘汰が起きて、やっぱり強い農家だけが生き残れる、そのほかは落ちてしまう、この意見に対して、村長、どう考える。

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） できる限り全農家を救いたいと思っておりますが、たまたまでございますが、先ほど申しました農業センサスを見ますと、農業新聞にも特にでかく出ていますし、NHKでもやっていますから皆さんご存じだと思いますが、2月にまとまったものが公表されました。

5年間で25.1%、農業者が減っているんですよ。100万人を超えていた、102万人が今25%減っちゃったんですよ。5年間です。それから農業者の、個人の農業者、法人は別としてですよ、農業センサスを見れば分かります、一つの農業経営体も入れますと規模は拡大しているんですね。個人だけを見ると、もう25.1%農業者が減っている、平均年齢が73歳になってきていると。これは数字ですから。データですから。しかも5年間ですから。

そういう意味から見ますと、本当に今こそ農業の憲法、農業農村基本法が改正されたんで、やっぱりこれをしっかりと食料安全保障の見地から今こそ、それから武力による防衛費も伸びて、GDP 2%まで来年度の予算で完成するとか言っていますけれども、食料安全保障の見地からも、口から入れるもの、毎日人間は口から入れますから、どうしても消費者の理解も得て、再生産できる第一次産業を守るためのものをしっかりお願いもするし、県の農政部とも連携しながら、3,000億円という目標をしっかりとつくって、それに対するやっぱり重点投資をひとつ第一次産業についてお願いしてまいりたいと、こんなように思っています。

私から言えるのはそのくらいしか言えないんであって、個人の農家をこういうふうにということはとてもできない。公平・平等の原則が行政はございますので、全体が持ち上がるようにしっかりと政策を推進してまいりたい。観光についても同じことが言えるのかなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野克美議員。

○12番（大野克美君） 村長が今、全体的な農家の数も減ってくるし、何とか生き残ると言うんですけども、過去の統計から見ると、いろいろ話していく中で、孺恋村の場合は大体、農家の数が減っても、大体22万ケースぐらいから出ると市場の価格が1,000円を割っちゃうんですよ。だけど、天候異変とか何か起きて1日の生産価格が18万ケースぐらいになると千幾らというふうに、ちゃんと利益が取れる結果になるんですよ。

だから、農家の数は減るけれども、全体の出荷数というのは逆に伸びてきている。だから、みんなが作ってやれば、そういうふうに需要と供給のバランスが崩れていますから構造的な

ものになって、それでそういう、多く作って安くコストを抑えられた農家は生き残れるけれども、一般の人は高値がもう出ない構造になっているんだから駄目になると。

だから、そういうふうに半分ぐらいに減って、じゃ、この数量をどういうふうにしたらちゃんと農家の人たちが暮らしていける、ある程度の高値に持っていけるか。そういうのを考えたことはある。村長が考えるのは難しいけれども、だけど、現実そうになっているんだよ。だから、そこを何とか解決しないと全員共倒れになっちゃう。

○議長（佐藤鈴江君） 大野さん、大野議員、出荷数を調整することができるかということをお答えしていただければよろしいのでしょうか。

○12番（大野克美君） 難しい問題だけれども、そういうのを考えたことはあるかという。考えたことがなきゃないでいいし、それは私じゃ……

○議長（佐藤鈴江君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 何とか安定的に供給して、安心・安全プラス安定出荷ということで、農協さんも今言っております。

何で安定出荷かという、どんどん出してもまずいし、少なくともまずい。安定的な価格を、収益を得るのには、安心・安全なものは当たり前という時代が来ましたが、プラス安定的な供給をすると。消費者に対してですね、期間中。あと、マーケットの皆様方が言うのは、少し、11月まで何とか、2週間、3週間、ぜひとも孀恋のものが欲しいという意見が大分あるという話もつい先日の反省会の中で聞いたところであります。

それと、やっぱり悪貨は良貨を駆逐するという格言がありますけれども、金貨の中でも1つだけ、1枚だけ悪い1ドル金貨があると、金の量が半分だというのが1つあると、全ての金が下がるということがあるわけでありまして、2,000万ケース、キャベツのケースを入れても、10ケースでも本当に悪いキャベツがあるとどうしてもマーケット全体が悪くなると、こういうこともございます。

農協さんはしっかりと管理もして、検査員もおって、いいものを安定的に均質の出荷をするということで一生懸命やっておりますので、ぜひとも、安心・安全は当然のこと、安定的に供給できる、しかも11月まで供給できる、それと、どうしても夏場、学校が夏休みに入るとどうしても価格が下がって、また夏休みが終わって学校が始まると学校給食が始まるので、ここ数年何とかまあまあ値段が来たんかなという印象を持っておりますので、やっぱり安定的に市場のほうにも決まった量を長く出せるといいのかなという認識は持って

おります。

それ以上私のほうから、マーケットそのものについてあだこうだ言える立場でもございません。ただし、実は先日、マーケットの人に聞いたら、中国から輸入していると。これについては、私、本当にびっくりしました。中国から結構輸入しているというんですね。なので、これはちょっとまずいなと。これは農林水産省に、日本一のキャベツを守るためには中国から入れるなど、こういう話はちょっとぜひとも議会の皆さんとも本当に、ちょっともう少し冷静に勉強をして、そして政策的にお願いするところはしっかり本当にお願いをしたいと思っています。

その辺もしっかり、また議員の皆さんとも協議しながら、行くときは行くようにまた皆さんと情報共有しながら、また生産者の皆さんのご意見もしっかりと確認しながら、来年度に向かって取り組んでまいりたい、こう思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（佐藤鈴江君） 12番、大野議員。

○12番（大野克美君） 長くやっているといけませんので、最後に要望として、私はキャベツで一番心配しているのは、モヤシと同じように、作り過ぎちゃって、結局、価格がもういつまでたっても安いと。だから、ここは何とか村長とか農協のみんなで頭を絞って、どうやって価格を維持するための生産調整的なことを考えられるか、これをぜひ考えてほしいと。でないと、恐らく孀恋はみんな価格が上がらない、作り過ぎのいわゆる共倒れになると、私はそれを心配しているんで、ちょっと要望しておきます。

それで、次、2番目の、先ほど税務で金額の訂正、135億円から165億円とあるんですけども、税務課長で、私の感覚だと、さっき村民税が2,100万円ぐらい少なくなるという話が出たんですよね。私の感覚からいうと、大体キャベツが高い値段で、村民税というのは大体4億円から6億円ぐらいの幅が動きやすいんですよ。

だから、この数字が2,100万円というのは、私、ちょっと正確じゃないんですけども、感覚的には、最後に利益をみんな農家でやってみたら、やっぱり全体的に利益が出ていないので、もうちょっとこの赤字額が、村税の収入が減るんじゃないかなとちょっと想像しているんですけども、これは後でまた調べて予算を組むまでのときに、もうちょっと多いような気がちょっとしています。

それで、それはもうそれでいいです。

あと、観光に関してなんですけれども、観光課長が言った負のスパイラル、雇用というのが、どこの市町村でも働く場所があるということは本当に大事なことですから、この負の

スパイラルに陥らないように。

それで、今私、持っているんですけども、観光経済新聞って、この中のタイトルで最近出たので「旅館がワースト1位」と。何の1位……

○議長（佐藤鈴江君） 大野さん、一問一答でよろしくをお願いします。

○12番（大野克美君） ですから、今、特に雇用が、これはもう要望です。雇用が絶対的に減らないために、特に外国からも来たりする人とか、あるいはそういう人がいてくれたりして随分助かっている面があるので、ですから、ぜひ雇用が減らない、特徴をつけて、それで集客に努力して、働く場所を減らさないようにしていただきたいと。

以上で終わりにします。

○議長（佐藤鈴江君） 以上で、12番、大野克美議員の一般質問を終わります。

◎閉会中の継続審査申出について

○議長（佐藤鈴江君） 日程第3、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、委員会における調査中の事件につき、お手元に配付しました一覧のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤鈴江君） 異議ありませんので、申出のとおり、決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（佐藤鈴江君） これにて本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第7回婦恋村議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和七年 第七回〔十二月〕定例会

婦恋村議定会議録

令和七年 第七回〔十二月〕定例会

婦恋村議定会議録